

平成24年第368回矢吹町議会定例会

議事日程(第1号)

平成24年3月2日(金曜日)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諸報告
日程第 4 町政報告並びに施政方針
日程第 5 報告第 1号 専決処分の報告について(専決第1号 福島県市町村総合事務組合を組織する団体数の増減及び同組合理約の変更について)
日程第 6 議案第18号 矢吹中学校校舎改築工事(Ⅱ期)請負契約の一部変更について
日程第 7 議案第19号 矢吹中学校プール・武道場建築工事請負契約の一部変更について
日程第 8 議案第20号 矢吹中学校(Ⅰ期)空調設備整備工事請負契約の一部変更について
日程第 9 議案の上程
議案第5号・第6号・第7号・第8号・第9号・第10号・第11号・第12号・第13号・第14号・第15号・第16号・第17号・第21号・第22号・第23号・第24号・第25号・第26号・第27号・第28号・第29号・第30号・第31号・第32号・第33号・第34号・第35号
(町長提案理由説明のみ)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(15名)

1番	青 山 英 樹 君	2番	竹 元 孝 夫 君
3番	鈴 木 隆 司 君	4番	鈴 木 一 夫 君
5番	藤 井 精 七 君	6番	棚 木 良 一 君
7番	大 木 義 正 君	8番	角 田 秀 明 君
9番	熊 田 宏 君	10番	永 沼 義 和 君
11番	諸 根 重 男 君	13番	根 本 信 雄 君
14番	吉 田 伸 君	15番	栗 崎 千 代 松 君
16番	柏 村 栄 君		

欠席議員(1名)

12番 遠藤 守 君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 野 崎 吉 郎 君	副 町 長 渡 邊 正 樹 君
教 育 長 栗 林 正 樹 君	代 表 監 査 委 員 佐 藤 昇 一 君
企 画 経 営 課 長 圓 谷 誠 君	総 務 課 長 会 田 光 一 君
税 務 課 長 井 戸 沼 寿 量 君	町 民 生 活 課 長 円 谷 一 雄 君
保 健 福 祉 課 長 深 谷 昌 利 君	産 業 振 興 課 農 業 委 員 会 事 務 局 主 幹 藤 井 良 男 君
都 市 建 設 課 長 藤 田 豊 君	上 下 水 道 課 長 円 谷 清 茂 君
会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長 水 戸 邦 夫 君	教 育 次 長 兼 学 校 教 育 課 長 藤 田 忠 晴 君
生 涯 学 習 課 長 近 藤 尚 一 君	

職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 坂 路 寿 紀	主 幹 兼 局 長 補 佐 菊 地 利 雄 兼 次 長
---------------------	-----------------------------------

◎開会の宣告

○議長（柏村 栄君） 皆さん、おはようございます。ご参集ありがとうございました。

ただいまの出席議員数は15名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより第368回矢吹町議会定例会を開会いたします。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（柏村 栄君） これより会議を開きます。

会議に先立ち報告いたします。12番、遠藤守君より本定例会を欠席する旨の届出がありました。

次に、出席管理職の変更がありましたので、報告を申し上げます。須藤源太産業振興課長にかわり、藤井良
男主幹が出席しておりますので、報告いたします。

それでは、日程に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（柏村 栄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、

11番 諸 根 重 男 君

13番 根 本 信 雄 君

を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（柏村 栄君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期及び議事日程につきましては、議会運営委員会において審議されておりますので、その審議
結果について報告を求めます。

議会運営委員会副委員長、4番、鈴木一夫君。

〔4番 鈴木一夫君登壇〕

○4番（鈴木一夫君） 皆さん、こんにちは。ご参集ご苦労さまでございます。

第368回定例町議会が、本日3月2日招集になりましたので、それに先立ちまして、2月29日午前10時より
議会運営委員会を開き、今期定例会の運営について協議をいたしました。

協議に入る前に、町長から提出予定の議案について企画経営課長から説明を求め、さらに議長から提出され
ました日程案について議会事務局長から説明を求め、協議をしました結果、会期を3月2日から3月12日の11
日間とすることに協議が成立をしました。

町長提出の議案等は32件であります。そのうち専決処分の報告1件、議案第15号の矢吹町復興計画について
1件と議案第18号、第19号、第20号の請負契約の一部変更についての3件については、全体審議といたします。

次に、条例の一部改正など10件、その他指定管理者の指定関係議案2件及び2月24日までに受理いたしました請願1件、陳情1件については、それぞれの常任委員会に付託をして審議をすることにいたします。

また、補正予算関係議案7件と当初予算関係8件については、一般会計と特別会計に分けて、第1予算特別委員会、第2予算特別委員会を設置、構成して審議をすることにいたします。

なお、総務、文教厚生、産業建設の各常任委員会の付託案件は、審議付託表のとおりであります。

また、会期日程及び議事日程については、皆さんのお手元に配付してあるとおりであります。第1日目の本日は、本会議で報告1件、請負契約の一部変更についての3件を全体審議として採決いたし、日程第9で議案第5号から第17号及び第21号から第35号までを一括上程して、町長から提案理由の説明を受け、初日は終了いたします。

続きまして、第2日目の3月3日、第3日目の3月4日は、土曜日、日曜日のため休会といたします。

第4日目の5日月曜日は、通告があった議員から順次一般質問を行います。

第5日目の6日火曜日の午前は、前日に引き続き一般質問を行い、総括質疑をして議案、請願、陳情の付託を行います。午後からは各常任委員会を開催いたします。

第6日目の7日水曜日、第7日目の8日木曜日は、第1、第2予算特別委員会を開催いたします。

第8日目の9日金曜日は、報告書作成のため休会といたします。

第9日目の10日、第10日目の11日は、土曜日、日曜日のため休会といたします。

最終日になります第11日目の12日月曜日は、午後1時から本会議を開き、議案第15号 矢吹町復興計画について及び各委員会に付託した議案、請願、陳情の審査結果を各委員長から報告を受け、審議、採決を行い、今定例会は終了となります。会期中に追加議案等があれば、その時点において議会運営委員会を開き、その対応について審議をすることにいたしますので、皆様のご協力をよろしくお願いをいたします。

ここで、記念写真撮影のお知らせを申し上げます。

定例会最終日の12日午後12時半より、写真撮影を庁舎前で行い、その後本会議となりますので、お願いをいたします。なお、町三役の皆様にもご協力をお願いいたします。

以上で議会運営委員会の報告といたします。

なお、今議会は恒例によって、最終日本会議終了後の午後6時より、観音湯におきまして、町管理職との懇親会を開きますので、皆様の参加をお願いをいたします。

以上です。皆様、ご協力をよろしくお願いをいたします。

○議長（柏村 栄君） お諮りいたします。ただいま議会運営委員会副委員長報告のとおり、今期定例会の会期は、本日3月2日から3月12日までの11日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日3月2日から3月12日までの11日間と決定いたしました。

なお、会期中の個々の日程につきましては、議事日程としてお手元に配付してあるとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（柏村 栄君） 日程第3、これより諸般の報告をいたします。

初めに、去る2月9日に開催されました全国町村議会議長会第63回定期総会において、自治功労者として27年以上在職で棚木良一議員、15年以上在職で永沼義和議員並びに藤井精七議員が表彰されましたので、ご報告いたします。

それでは、表彰されました議員各位への伝達を本席において行います。

それでは、事務局長から名前をお呼びいたしますので、演壇前にお進みください。なお、伝達終了後、受賞者の記念撮影をいたしますので、しばらくお待ちください。

事務局長。

〔表彰状伝達〕

○議長（柏村 栄君） ここで、記念撮影のため暫時休議いたします。

(午前10時12分)

○議長（柏村 栄君） それでは、再開いたします。

(午前10時14分)

○議長（柏村 栄君） 本定例会の議案書、例月出納検査結果報告書、白河地方広域市町村圏整備組合議会、白河地方水道用水供給企業団議会、西白河地方衛生処理一部事務組合議会における議案書等の写し及び請願文書表、陳情文書表、会期外付託案件報告書並びに議案等説明のため出席を求めた者の報告書は、お手元に配付してあるとおりであります。

◎監査報告

○議長（柏村 栄君） 次に、例月出納検査の結果について、代表監査委員から報告を求めます。

代表監査委員、佐藤昇一君。

〔代表監査委員 佐藤昇一君登壇〕

○代表監査委員（佐藤昇一君） 皆さん、おはようございます。

それでは、私のほうから例月出納検査結果についてご報告申し上げます。

検査を執行した日ですが、平成23年度11月分を12月22日に、12月分を1月24日に、1月分を2月24日にそれぞれ行いました。水道事業会計につきましては、平成23年10月1日から12月31日までの第3四半期分を1月25日に行いました。

検査に当たっては、会計管理者並びに上下水道課長から関係する必要書類の提出を求め、それぞれ関係月の出納状況を聞いた後、検査を行いました。その結果、各会計とも出納事務に違法、不当は認められず、計数においても違算はなく、適正なものと認めました。

なお、詳細につきましては、報告書をごらんいただきたいと思います。と存じます。

以上、例月出納検査の結果報告といたします。

○議長（柏村 栄君） 以上で、代表監査委員からの報告を終結いたします。

◎組合議会報告

○議長（柏村 栄君） これより組合議員から議案審議の結果について、順次報告を求めます。

次に、白河地方水道用水供給企業団議員、11番、諸根重男君。

〔11番 諸根重男君登壇〕

○11番（諸根重男君） 皆さん、おはようございます。

去る2月22日に平成24年第1回白河地方水道用水供給企業団議会定例会が開催され、同僚議員であります熊田議員と出席しましたので、その結果について代表して報告させていただきます。

平成24年第1回白河地方水道用水供給企業団議会定例会の開催結果であります。議案第1号 平成23年度白河地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計補正予算（第2号）について及び報告第1号 専決処分の報告についてであり、原案のとおり可決されております。

なお、詳細については、お手元に配付しました白川地方水道用水供給団議会資料のとおりでありますので、ごらんいただきたいと思います。

以上で報告を終わります。

○議長（柏村 栄君） 次に、私から平成24年2月20日に開催されました平成24年第1回白河地方広域市町村圏整備組合議会定例会について報告いたします。

定例会において提出されました議案は、20件であります。主な内容につきましては、平成24年3月31日をもって解散する西白河地方衛生一部事務組合及び白河地方水道用水供給企業団の業務を本組合が承認することに伴い、関係条例の整備及び平成23年度一般会計補正予算と平成24年度予算であり、全議案原案のとおり議決されました。

なお、概略については、配付書類で確認をお願いしたいと思います。

次に、同じく2月22日に開催されました平成24年第1回西白河地方衛生処理一部事務組合定例会について報告いたします。

主な内容につきましては、広域市町村圏整備組合同様、各組合の解散に伴う関連条例の改正と平成23年度一般会計の補正予算であり、いずれの議案も原案のとおり可決されました。

なお、概略については、お手元に配付いたしました資料をごらんいただきたいと思います。

以上で、組合議員からの報告を終結いたします。

◎会期外付託案件調査報告

○議長（柏村 栄君） これより、会期外に行われました委員会の調査報告を各委員長から順次求めます。

矢吹中学校改築検討特別委員会から報告を求めます。

委員長、15番、栗崎千代松君。

〔15番 栗崎千代松君登壇〕

○15番（栗崎千代松君） おはようございます。

矢吹中学校改築検討特別委員会について報告をさせていただきます。

平成19年度の矢吹中学校基本設計報告書を受け、平成20年9月24日に決議され、本委員会に付託されました矢吹中学校改築検討特別委員会については、矢吹町議会会議規則第77条の規定により、次のとおり報告いたします。

1番から5番までは記載のとおりですので、よろしくお願いをいたします。

6番、特別委員会開催経過及び基本的な考え方。

矢吹中学校改築検討委員会は、矢吹中学校の改築事業の中で建築状況確認を含む意見、要望の取りまとめを行うべく、議長を除く15名の全議員により設置されました。その中で、設置時から平成23年12月14日までの間、主に建設現場に伴うコスト軽減及び経済危機対策事業、スクールニューディール構想の取り組みを初め、矢吹中学校改築事業概要全般8回にわたり、本委員会を開催して意見交換を行い、下記のとおり最終報告をまとめました。

記

調査研究事項と調査研究結果に関する対応。

本委員会は、既定の特別委員会調査報告を検証し、未来を担う子供たちのよりよい教育環境整備のため、町民の声を反映させながら、特に財政的な課題克服に基づいた中学校改築事業の審査及び調査を行いました。

第1回委員会、平成21年2月17日開催、矢吹中学校整備事業計画について。

建設工程及び財政状況を踏まえた建築内容の検討を行いました。

第2回委員会、平成21年3月10日開催、矢吹中学校整備事業計画について。

まちづくり懇談会実施経過及びその対応について。

企画経営課の説明を求めました。また、協議の中で財政シミュレーションの判断と整備事業年次計画の判断について検討をしました。矢吹中学校校舎新耐震基準による耐震診断結果及び棟別所見結果検証をいたしました。

第3回委員会、平成21年4月16日開催、矢吹中学校整備事業計画について。

矢吹中学校改築に伴う財政計画関係。財源の確保及び補助金、交付金と中学校整備スケジュール変更に伴う財政見直し。財政シミュレーションのローリング、財政再建3カ年計画達成のための進捗管理検証。

第4回委員会、平成21年5月15日開催、矢吹中学校建設場所に伴うコストの比較について。

第3回に応じて新たな補正を前提とした説明を。経済危機対策事業、スクールニューディール構想の取り組みについて。補助メニューについて理解をするが、6月議会前に町長説明を要望いたしました。

第5回委員会、平成21年6月22日開催、矢吹中学校改築事業概要について。

学校教育課よりの説明を今後の工程、学校模型を配置し、説明を受ける。

議会からの意見書取りまとめを実施いたしました。

第6回委員会、平成21年7月17日開催、矢吹中学校改築事業にかかわる発注状況について。

7月の入札結果、契約内容等の説明を受ける。矢吹中学校改築事業に対する意見、要望の取りまとめを実施。平成21年1月23日、上記をもとに町長に対しての矢吹中学校改築事業に対する要望書を提出をしました。

第7回委員会、平成22年10月22日開催、矢吹中学校改築事業の進捗状況について。

現況報告と現地調査を実施いたしました。

第8回委員会、平成23年12月14日開催、矢吹中学校改築事業の進捗、発注状況について。

学校教育課より進捗状況の説明がされました。校舎第2期工事、ここには記載はされておませんが、プールと武道場の状況について協議を行いました。

同日、建築現場を視察。工程どおり工事が進捗していることを全委員により確認をいたしました。

ほかには躯体工事を残すのみで、3月末には完成する見込みでありますので、本委員会に付託されました要件は完遂したと考え、報告といたします。

4年間にわたり各委員の皆様にはご協力をいただきまして、ありがとうございました。

以上で報告とさせていただきます。

○議長（柏村 栄君） 次に、矢吹町議会活性化等調査特別委員会からの調査報告を求めます。

副委員長、4番、鈴木一夫君。

〔4番 鈴木一夫君登壇〕

○4番（鈴木一夫君） 平成23年度議会活性化等特別調査特別委員会最終報告書。

議会活性化等調査について、最終報告。

第357回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました矢吹町議会活性化等調査特別委員会の調査検討の結果について、矢吹町議会会議規則第77条の規定により、次のとおり最終報告をいたします。

1番から5番につきましては、お手元の資料に記載のとおりでございますので、割愛させていただきます。

6、特別委員会開催結果、経過及び基本的な考え方。

矢吹町議会活性化等調査特別委員会は、議会の活性化を図ることを目的に、議長を除く15名の全議員により設置されました。さらにその中から専門部会6名の委員を選任し、現在、本議会が抱えている課題の抽出項目を絞り、具体的な方策について3度協議をまいりました。

また、検討委員会の意向を受け、本委員会を4回開催したほか、中間報告時に委員会構成委員の意向により、委員長、副委員長との間で意見集約を行い、下記のとおり最終報告をまとめました。その結果について報告をいたします。

記

1、調査研究事項と調査研究結果に関する対応。

当委員会は、地方分権の流れの中で住民の意見を代表する議会として、議会活性化のために次の事項の調査検討を行い、協議をしてきました。

（1）議員定数、議員報酬等（処遇について）。

議員定数の変更、議員報酬の見直しについては、町財政状況と社会情勢を考慮し、今後、町民意見を反映させた改善案を取り入れ、次年度以降についても協議を重ねていくことといたしました。

（2）常任委員会の統合と議長、副議長の任期再考察について。

現在の総務、文教、産業建設、各常任委員会を議員数と機能面から考えると、総務・文教常任委員会の2つに統合したほうがよいと考えられます。また、矢吹町議会の申し合わせ事項ということで、常任委員会の任期に合わせて2年任期の方向が提案をされました。

（3）議員提出議案（発議）に向けた取り組み。

議員提出議案に向けて、その目的と議案作成の手法及び常任委員会との調整体制について検討しました。

議員発議による議案、陳情等の提出については、制度上、認められてはいますが、調整機構を有している常任委員会との関係から、今後とも協議が必要だと考えます。

また、全体協議会や委員会の欠席者が目立つことから、今後、全体の中で議員としてのモラルの再啓発を行う取り組みを行う必要があると考えます。

(4) 一問一答方式の導入。

一問一答方式は、納得がいくまで答弁、質疑を繰り返すことで、議案の審議を十分深めることができると考えられていることから、今後の本町議会についても、将来的に導入を検討すべき事項であり、今後の体制の中で十分な協議と研究を行い、推進していくべきであります。

(5) 議会報告会。

議会の審議経過や議決内容、個々の議員活動を町民に理解してもらうための報告会が必要であるとの意見が総体的に出ています。町民との交流の中で現実した議員定数や報酬に関する意見も聴取できると考えております。

議会活性化等調査に関わる結果について。

前述の提言のとおり、議員発言の提出に向けた取り組みについては、その流れや体制づくりの面からも矢吹町議会のルールづくりを進めることを望むものでありますが、そのスタートは議長からの呼びかけをもって進めることが望ましいと考えます。

本調査研究事項については記載のとおりですので、本委員会に付託された議会活性化等特別委員会最終報告といたします。

なお、最後に委員長、あるいは私、副委員長の体調が不十分でありまして、後半十分な討議をなされなかったことにつきましては、この場をおかりをいたしまして陳謝をいたします。いろいろご迷惑をおかけしました。

○議長（柏村 栄君） 次に、大震災及び原発事故調査特別委員会より報告があります。

委員長、14番、吉田伸君。

〔14番 吉田 伸君登壇〕

○14番（吉田 伸君） 皆さん、おはようございます。

東北地方太平洋沖地震並びに東北電力ではありませんね、東京電力ですね。訂正していただきたいと思えます。東京電力福島第一原子力発電所の事故に関する調査特別委員会報告書。

東北地方太平洋沖地震並びに東京電力、東北にここもなっていますね。東京電力に直してください。東京電力福島第一原子力発電所の事故に関する調査特別委員会委員長、本年度12月12日に決議され、本議会に付託されました大震災及び原発事故調査特別委員会について、矢吹町議会会議規則第77条の規定により、次のとおり報告いたします。

1番から5番までは割愛させていただきます。

6番、特別委員会開催経過及び基本的な考え方。

矢吹町大震災及び原発事故調査特別委員会は、3月11日、大震災と東京電力福島第一原子力発電所の事故からの早期復旧・復興及び救済のため、調査特別委員会を設置しました。主に放射線物質等からの町民の安心の

ため、健康問題、町農産物を初めとした産業経済の分野への影響等、多大な損害に対し、町民とともに考え、将来の矢吹町が夢と希望にあふれた町になるように、全議員が一丸となり方策を講じるため調査研究を行うこととし、議長を除く15名の全議員により取り組んでいます。

本年度における活動内容については、下記のとおりです。

記

調査研究事項と調査研究結果に関する対応。

本委員会は、設置から現在まで、次の活動を実施しております。

(1) 中央への要望書提出。平成24年1月20日、東京都内に赴き、東京電力復興庁、文部科学省、外務省、経済産業省、農林水産省各大臣等への東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う要望書を手渡しました。

(2) 白河市議会、西白河地方町村各議会放射能対策特別委員会正副委員長等との意見交換会。

平成24年2月26日に開催されております。西郷村商工会館において、西郷村議会、白河市議会、矢吹町評議会、泉崎村議会、中島村議会の正副議長及び特別委員会正副委員長により、各市町村の取り組みの情報交換と意見交換を行い、今後の活動について連携の中で、独自の活動を積極的に展開していくことを確認しました。

平成24年2月29日に開催。前回に引き続き、2回目の意見交換会が開催されました。この会議上の中で、西郷村放射対策特別委員会より、参集市町村及び将来的には東白川各市町村を取り込んだ県南地方市町村議会原子力損害賠償対象区域等に関する連絡協議会設立案が提起されました。これに対して、冒頭に白河市、本町、泉崎村から議員が発生しましたが、白河市を除く西白河市町村の中では、本協議会の支持である原発問題損害賠償と将来的に子供たちを守るための対象地域の指定が地域住民の強い意思であること、また、さきに設立している福島県白河・会津地方原子力損害賠償対策本部の後方支援をするためにも、活動と連携は必要であるとの意見が大半を占め、今後についても協議を継続していくこととして、閉会しました。

この中で、新聞紙上で多少白河市が不参加などというふうな内容の記事あたり出ておりますけれども、要するに西郷村については、前年度23年度の9月ですか、始まりました。本町では12月でございます。その次に、中島村、あと泉崎村もできております。期間の温度差があるもんですから、温度差と言っていいんですか、それとも始まりと。もう西郷村あたりは随分進んでおります。そして、ようやく前にも報告したとおりでありますけれども、議会について、白河市議会だけがまだ会の発足ということの、つくるといふような状況でありますので、そういうふうな形できのうの29日ですか、一応その案をまた持って行って協議すると、そういうふうな状況でありますから、あのような記事報道になっております。そのことをつけ加えておきます。

本委員会については、平成24年3月30日の任期満了で終了いたしますが、今後についても本特別委員会は本町に必要であり、新体制の中で継続設置について配慮されますよう申し送りいたします。

この震災について、もちろん放射能についてもあれですけども、これからが除染とか、子供たちの健康、環境問題、本番は私はこれからだと思っております。このままぜひとも継続して、矢吹町とすれば町民の安全と安心を図っていただくように、ぜひとも活躍をお願いしたいと心からお願いして、以上で報告いたします。

以上です。

○議長（柏村 栄君） 以上で各委員会からの報告を終結いたします。

次に、会議規則第121条第1項の規定により、議員派遣についてを報告いたします。

議員派遣の結果につきましては、お手元にお配りをいたしました報告書のとおりであります。

以上で諸般の報告を終了いたします。

◎町政報告並びに施政方針

○議長（柏村 栄君） 日程第4、これより町政報告並びに施政方針を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 議場の皆さん、おはようございます。

第368回矢吹町議会定例会の開催に際しまして、議長を初め議員の皆様に感謝を申し上げます。

それでは、町政報告をさせていただきます。

初めに、東日本大震災の義援金の支給についてであります。国・県及び町の義援金については、5月10日に申請受付を開始し、5月25日に第1回目を配分、その後、2月20日までに合計22回の配分をいたしました。

これまでの配分世帯及び配分総額は、全壊世帯が377世帯、大規模半壊、半壊世帯が1,392世帯で、配分総額は13億9,401万6,484円です。

町義援金については、これまでにご支援いただきました義援金総額が2月20日現在で274件、6,310万596円であり、配分総額は5,417万2,000円となっております。

なお、今後の義援金配分につきましては、震災で被害を受けた商工業者及び中小企業者に義援金を配分することになっておりますので、詳細がまとも次第、被災された事業所等へ配分いたします。

次に、東日本大震災の徴税等の減免についてであります。東日本大震災による被災者に対する各種減免に関する条例等に基づき、徴税等の減免を行いました。

平成24年1月末現在において、町民税2,252件、減免税額6,418万5,000円、固定資産税4,431件、減免税額8,068万9,000円、国民健康保険税864件、減免税額1億538万2,000円、後期高齢者保険料833件、減免額1,956万9,000円、介護保険料1,543件、減免額2,826万2,000円となっており、総額で2億9,808万7,000円の減免措置を行っております。これら減免については、申請受付時に全額変更等を行い、還付対象の方々に速やかに還付ができるよう、手続を進めているところであります。

次に、一部損壊住宅の修繕費助成事業についてであります。本事業は、国の社会資本整備総合交付金事業を活用し、東日本大震災で一部損壊の被害を受けた住宅の修繕費の一部を助成するものであります。

事業内容については、広報やぶきやチラシを作成し、全戸配布するとともに、町ホームページにも掲載し、周知しており、11月14日からの受付開始後2月17日までで386件の申し込みとなっております。本事業が多くの方に利用していただけるよう、申し込み期限を9月28日まで、工事完了期限を平成25年3月31日まで延長しており、今後も広報等で周知を図りながら多くの町民が活用できるようにしてまいります。

次に、損壊家屋等の解体撤去支援事業についてであります。東日本大震災により損壊した家屋、事業所等の解体撤去について、生活環境の保全と町民生活の安全・安心の確保を図るため、家屋等の所有者からの申し込みにより、解体撤去費用を支援いたしております。

事業内容については、チラシを作成し全戸配布しており、12月1日からの受付開始後、2月22日までで既

に解体した方が223件、これから解体する方が75件となっております。今後は、これら申請に基づく建物の解体及び支払い事務に鋭意取り組んでまいります。

なお、当初は2月末度の申し込み期限としておりましたが、繰り越しが可能となったため、申請期限の延長を志すまいと考えておりますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

次に、個人線量計の配布による計測結果についてであります。小・中学生に対して、ガラスバッジ式線量計を10月3日より、未就学児童、妊婦に対して電子線量計を9月29日より配布し、12月20日までの約3カ月間の測定を実施いたしました。

測定の結果、年間1ミリシーベルトを超えると推測される方がガラスバッジ式で2名、電子式で44名となり、ガラスバッジ式の2名については追跡調査を行い、1名は屋外へ放置していた、もう1名は、郡山市など線量の高い地域に多く訪問していたとの調査内容でありました。電子式の44名では、大半が器具の不具合と考えられますが、現在聞き取り調査をするなど原因の究明を図っております。

また、現在、2回目の測定を実施しておりますが、年間1ミリシーベルトを超えると推察される場合には、被曝線量の低減対策について、個別に相談してまいりたいと考えております。

次に、矢吹町放射能測定センターにおける測定状況についてであります。1月4日から業務を開始した矢吹町放射能測定センターの測定状況については、2月27日までで測定総数が498件であり、大半は不検出との結果となりました。しかし、農産加工物である干しシイタケ、芋がら等の自家消費用食材では、食品衛生法で定められた暫定基準値を超過した検体もあったため、依頼者に対し摂取自粛等の指導をいたしました。

次に、農地等の放射能測定結果についてであります。現在、東西しらかわ農協及び白河農協において、農地の土壌調査を実施しております。調査方法については、町内約2,000カ所を1から4ヘクタールの一定の密度に区切り、空間線量及び土壌の調査を実施しております。

また、福島県においても、町内30カ所の土壌調査を実施したところであり、速報値ではありますが、キログラム当たり1,000ベクレルを超過している箇所が数件報告されております。

今後は、各農協及び関係機関と協議しながら放射線移行率や土壌分を考慮し、適切な除染計画を策定するとともに、除染事業を実施してまいります。

次に、東日本大震災に伴う復旧状況についてであります。初めに道路につきましては、国庫補助事業分の96カ所、工事件数35件、事業費約4億4,600万円について、現在工事の発注件数が34件となっております。

工事の進捗状況については、34件のうち11件が完了、8件が施工中、残り15件については未着手となっております。年度内の完了が見込めない箇所については、繰り越しをさせていただき、平成24年度末の完了を見込んでおります。

また、単独事業分の537カ所、工事件数96件、事業費約7,200万円について、現在工事の発注件数が44件となっております。

現在、未発注の52件について測量・設計等の作業を行っており、今年度中に工事を発注するよう努めており、平成24年度末の完了を見込んでおります。

なお、路面状況については、降雪、気温の低下等の影響により、さらにクラックや沈下などの被害が増加しているため、道路パトロールの強化を行い、被災箇所の安全対策及び工事発注を随時実施し、道路災害の復旧

に努めてまいります。

次に、公園につきましては、国庫補助事業分の7カ所、工事件数7件、事業費約4,600万円について、現在工事の発注件数が6件となっております。工事の進捗状況について、6件のうち4件については、年度内完了を予定し、残り2件及び入札不調により現在未発注となっている1件については、年度内の完了が見込めないことから、繰り越しをさせていただき、平成24年度末の完了を見込んでおります。

次に、町営住宅につきましては、国庫補助事業分の町営大林住宅、大久保住宅の2団地、被災戸数37戸、事業費約570万円について、必要最小限の工法により復旧工事を実施し、平成24年度末の完了を見込んでおります。

次に、農業施設、農地につきましては、国庫補助事業分の101カ所、事業費約5億5,700万円について、災害査定等の手続が完了し、現在、工事の発注件数が97件となっております。また、単独事業分の300カ所、事業費約1億円については、現在、工事の発注件数が3件となっており、台風15号災害と合わせ、工事発注に向け鋭意努めております。

なお、平成24年度の作付が可能となるよう全被災箇所を再確認するとともに、4月末の通水時期までには応急措置が完了するよう努めてまいります。

次に、公共下水道施設につきましては、田町・大池線を中心とした下水道幹線の下水道本管被害延長約10キロメートル、工事件数6件、事業費約9億2,500万円について全工事を1月下旬に発注しております。

なお、工事の年度内完了が見込めないことから、繰り越しをさせていただき、平成24年度の早期完成を目指し努めております。

次に、農業集落排水施設につきましては、大和久、寺内、本村、三城目、松倉地区の下水道本管被害延長約4.5キロメートル、工事件数6件、事業費約6億3,800万円について全工事を12月に発注しております。

なお、工事の年度内完了が見込めないことから繰り越しをさせていただき、平成24年度の早期完成を目指し努めております。

次に、水道施設につきましては、水道本管等の被害が約200カ所、事業費約1億2,400万円について約9割の復旧工事が完了し、現在、柿の内水管橋や仮設管の布設替え等の工事を12月に発注し、年度内完成を目指し復旧工事に努めております。

次に、集会施設につきましては、特に被害の大きかった施設が3施設となっております。新町集会所においては、余震等の影響による二次災害が発生する恐れがあるため、早期に建物の取り壊しを行いました。現在は地元行政区との協議を重ね実施設計を発注しており、来年度から建設工事に着手する予定となっております。

一区会館及び小池会館においては、小規模修繕と並行して行った現地調査により、建物全体での大規模な破損等、予想以上に被災の可能性が高い地盤であることが判明し、地盤調査を実施しました。詳細調査の結果、地盤支持力が得られないため、移転し再建設したいと考えております。

次に、福祉施設につきましては、保健福祉センターにおいては、2月中旬に改修工事を発注しましたが、年度内完了が見込めないことから繰り越しをさせていただき、平成24年度の早期完成を目指し努めております。

また、福祉会館の復旧方針につきましては、専門の建築士による調査の結果、土台にほとんど被害を受けていないため、耐震補強工事による改修が十分可能であることが判明いたしました。

このため、現在、保健福祉センターで行っている個別運動プログラムによるヘルスアップ教室の会場としての利用を前提に、実施設計を委託しております。

なお、改修工事については、平成24年8月完了を目標に準備を進めております。

次に、学校施設につきましては、当初計画どおり復旧工事が進み、現在施工中の矢吹小学校、三神幼稚園についても、年度内完成に向け鋭意施工中であります。工事に際しては、生徒や児童への影響を十分考慮し、学校運営に支障が生じないよう復旧工事に努めております。

次に、社会教育施設につきましては、中央公民館で2月上旬に工事が完了し、図書館、ふるさとの森芸術村及び町民テニスコートでは、年度内の工事完了を予定しております。中央公民館及び文化センターでは、工事の年度内完了が見込めないことから、繰り越しをさせていただき、平成24年度の早期完成を目指し努めております。

次に、台風15号災害に伴う復旧状況についてであります。初めに道路・河川につきましては、主にあゆり川沿線等の堤体のブロック等が被災しており、12月中旬に国の災害査定を受け、河川5カ所、道路2カ所の計7カ所を事業費約3,300万円となっております。現在、実施設計を行っており、工事発注については、3月上旬を予定しております。

なお、工事の年度内完了が見込めないことから繰り越しをさせていただき、平成24年度末の完了を見込んでおります。

次に、公園につきましては、三十三観音史跡公園が隈戸川の増水により沿路が被災し、12月中旬に国の災害査定を受け、事業費約300万円となっております。

なお、2月上旬に工事発注をしておりますが、年度内完了が見込めないことから繰り越しをさせていただき、平成24年度末の完了を見込んでおります。

次に、農業施設、農地につきましては、国庫補助事業分の94カ所、事業費約2億4,000万円について、災害査定等の手続が完了し、現在工事の発注件数が3件となっております。

また、単独事業分の150カ所、事業費約5,000万円については、現在工事の発注件数が2件となっており、東日本大震災と合わせ、工事発注に向け鋭意努めております。

なお、平成24年度の作付が可能となるよう全被災箇所を再確認するとともに、4月末の通水時期までには応急措置が完了するよう努めてまいります。

次に、農業集落排水施設につきましては、大和久処理場及び三城目処理場が被災し、事業費約670万円となっております。工事については、12月に発注し、2月下旬にすべて完了しております。

ここまで東日本大震災並びに台風15号災害関連について報告申し上げます。

矢吹町の力強い復興のため、議員の皆様のご協力をお願い申し上げます。私からの町政報告とさせていただきます。

次からの17項目については、項目のみ報告させていただき、内容につきましては、お手元に配付いたしました第368回矢吹町議会定例会町政報告より報告とさせていただきます。

町民新年会の開催について。

経済センサス調査の実施について。

福島県統計功労者表彰式について。
東京矢吹会役員会について。
まちづくり懇談会の開催について。
交通安全防犯行政について。
特定保健指導について。
インフルエンザ予防接種について。
平成24年産米に関する生産目標数量配分について。
企業誘致認定について。
町道整備事業関係について。
道路の除雪について。
きめ細やかな臨時交付金による事業について。
中学生海外派遣事業について。
矢吹中学校改築事業について。
成人式の開催について。
さわやか詩集表彰式について。
以上であります。

○議長（柏村 栄君） 町長、ここで暫時休議しましょう。

では、暫時休議いたします。

(午前10時57分)

○議長（柏村 栄君） それでは、再開いたします。

(午前11時09分)

○議長（柏村 栄君） 施政方針をお願いします。

町長。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 続きまして、平成24年度施政方針を述べさせていただきます。

本日、ここに第368回矢吹町議会定例会を招集し、平成24年度の予算案を初め、関係諸議案のご審議をお願いするに当たり、私の所信の一端と復興計画の概要について申し上げ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと思います。

わが国の経済状況は、欧州の財政不安定を背景に、世界的な金融経済危機に直面し、円高が急速に進んでおり、さらには3月11日に発生した東日本大震災や原子力災害の影響を受け、個人消費の停滞や失業率も高水準にあるなど、依然として経済状況が回復するまでには一定の時間を要することが見込まれ、不安定な財政状況が懸念されております。

このような状況下、政府は震災、世界的な金融経済危機、財政といった現下の諸問題の解決に向けた取り組

みを両立させるため、復旧・復興対策について財源を確保し、他年度で収入と支出を完結させる枠組みを定めることを通じ、別途管理での対応を可能とする中期財政フレームの枠組みを導入、策定し、新たな歳入歳出両面にわたる取り組みを定めております。

また、平成24年度予算編成においては、中期財政フレームを前提に、無駄遣いの根絶や不要不急な事務事業の徹底的な見直しを通じ、歳出全般にわたる改革に全力を挙げ、必要性や効果のより高い政策に予算を重点配分する取り組みとして、日本再生重点化措置の実施が決定されたところであります。

本町においては、このような国の動向や厳しい社会経済情勢を踏まえ、第5次まちづくり総合計画の着実な実現を目指すとともに、東日本大震災からの復興と原子力災害に伴う放射線対策事業を最優先事業と位置づけ、町民生活の回復に向けた取り組みを進め、住民福祉サービスの向上と財政健全化を両立し、真に住民ニーズにこたえられる自己判断、自己責任により、経営する地方自治体への転換に努めなければなりません。

厳しい財政状況にありながらも、住民の安全で安心した生活の確保と将来の夢の実現のため、集中と選択による事業の実施と徹底した内部管理経費の削減を継続し、行財政改革を推進いたします。

それでは、まちづくり総合計画と復興計画の連携による早期復興を目指す政策展開について、ご説明申し上げます。

第5次矢吹町まちづくり総合計画は、厳しい財政状況における行財政を効果的、効率的に運営し、町民の福祉の向上に資する具体的なまちづくりの推進のための実用として策定し、矢吹町の将来像を「みんなで支え創造する私のふるさとさわやかな田園のまち・やぶき」と定め、この将来像を実現するために、自立した行政運営、まちづくり財政の健全化を目的とし、20の政策と48の施策を位置づけております。

後期基本計画の初年度であった平成23年度は、矢吹町のネクストステージへの第一歩を踏み出す年でありましたが、東日本大震災による影響は多大であり、多くの事業が中止、あるいは先送りを余儀なくされたため、これらの再開や確実な実施のため、改めて個別の事業計画について精査を図ってまいりました。

さらには、復興計画において昨年度末に策定された矢吹町復興ビジョンで示された、1、生活再建の支援と社会生活基盤の復旧、2、未来を担う子供たちの育成、3、支え合いによる地域コミュニティの再構築、4、産業基盤の再生、5、災害に強いまちづくり、6、新たなライフスタイルへの転換、7、原子力災害の克服、これら7つの復興に向けた主要施策に基づき、「震災以前以上の活力のあるまち、安全安心なまちづくり」を目指した取り組みを、平成24年度以降の当面の間において優先して進めていかなければなりません。

については、総合計画に位置づけられている既存の事業について、復旧・復興にかかわる部分が存するか否かを総点検し、該当する事業については復興計画に改めて位置づけ、本町の復旧・復興を相対的に網羅し、進捗管理を実施することが不可欠であります。

なお、復興計画そのものの位置づけについては、最上位計画である第5次矢吹町まちづくり総合計画を補完する計画として、東日本大震災からの復旧・復興に資する事業を体系化し、他の事業に優先し、確実に遂行するためにその内容を明確化し、個別計画とするものであります。東日本大震災の被害は甚大であり、その復旧・復興策を当面はあらゆる施策に優先して考える必要があります。

しかしながら、優先順位こそ復興計画にあるものの、後期基本計画のみに位置づけられた事務事業についても、期間内の実施に向け最大限努める必要があることは言うまでもありません。

これらをかんがみ、平成24年度以降は、これまでの後期基本計画及び復旧・復興に位置づけられた事業が並行して進められていくことになり、平成19年度から平成21年度まで実施した財政再建3カ年計画の遂行よりも、量的、質的にはるかに厳しい取り組みとなることは明らかであります。町民の皆さんに対して本町の復興イメージが明確に伝わり、将来への明るさ、豊かさが実感できる行政運営を目指さなくてはなりません。

反面、震災による町内農工商業の被害や継続する景気低迷、そして震災復旧に係る莫大な財政出動など、財政面での不安要素は少なくありません。ついては、これまで以上に効果的・効率的な事業とするよう、内容、手法、スケジュール、事業費等の精査に努めてまいります。

以上の考え方にに基づき、平成24年度は復旧・復興へ向け本格的に邁進する年となりますが、その推進に当たり特に重点を置くべき課題は、次の5点であります。

1点目は、農地部分を最優先とした震災からの復旧であります。

道路、上下水道を初めとする我が町の社会生活基盤については、震災直後からの応急復旧作業により、町民の日常生活に支障のない範囲まで持ち直しました。今後は、それらの本格復旧へ向け、計画的かつ着実に実施する必要がありますが、現在、最も切迫した課題は、農業施設及び農地の復旧であります。

昨年は、羽鳥ダム及び幹線パイプラインの被災により、水田の約6割において作付が不可能となり、さらに農地、農業施設においては、町内全域で計402カ所が被災するなど、本町農業への打撃が多大なものであります。本町の基幹産業は、米作を中心とする農業であるとともに、「さわやかな田園のまち」をキャッチフレーズとする我々町民にとって、大きな心のよりどころでもあり、昨年に引き続き、ことしも米作等に大きな支障が生じることは許されない事態であります。ついては、農業施設及び農地の復旧を最優先事項とし、春の作付に支障を来さぬよう、関係機関・団体と連携し、農地・農業施設の復旧に取り組みます。

2点目は、除染計画に基づく町内全域の除染であります。

地震そのものの被害に加え、福島県内全般にわたり、暗く陰を落としているのは放射能問題です。

本町においても例外ではなく、昨年は早い時期から教育施設の校庭・園庭の表土除去作業や校舎・園舎等の除染作業などを実施し、9月25日には、子供たちの通学路等を中心として全町的に除染クリーンアップ作戦を実施し、放射線量の低減に取り組みました。

このように、昨年は主として子供たちを放射能から守る諸方策を実施したところですが、ことしは範囲を広げ町内全域にわたる除染活動も視野に入れる必要があるため、除染の方法等を示した矢吹町除染計画に基づき、農地や一般家庭における除染等を実施し、町民の健康を守り、安全・安心の確保を図らなければなりません。

また、このことは、現在実施している農産品等の風評被害払拭活動にもつながることとなり、町内産業の復興に向けても大きな意義をもたらすものとなります。

「除染なくして復興なし」とし、町内の除染は本町の復興の大前提として、強力かつ継続的な取り組みを進めます。

3点目は、「原子力損害賠償紛争審査会」において決定された中間指針の撤回であります。

昨年12月に、原子力損害賠償紛争審査会において示された、東京電力株式会社第一・第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針追報について、その賠償範囲は浜通り及び中通り、県北・県中地区が対象区域となっており、本町を含む県南地方及び会津地方は対象区域から除外されたものとなって

います。このことは、対象区域決定の要素としている放射線量の観点及び原発からの距離の観点からも全く合理性・論理性を欠いた決定であり、到底受け入れられるものではありません。

この決定を受け、県南、会津の市町村が一体となり、国や関係機関への抗議活動を行っており、当町では全町民による署名活動を実施し、署名簿を文部科学大臣に提出したところです。

今後は、町民、議会、行政のより一層の団結を強くし、福島県民が等しく適切な賠償がされるよう、継続的に要望活動に取り組みます。

4点目は、「中心市街地・復興・街づくり推進事業」を中心とする復興へ向けた取り組みであります。

震災からの復旧・復興は、早期復旧はもとより、震災以前以上よりも活力ある矢吹町の構築のために、各分野における多くの事業に取り組み、本町の全体的な復興を目指すものですが、復興へ向けた課題の中でも、特に中心市街地の活性化と商店街の再構築は重点事項として取り組みます。旧4号国道を中心とする商店街は、古くは宿場町の時代から現代に至るまで矢吹町の顔として反映を続けてきた歴史ある場所であり、今回の震災により深刻なダメージを負ったまま、その歴史を閉ざすことができないものです。先人たちの努力、鋭意を時代に引き継いでいくことが今を生きる私たちの使命です。

ついでに、商店街の復興は我が町の命運を左右する大きな課題として、関係機関・団体が強固な連携を図り、中心市街地活性化の実現に向けて、万全の体制で取り組みを進めます。

5点目は、防災体制の再構築であります。

今回の震災は、本町がこれまでに経験したことのない災害規模であり、発生以降の応急対策と応急復旧において、大きな教訓と課題を残しました。その検証を十分行い、災害発生時において設置する災害対策本部組織を初め、関係機関・団体との連携体制や給水活動や避難所設営、避難者の救護活動といった応急対応活動の基準などの見直しが早急に求められます。

また、耐震性など災害対応力の高い上下水道、道路などの生活基盤の構築、緊急時の情報システムの確立や飲料水確保のための耐震性貯水槽の整備なども合わせて取り組み、防災体制を再構築する必要があります。

地域防災計画を初め、土地計画にかかわる計画などの見直しを図ることにより、災害に強い、そして災害発生時も十分な対応が可能な防災機能・防災基盤の整備に努め、災害に強いまちづくりを推進します。

次に、復興計画に位置づけられる主な事業についてご説明申し上げます。

復興計画に位置づけられる主要な事業は次のとおりであります。そのいずれにおいても、遺漏なく推進されるべきものであり、それぞれの事業内容等について詳細にわたり検討してまいります。

生活再建の支援と社会生活基盤の復旧・復興の基本目標については、震災からの復旧・復興は、まず被災者が震災以前の日常生活を回復することが必要です。住居、雇用、医療、福祉などの応急復旧、生活再建支援が重要であることから、被災者一人一人の生活基盤の再建に早急に取り組みます。

また、社会生活基盤として不可欠な道路、上下水道、農業施設、教育施設等の早期復旧を確実に実施し、今後の力強い復興に取り組みます。

主な事業は記載のとおりです。

未来を担う子供たちの育成の基本目標については、子供たちが安心して学び、生活する教育施設の復旧と生活環境の整備を行います。特に放射線に対する不安を解消し、決して健康に影響が及ぶことがないように、き

め細かな放射線量等の情報の提供や徹底した低減に努めます。

また、子供たちが放射線に関する正しい情報や知識を持つことができるよう支援するとともに、常に合理的な判断力と豊かな心とたくましさを身につけることができるようはぐくみます。

主な事業は記載のとおりです。

支え合いによる地域コミュニティの再構築の基本目標については、震災直後の避難・応急対応には、家族、近隣、行政区などの身近な場面での支え合いが、強い力と大きな効果をあらわすことが実証されました。町内外からの多くのボランティアの皆さんの活動は、今後の防災体制のあり方を考える中で大きな要素となりました。これからの復旧・復興に向けては、公共的な活動を行うボランティアの養成や、地域組織の形成等を支援し、さらに地域コミュニティの強化を図り、協働により地域の復旧・復興を促進するとともに、地域防災体制の再構築を進めます。

主な事業は記載のとおりです。

産業基盤の再生の基本目標については、本町の基幹産業である農業は、その基盤となる農業施設の被害状況が甚大であることに加え、羽鳥幹線水路の損壊により通水がならず、本町の水田の6割で水稻作付ができない状況になりました。さらに、原子力災害による放射性物質による汚染と風評被害は、農畜作物に大きな影響を及ぼし、農業経営に大きな影響を与えています。

このため、新たな農業形態のための支援を強化し、風評被害に打ち勝つ強い農業づくりと安心・安全の農産物づくりを推進し、魅力ある持続可能な産業として振興を図ります。

商業・観光分野においては、活気があり、人々が集う町並みづくりや観光事業について、新たな視点も取り入れながら中心商店街の再生・復興に取り組んでいきます。

また、商工業被災者の事業継続、再開への支援により、震災以前の状況に復旧を目指すとともに、新たなエネルギー政策の時代にふさわしい商工業のあり方、他産業との連携、そして産業全体の振興を図ります。

主な事業は記載のとおりです。

災害に強いまちづくりの基本目標については、今回の震災は、発生以降の情報収集、提供、避難、支援物資、給水などの応急対応と応急復旧は、かつて経験したことのないものであり、大きな教訓と課題を残しました。災害が発生した場合には、被害を最小限に抑えるために、応急対応基準、体制の整備等のソフト面と耐震性など災害対応の高い施設・設備の整備が必要です。地域防災計画を初めとする防災に関する計画等の見直しにより、防災機能・防災基盤の強化を図ります。

また、災害時に重要となる防災拠点施設、道路、上下水道などの災害対応機能の強化を図るとともに、土地利用、都市計画等の全体的な町土利用についても、災害に強いまちづくりの視点からの見直しの検討を進めます。

さらには、災害時における避難、救護の円滑な実施のために、保健・医療・福祉提供体制の整備に努めます。主な事業は記載のとおりです。

新たなライフスタイルの転換の基本目標については、地球規模で提唱されてきた自然環境保全、省資源・省エネルギーの取り組みは、原子力災害によるエネルギー政策の転換の動きにより、さらに推し進められることが見込まれます。しかし、生活の利便性、快適さを保持し、経済活動の進展を図る必要があることから、改め

て自然環境と共生した生活スタイルへの移行について一人一人が考えるともに、町全体として推進することが必要と考えられます。

さらに自然エネルギーなどの再生可能エネルギーを利用した生活、そして再生可能エネルギー関連産業の育成と再生可能エネルギーを活用した産業の振興に取り組むことが必要と考えられます。

主な事業は記載のとおりです。

原子力災害の克服の基本目標については、東京電力福島第一原子力発電所の事故による原子力災害により、本町は環境、健康、教育、産業など広い分野での深刻な影響を受け続けています。これらの影響は長期に及ぶことも見込まれることから、町民の皆さんが安心して暮らせるよう、放射性物質の汚染のない安全な社会環境を目指し、正確な情報の共有のもとに、除染などできる限りの対策を講じる必要があります。

また、原子力災害の賠償・補償は、国及び事業所の責任により、被災者のすべての損害に対して行われるよう支援します。

主な事業は記載のとおりです。

それでは、次に予算の概要について申し上げます。

平成24年度予算に当たり、政府は平成23年12月16日、平成24年度予算編成の基本方針を閣議決定し、同月22日に平成24年度経済見通しと経済財政運営の基本的態度を閣議了解し、これらの方針のもとでの本予算であります。

これを受けて、平成24年度地方財政計画では、地域主権改革に沿った財源の充実を図るため、昨年度に比べ地方交付税総額を800億円増額確保し、一般財源総額についても、中期財政フレーム、平成24年度から平成26年度に基づき、平成23年と同水準を確保しております。

しかしながら、高齢化に伴う医療や年金、介護や子育てなど社会保障経費は、人口構成の大きな変化、雇用基盤の変化、家族形態などの問題に直面しており、地方を取り巻く厳しい環境は依然として今後も続くものとされています。

それでは、我が町の平成24年度予算の概要を一般会計を中心に説明申し上げます。

予算の規模は、上下水道事業会計を除いた一般会計及び特別会計の総額で115億9,462万円、対前年度9億8,825万円、9.3%増となりました。一般会計の予算規模は77億8,700万円で、前年度予算比9億9,700万円、14.7%の増となっております。

歳入の根幹である個人町民税につきましては、東日本大震災の影響により、景気低迷の影響が個人所得にも及ぶものと見込まれますが、税法改正による人的控除廃止の影響により増額を見込んでおります。

また、固定資産税につきましては、東日本大震災の影響、評価替えによる土地と家屋の下落分について減額を見込んでおります。

町税に次いで主要な歳入課目である地方交付税については、「地域主権改革」に沿った財源の充実を図るためとし、地方公共団体が地方のニーズに適切にこたえられるようにするため、地方交付税総額を800億円増額したため、増収が見込まれます。

国庫支出金につきましては、民間保育所運営費負担金、障害者自立支援給付費負担金、消防防災施設整備事業補助金、災害廃棄物処理事業補助金、農業施設災害復旧事業補助金等、東日本大震災の影響による大幅な増

収が見込まれます。

県支出金につきましては、民間保育所運営費負担金、障害者自立支援給付費負担金、除染対策事業交付金、線量低減化活動支援事業補助金、線量計等緊急整備支援事業補助金等、国同様に東日本大震災の影響、原発事故の影響により、大幅な増収が見込まれます。

また、繰入金につきましては、震災復興枠として財政調整基金からの繰り入れや震災復興基金からの繰り入れを見込み、震災後のスタートの年として復興財源の確保に力を入れた内容となっております。

歳入予算の主な内容を項目別に見ていきますと、町税については、1.0%増の20億4,993万7,000円、地方交付税については、6.6%増の19億7,146万8,000円、国庫支出金が38.1%増の8億4,067万4,000円、県支出金が99.9%増の9億8,150万8,000円、財産収入が町有地未利用財産売却収入の減少により、51.9%減の617万円、繰入金が9.9%増の3億4,706万9,000円、町債が災害復旧事業債の増額により、21.7%増の10億5,510万円などとなっております。

歳出予算の主な内容につきましては、14ページ以降の表のとおりですので、ここでは説明を省略させていただきます。

予算のさらに詳しい内容は、予算案と説明書等をごらんいただきたいと思います。

また、予算特別委員会におきまして、各担当課長からも詳しく説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

続いて、組織機構の考え方についてご説明申し上げます。

平成23年度の組織機構は、東日本大震災による被災者生活再建支援と災害復旧・復興事務事業にシフトした体制としております。復旧事務事業等は平成24年度も継続するものの、事務量は縮小すると見込まれますが、地域防災計画の見直しとそれに基づく防災体制等の整備、放射線対策、あるいは商店街の復興など、新たに復興計画に基づく事務事業に取り組み、町民の安全と安心の確保を震災以前以上の活気あふれる矢吹町の復興により、町民の元気を取り戻す行財政運営を目指します。

現在、職員数は複数部署において欠員を生じさせ、事業課等へのシフトをしている状況であり、震災を含め、必要数の職員数を確保することが住民ニーズに的確にこたえる行財政運営のため必要であります。一方では、スマートかつコンパクトな行政組織と定員適正化計画に基づく定員管理を目指さなくてはならないことから、より効率的、効果的な組織運営と少数精鋭の人材育成に努める必要があります。

平成24年度も引き続き、復旧・復興を第一の目標とした組織機構とする必要がある一方で、他の事務事業については、全体的な住民サービスの低下を招くことのないような体制整備を行うものとします。

については、平成24年度に向けて各課で所掌する復旧・復興を主とする事務事業の遂行と新たな制度改正等への対応など、課題解決のため最低限の改編とします。

具体的な組織の整備内容であります。1つ目には、企画経営課生活再建支援室は、生活再建支援法に基づく支援金の支給等の被災者生活の支援のための集中的な対応をおおむね終えることから室を廃止し、所掌している事務は本来の所掌課に鋭意引き継ぐものとします。保健福祉課健康増進室は、健康増進施策等の展開と国民健康保険、後期高齢者保険等の運用の役割分担を明確にするため、健康増進係と国保係に分割します。学校教育課施設整備室を施設整備係とします。

2つ目には、復興計画に基づく復旧・復興事業の計画的かつ財政的な調整を行うため企画推進室を廃止し、新たに企画経営課内に復興推進室を設置するとともに、係を再編します。また、一元的な放射線量の調査・対応及び対応が必要な課との調整連携のために、新たに町民生活課内に放射線対策室を新設します。

3つ目として、さきのプロジェクトチームの提言に基づく新たな組織機構への移行については、平成24年度の復旧・復興事業の進捗を見きわめながら、改編実行の可能性を検討し、平成25年度以降、段階的に実施するものとします。

4つ目には、平成18年度から導入したチーム制については、その運用が効果的であるとする意見と、係制度も十分であるという意見が継続しており併用してきましたが、全庁的な統一性をとること、町民から理解されやすい名称とすること、係長を置くことでより責任を明確にすることとし、係長としての職員養成をすることなどの必要性があることから、導入から5年が経過することを区切りとして、全体を係制とします。

最後に、廃止職員数は、今後予定する採用職員数によっては変更があるものとします。復旧事業を多く所掌する事業参加は、確実な外部支援を確保するものとします。定員適正化計画に示す以上に減少する職員数により、復旧・復興事業、あるいは増加する行政需要にこたえるため、改めて適正な職員数を検討するものとします。

終わりに、平成24年度は本格的な復興のスタートの年であることから、計画に位置づけた事務事業を確実に推進し、「みんなで支え創造する私のふるさとさわやかな田園のまち・やぶき」を目に見える形で実現し、さらには「震災以前以上の活力のあるまち、安全安心のまちづくり」を目指し、粉骨砕身の覚悟で取り組んでまいります。

矢吹町議会議員の皆様におかれましても、より一層のご指導とご協力をお願い申し上げますとともに、町民の皆様にも町政に対するご理解、ご協力をお願い申し上げます次第でございます。

平成24年度の予算案を初め、関係諸議案につきまして、何とぞ原案どおりご承認いただきますよう、ここにお願い申し上げます次第であります。

平成24年3月2日、矢吹町長、野崎吉郎。

以上です。

○議長（柏村 栄君） 以上で、町政報告並びに施政方針は終了いたします。

◎報告第1号の上程、説明、質疑

○議長（柏村 栄君） 日程第5、これより報告第1号 専決処分の報告について（専決第1号 福島県市町村総合事務組合を組織する団体数の増減及び同組合規約の変更について）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、説明申し上げます。

報告第1号 専決処分の報告についてであります。本件は平成24年3月31日をもって福島県市町村総合事務組合の構成団体であります伊達市国見町大枝小学校組合、田島下郷町衛生組合、西部環境衛生組合、西白河

地方衛生処理一部事務組合及び白河地方水道用水供給企業団が脱退し、平成24年4月1日から南会津地方環境衛生組合が加入することに伴い、地方自治法第286条第1項の規定に基づき、同組合理約の変更について協議があり、同法第180条第1項の規定に基づき専決処分したものであり、同条第2項の規定に基づき本議会において報告するものであります。

以上です。

○議長（柏村 栄君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

この報告は、地方自治法第180条第2項の規定による報告のため、討論を省略し、報告のみとさせていただきます。

◎議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柏村 栄君） 日程第6、これより議案第18号 矢吹中学校校舎改築工事（Ⅱ期）請負契約の一部変更についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、説明申し上げます。

議案第18号 矢吹中学校校舎改築工事（Ⅱ期）請負契約の一部変更についてであります。本案は、平成23年6月20日に議会の議決を受けました矢吹中学校校舎改築工事（Ⅱ期）請負契約の締結についての一部変更を行うものであります。

変更内容につきましては、くい及び給食棟と校舎の接続部分であります。くいにつきましては、支持層が深い箇所があり、長さを変更する必要が出てまいりました。給食棟と校舎の接合部につきましては、当初計画より幅が広がったことにより、幅の広い金物に変更する必要が出てまいりました。

変更に伴い、498万9,600円が増額となり、契約金額2億8,770万円が2億9,268万9,600円に変更となりますので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づきまして、議会の議決を経て変更契約を締結するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

以上です。

○議長（柏村 栄君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

6番、棚木良一君。

〔6番 棚木良一君登壇〕

○6番（棚木良一君） 議案第18号について質疑をいたします。

ただいま町長の説明で納得はするんですが、この中にはくい打ち、そしてまた給食室の、いわゆる連結する工事ということで増額補正なんです、いわゆる矢吹中学校の校舎改築工事については、総工事費から増額分については、今後の入札した差額で全体の予算にしていく、工事費に合わせていくということが町長から話があったわけです。

1つは、くい打ちについては、これまでもくい打ちの補正が何回かあったわけですから、当然想定されていたと思うんです。今回、500万円の増なんです、そういった点で経費節減についてそういった努力がなされたのかどうか、その点についてお尋ねをいたします。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 6番、棚木議員の質問にお答えさせていただきます。

くいと連結部分の工事について増額補正ということでございますが、今までの説明では、30億5,000万円の契約ですべて終わらせるということで、今後の工事については、入札の差額でもってそうした出る分についても穴埋めしていくというようなそういう答弁をしまいましたが、今回の設計では予想もできなかったというか、想定を超える範囲でやはりくいという部分については、新たに追加をしなくちゃいけないと。また、連結部分についても、やはり現場のほうで施工して、初めてそうした問題点が出たということで、当初の計画ではそうしたことが想定できなかったということでございますので、前々から議員の皆さんに説明しているように、そうした想定をできないものについては、皆さんのご理解をいただきながら追加補正をさせていただきたいというふうに思っております。

なお、経費節減については、できる限り、大変貴重な税金でございますので、そうしたことに強い認識を持ちながら経費の節減に努力しているところではございますが、そうしたことにつきましても、今後さらに経費節減に向けて努力を払っていきたいというふうに考えておりますので、お許しをいただきたいというふうに思っております。

なお、細かい点で、工事の内容等について何本のくいを打ったか、連結している部分、金物についてどういふことでそうしたことが発生したかについては、学校教育課長から説明させますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

学校教育課長、藤田忠晴君。

〔教育次長兼学校教育課長 藤田忠晴君登壇〕

○教育次長兼学校教育課長（藤田忠晴君） ただいまのⅡ期工事に関する工事の変更契約に関する棚木議員の質問にお答えいたします。

Ⅱ期工事のくい工事は26本ございまして、当初に、昨年完成いたしました体育館及び校舎Ⅰ期工事等も含めて、平成21年度に地質調査を7カ所ほどしながら、それを参考にしてくい工事を実施しております。この地質

調査については、本来、数多くやればそのくい工事の変更というのができるだけ少なくて済むわけですが、地質調査経費につきましても、細いパイプを入れてその土を掘り上げて、その土質を検査するだけで、1本当たり80万円ほどの経費がかかって、これの経費をどこまで見込んで詳細にやるかということと、それから実際ある程度の数にして、それを参考にしてくいの長さとかを決定することとの関係については、何本だったらいのかというのは、なかなか悩ましいところでありまして、今回は8本の地質調査の中でそれぞれⅠ期工事、体育館、今回のⅡ期工事、プール、武道場を実施してきたところ、想定以上の深さにその支持力がなくなってしまったというところで、今回変更させていただく部分と先ほど町長が説明した給食棟との接続の関係で、若干接続部分の幅を広くしなくちゃならないというところが出てきたりして、今回の変更になるものでございますので、今後とも議員ご指摘のように、経費節減については、最大限努力しながら残る工事を進めてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（柏村 栄君） そのほかにごございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第18号 矢吹中学校校舎改築工事（第Ⅱ期）請負契約の一部変更についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

◎議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柏村 栄君） 日程第7、これより議案第19号 矢吹中学校プール・武道場建築工事請負契約の一部変更についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、説明申し上げます。

議案第19号 矢吹中学校プール・武道場建築工事請負契約の一部変更についてであります。本案は平成23年6月20日に議会の議決を受けました矢吹中学校プール・武道場建築工事請負契約の締結についての一部変更を行うものであります。

変更内容につきましては、くいと防犯カメラであります。くいにつきましては、支持層が深い箇所があり、

長さを変更する必要が出てまいりました。防犯カメラにつきましては、死角となる敷地や駐車場等を計画している敷地の防犯対策として増設するものであります。

変更に伴い、1,198万6,800円が増額となり、契約金額5億2,131万4,500円が5億3,330万1,300円に変更となりますので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づきまして、議会の議決を経て変更契約を締結するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

以上です。

○議長（柏村 栄君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第19号 矢吹中学校プール・武道場建築工事請負契約の一部変更についてを採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

◎議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柏村 栄君） 日程第8、これより議案第20号 矢吹中学校（I期）空調設備整備工事請負契約の一部変更についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、説明申し上げます。

議案第20号 矢吹中学校（I期）空調設備整備工事請負契約の一部変更についてであります。本案は、平成23年12月12日に議会の議決を受けました矢吹中学校（I期）空調設備整備工事請負契約の締結についての一部変更を行うものであります。

変更内容につきましては、空調設備1台の減及び既存空調設備を含めた集中制御のための仕様変更を行うものであります。

変更に伴い、286万3,350円が減額となり、契約金額4,977万円が4,690万6,650円に変更となりますので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づきまして、議会の議決を経

て変更契約を締結するものであります。

よろしくご審議のほどをお願いいたします。

以上です。

○議長（柏村 栄君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第20号 矢吹中学校（I期）空調設備整備工事請負契約の一部変更についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

お昼5分前なんですけれども、あと20分か30分ぐらいかかるんですけれども、続行してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） はい。それでは、続行したいと思います。

◎議案の上程、説明（議案第5号～議案第17号、議案第21号～議案第35号）

○議長（柏村 栄君） 日程第9、これより議案の上程を行います。

議案第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号、第12号、第13号、第14号、第15号、第16号、第17号、第21号、第22号、第23号、第24号、第25号、第26号、第27号、第28号、第29号、第30号、第31号、第32号、第33号、第34号、第35号を一括して議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

なお、朗読は議案名のみとさせていただきますので、ご了承願います。

事務局長、お願いします。

〔事務局長朗読〕

○議長（柏村 栄君） 提案理由の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、説明申し上げます。

初めに、議案第5号 矢吹町基金条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、東日本大震災からの円滑かつ迅速な復興と住民生活の安定及び地域経済の振興等に資するため、福島県市町村復興支援交付

金及び復興交付金を財源として、矢吹町震災復興基金、東日本大震災復興基金を設置するものであります。

「震災以前以上の活力あるまち、安全安心なまちづくり」を目指した取り組みを確実に遂行していくために、これらの基金を活用して復旧・復興に努めてまいります。

次に、議案第6号 矢吹町税条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、東日本大震災において、特例措置が設けられたことによる地方税法等の改正に伴う町税条例の一部改正であります。

改正内容の主なものは、特例措置として住宅や家財等に係る損失の雑損控除について平成23年度住民税での適用を可能とすること、住宅ローン控除の適用住宅が大震災により滅失しても、控除残存期間の継続適用を可能とする等の改正であります。

たばこ税については、地方財源の確保を図るため、税率を引き上げる改正です。

その他、税法の改正による条文の整備を行いました。

次に、議案第7号 矢吹町集会施設条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、地区住民のコミュニティ活動推進の場となる集会場を堤地区に建設中であり、今年度中に完成する予定であります。このため、堤集会所を集会施設として設置したく、地方自治法第244条2第1項の規定に基づき、本条例の一部を改正し、堤集会所の項を追加するものであります。

次に、議案第8号 矢吹町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、子育て支援の一環として被保険者等の経済的負担を軽減し、安心して医療が受けられるようにすることを目的に、医療費の無料の対象を満12歳から満18歳までに引き上げるため、矢吹町国民健康保険条例の改正をするものであります。

次に、議案第9号 矢吹町介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、介護保険法第129条の規定により、矢吹町における平成24年度から平成26年度までの3年間の第1号被保険者、65歳以上の介護保険料を、同法執行令第38条各号に規定する保険料率に従って被保険者の所得区分ごとの保険料を設定するため、矢吹町介護保険条例第2条の一部を改正するものであります。

本改正により、基準月額を1,025円値上げし、3,931円とするものであります。

なお、この保険料額につきましては、県南で一番低い階層に位置することから、ご理解をいただきたいと考えております。

次に、議案第10号 矢吹町営住宅等条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が平成23年5月2日に公布され、公営住宅法及び同法施行令が改正されたことに伴い、矢吹町営住宅等条例の一部改正するものであります。

改正の主な内容は、町条例で入居資格の特例として準用していた公営住宅法施行令が廃止されたことから、単身入居の資格が認められていた老人、身体障害者、その他居住の安定を図る必要がある者の特例を継続するため、町条例に同様の規定を加えるものであります。

また、公営住宅法の改正によるその他条文の整備もあわせて行っております。

次に、議案第11号 矢吹町教育委員会教育職員の給与の特例に関する条例についてであります。本案は、町教育委員会はこれまでも児童・生徒の学力向上や幼保小と小中連携等の各種施策を実施してきましたが、教

育委員会事務局に指導主事を配置し、各学校と協力して指導的に授業を進めるとともに、より一層の学力向上と教育委員会と各学校間及び学校間同士の連携強化を図るため、平成24年4月1日から県教職員の割愛による指導主事を採用することにいたしました。

そこで、割愛人事による採用に際し、当該教職員が矢吹町教育委員会に勤務することで、学校教職員としての勤務地と比較して不利にならないよう、給与を職務の級、初任給、昇格及び昇給等の基準並びに給与の特別調整額については、福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例の規定を適用する内容の給与の特例に関する条例を制定するものであります。

次に、議案第12号 矢吹町スポーツ推進委員設置条例についてであります。本案は、平成23年6月24日にスポーツ基本法が公布され、これまでの体育指導委員がスポーツ推進委員に名称変更となったため、同法第32条第2項の規定に基づき、矢吹町スポーツ推進委員の職務等に関し、必要な事項を定めるものであります。

なお、このことにより、これまでの矢吹町体育指導員設置条例は廃止いたします。

次に、議案第13号 矢吹町保健事業訪問員設置条例についてであります。本案は、町内の生後4カ月までの乳児のいる家庭における育児不安の軽減や、乳児への虐待の予防並びに健康診査の受診率向上を目的とし、保健事業訪問員を設置するため、その職務等に関し必要な事項を定めるものであります。

次に、議案第14号 矢吹町介護財政安定化特例基金条例についてであります。本案は、介護財政の安定を図る目的で、平成24年度に介護報酬が増額回答されたことから、当該改定による介護保険料の急激な上昇を抑制するため、財政安定化基金特例交付金が県より交付されます。この交付金を適用に管理、運用するため、矢吹町介護財政安定化特例基金を設置するものであります。

次に、議案第15号 矢吹町復興計画についてであります。昨年3月11日に発生した東日本大震災から1年が経過しました。今振り返ればあっという間の1年であり、同時に非常に長く苦しかった1年でした。生涯忘れることのない1年であります。本町へ与えた震災の被害は甚大であり、家屋の倒壊、上下水道、道路などの損壊により、発生直後からの避難所の設営、給水活動、ライフラインの復旧などの災害応急対策は、いまだかつてない経験であり、全町民の支え合い、県内外からの支援物資や心温まる応援メッセージなどにより、辛く厳しい難局を乗り越え、これまでに通常の生活には支障のない程度にまで復旧することができました。

しかしながら、震災のつめ跡は余りにも大きく、いまだ手をつけることができない損壊建築物、建物を取り壊した空き地などが多く見られ、家を失い、職を失い、厳しい生活を送る方々も少なくありません。

このような状況から、一日も早い震災前までの完全復旧はもとより、震災以前以上の活力ある矢吹町への復興を目指さなくてはなりません。昨年12月には、復興に向けた基本的な考え方を示した矢吹町復興ビジョンを策定し、ご意見をいただいてまいりました。それ以降には、改めて1,000人を対象としてアンケート調査を実施するとともに、まちづくり懇談会を通じて意見をいただくなど、今後の復興に向けた町民の皆さんの強い思いを集約したものとして、矢吹町復興計画案を取りまとめることができました。

この矢吹町復興計画は、第5次まちづくり総合計画を上位計画として、「みんなで支え創造する私のふるさとさわやかな田園のまち・やぶき」とする目指す将来像を共有し、総合計画を補完し、総合的に推進するものとします。計画期間はおおむね10年間として、取り組むべき政策、施策、事業を位置づけ、確実な遂行を目指してまいります。

そのために、町全体でこの計画を共有し、支え合いと協働により、復興の取り組みを進めてまいりたいと強く考えております。これからの本町の明るい未来に向けた復興につきまして、議員の皆様の深いご理解と多大なご協力をいただきたく、よろしくご審議のほどお願いいたします。

次に、議案第16号 矢吹町コミュニティプラザ及び矢吹町営駐車場の指定管理者の指定についてであります。施設の管理・運営につきましては、平成21年度より指定管理者制度を導入し、矢吹町商工会を指定管理者として、適切かつ効率的な管理運営を行っているところであります。特に、利用者が安心して利用できる施設を目指し、事件、事故等の未然防止のための定期巡回や、再発防止のための啓発活動、施設内への環境改善等、犯罪等が顕著に減少していることが警察関係機関より表彰されるなど、高い評価を得ております。

また、駅前及び中心市街地活性化の観点から、各種イベントや情報の発信、収集などを積極的に実施し、にぎわい創出のために日々努力をしているところであります。これまで3年間の施設運営で培ったノウハウをフルに活用し、さらに良好な施設運営が期待できるものと考えます。

今回、商工会と矢吹町コミュニティプラザ及び矢吹町営駐車場の指定管理条件等の協議が整いましたので、指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第17号 矢吹町集会施設の指定管理者の指定の一部変更についてであります。本案は、議案第7号でご説明しましたとおり、堤集会所を集会施設として設置することに伴い、平成23年3月22日に議会の議決を受けた矢吹町集会施設の指定管理者の指定についての一部を変更し、「堤集会所」の項を追加し、地元の堤行政区を指定管理者として指定したく、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第21号 平成23年度矢吹町一般会計補正予算（第10号）についてであります。本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ13億4,957万5,000円を追加し、総額を120億6,488万7,000円とするとともに、繰越明許費の補正、債務負担行為の補正及び地方債の補正を行うものであります。

歳入の主な内容は、地方交付税3億7,074万5,000円、県支出金3億3,936万5,000円、繰入金1億8,204万7,000円、町債5億8,620万円を増額し、国庫支出金1億4,429万円を減額するものであります。

歳出の主な内容は、総務費が震災復興基金原資積立金等により9億1,798万2,000円を増額、衛生費が衛生一部処理組合費負担金等により4,078万8,000円を増額、農林水産業費が東日本大震災による公営企業に対する財政措置等による農業集落排水会計への繰出金等により3億9,509万4,000円を増額、土木費が東日本大震災による公営企業に対する財政措置等による公共下水道会計への繰出金等により2億5,962万9,000円を増額、消防費が広域圏消防費分担金等により3,858万4,000円を増額、民生費が倒壊危険物建物解体工事等の精算により1億1,389万3,000円の減額、教育費が表土除去工事や空調設備工事等の精算により1億3,217万4,000円の減額、災害復旧費が厚生労働施設災害復旧工事等の精算により5,835万円を減額するものであります。

次に、繰越明許費の補正内容につきましては、損壊家屋等解体事業道路橋梁災害復旧事業等の23事業について、年度内完了が困難なことから、総額10億4,192万円を追加するものであります。

次に、債務負担行為の補正内容につきましては、矢吹町コミュニティプラザ及び矢吹町営駐車場指定管理料2,070万円を平成24年度から平成26年度までを期間とし、追加設定するものであります。

次に、地方債の補正内容につきましては、学校教育施設等整備事業債表土除去1,070万円、上下水道施設災害復旧事業債8億3,740万円を新たに追加、主要道路等整備事業債50万円、公共土木災害復旧事業債4,680万円をそれぞれ増額し、一般単独事業債120万円、県営農道整備事業債40万円、学校教育施設等整備事業債中学校1億4,200万円、学校教育施設等整備事業債空調設備1億250万円、福祉施設災害復旧事業債3,430万円、災害廃棄物処理事業債1,380万円、災害援護資金貸付金債500万円をそれぞれ減額するものであります。

次に、議案第22号 平成23年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ1,200万1,000円を追加し、総額を22億5,190万3,000円とするものであります。

歳入の主な内容は、国民健康保険税1,223万8,000円、県支出金314万4,000円、諸収入310万円を減額し、国庫支出金284万2,000円、共同事業交付金1,338万8,000円、繰入金1,425万4,000円を増額するものであります。

歳出の主な内容は、保険給付費580万円、共同事業拠出金662万8,000円を増額するものであります。

次に、議案第23号 平成23年度矢吹町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）についてであります。本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ2,495万5,000円を追加し、総額を13億1,505万1,000円とするとともに、地方債の補正を行うものであります。

歳入の主な内容は、繰入金4億164万7,000円を増額し、使用料及び手数料1,233万6,000円、地方債3億6,560万円を減額するものであります。

歳出の主な内容は、災害復旧費2,877万8,000円を増額し、総務管理費241万円、交際費104万8,000円を減額するものであります。

次に、地方債の補正につきましては、震災により料金を減免したことによる補てんとして、震災減収対策企業債1,300万円の追加、国の補正予算第3号により公営企業災害復旧事業の財政措置として、一般会計からの繰り出しを受けることによる災害復旧事業債3億8,130万円の減額が主なものであります。

次に、議案第24号 平成23年度矢吹町農業集落排水事業特別会計補正予算（第5号）についてであります。本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ1億3,064万9,000円を追加し、総額を8億2,556万8,000円とするとともに、地方債の補正を行うものであります。

歳入の主な内容は、繰入金3億9,516万4,000円を増額し、使用料及び手数料208万7,000円、町債2億9,250万円を減額するものであります。

歳出の主な内容は、災害復旧費1億3,178万2,000円を増額し、維持管理費72万9,000円を減額するものであります。

次に、地方債の補正につきましては、震災により料金を減免したことによる補てんとして、震災減収対策企業債220万円の追加、国の補正予算第3号による公営企業災害復旧事業の財政措置として、一般会計から繰り出しを受けることによる災害復旧事業債2億9,630万円の減額が主なものであります。

次に、議案第25号 平成23年度矢吹町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。本案は、既定の歳入歳出予算からそれぞれ384万8,000円を減額し、総額を10億9,639万2,000円とするものであります。

歳入の主な内容は、国庫支出金434万5,000円、県支出金259万円を増額し、保険料444万5,000円、支払基金交付金644万7,000円を減額するものであります。

歳出の主な内容は、総務費227万円、基金積立金3,597万7,000円を増額し、保険給付費191万5,000円、地域支援事業費197万8,000円、諸支出金3,820万2,000円を減額するものであります。

次に、議案第26号 平成23年度矢吹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてであります。本案は、既定の歳入歳出予算からそれぞれ301万3,000円を減額し、総額を1億1,653万6,000円とするものであります。

歳入の主な内容は、後期高齢者医療保険料311万9,000円を減額し、繰入金20万3,000円を増額するものであります。

歳出の主な内容は、総務費30万8,000円、後期高齢者医療広域連合納付金269万4,000円を減額するものであります。

次に、議案第27号 平成23年度矢吹町水道事業会計補正予算（第5号）についてであります。本案は、収益的収入につきましては、既定の予算から5,000万円を減額し、収入予算総額を3億9,201万2,000円とし、収益的支出につきましては、既定の予算に2,796万2,000円を追加し、支出予算総額を4億9,857万5,000円とするものであります。

収入の内容は、水道使用料5,000万円を減額するものです。

支出の内容は、修繕費、減価償却費等で2,796万2,000円を増額するものであります。

また、資本的収入につきましては、既定の予算から4,410万1,000円を減額し、収入予算総額を1億6,024万8,000円とし、資本的支出につきましては、既定の予算を1,000円追加し、支出予算総額を2億6,750万6,000円とするものであります。

収入の内容は、他会計負担金4,010万円の増額、国庫補助金5,610万1,000円、企業債2,810万円を減額し、支出の内容は企業債償還金1,000円を増額するものであります。

次に、議案第28号 平成24年度矢吹町一般会計予算についてであります。本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ77億8,700万円とし、あわせて債務負担行為、地方債、一時借入金及び歳出予算の流用について定めるものであり、平成23年度予算と比較して14.7%の増額となっております。

内容につきましては、施政方針で申し上げましたとおりでございますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

次に、議案第29号 平成24年度矢吹町国民健康保険特別会計予算についてであります。本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ19億9,922万5,000円とし、一時借入金及び歳出予算の流用について定めるものであり、平成23年度予算と比較して1.0%の減額となっております。

歳入の主な内容は、国民健康保険税4億4,295万3,000円、国庫支出金5億6,562万1,000円、療養給付費交付金7,553万1,000円、前期高齢者交付金2億5,927万円、共同事業交付金2億3,880万7,000円、繰入金2億9,796万7,000円となっております。

歳出の主な内容は、保険給付費12億7,507万5,000円、後期高齢者支援金等2億7,415万2,000円、介護納付金1億2,857万7,000円、共同事業拠出金2億3,880万7,000円となっており、これらで歳出総額の約96%を占めております。

なお、本案につきましては、矢吹町国民健康保険運営協議会より答申を受けた内容となっております。

次に、議案第30号 平成24年度矢吹町公共下水道事業特別会計予算についてであります。本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億9,936万8,000円とし、債務負担行為、地方債及び一時借入金について定めるものであり、平成23年度予算と比較して15.7%の減額となっております。

歳入の主な内容は、使用料及び手数料1億341万3,000円、繰入金2億1,201万7,000円、町債7,970万円となっております。

歳出の主な内容は、総務費9,181万4,000円、事業費2,397万8,000円、公債費2億7,927万6,000円となっております。

次に、議案第31号 平成24年度矢吹町土地造成事業特別会計予算についてであります。本案は、歳入歳出の総額をそれぞれ749万4,000円とし、一時借入金について定めるものであり、平成23年度予算と比較して81.5%の減額となっております。

歳入の内容は、事業収入692万6,000円、繰越金56万8,000円となっております。

歳出の内容は、土地造成事業費40万円、予備費7,094円となっております。

次に、議案第32号 平成24年度矢吹町農業集落排水事業特別会計予算についてであります。本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億9,132万5,000円とし、債務負担行為、地方債及び一時借入金について定めるものであり、平成23年度予算と比較して7.6%の増額となっております。

歳入の主な内容は、使用料及び手数料2,490万1,000円、繰入金1億1,434万3,000円、町債3,640万円となっております。

歳出の内容は、維持管理費5,009万4,000円、公債費1億4,123万1,000円となっております。

次に、議案第33号 平成24年度矢吹町介護保険特別会計予算についてであります。本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億7,593万5,000円とし、一時借入金及び歳出予算の流用について定めるものであります。

歳入の主な内容は、保険料2億601万7,000円、国庫支出金2億5,026万7,000円、支払基金交付金2億9,364万9,000円、県支出金1億5,263万9,000円、繰入金1億7,330万6,000円となっております。

歳出の主な内容は、総務費3,619万3,000円、保険給付費10億803万7,000円、地域支援事業費3,089万9,000円となっております。

なお、本案予算は、第5期介護保険事業計画3年間の初年度の予算であり、平成23年度と比較しますと10.8%の増額となっております。

次に、議案第34号 平成24年度矢吹町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億3,427万3,000円とし、一時借入金について定めるものであり、平成23年度予算と比較して0.1%の減額となっております。

歳入の主な内容は、後期高齢者医療保険料9,053万5,000円、繰入金4,319万3,000円となっております。

歳出の主な内容は、総務費810万7,000円、後期高齢者医療広域連合納付金1億2,565万4,000円となっております。

次に、議案第35号 平成24年度矢吹町水道事業会計予算についてであります。本案は、収益的収入につきましては、総額4億2,820万5,000円を計上し、主な内容は、水道使用料を主とする営業収益が3億5,500万6,000円、他会計負担金を主とする営業外収益7,319万7,000円となっております。

収益的支出につきましては、総額4億5,974万8,000円を計上し、主な内容は受水費等1億7,914万1,000円、減価償却費1億4,626万1,000円、企業債利息5,034万8,000円となっております。

資本的収支予算につきましては、収入額3,517万円に対し、支出総額は1億7,817万円となり、差し引き不足額1億4,300万円は過年度分損益勘定留保資金などで補てんするものであります。

資本的支出の主な内容は、配水管布設事業等で1,760万円、企業債償還金1億5,557万円を予定しております。

なお、上水道の収支予算は厳しい経営状況ではありますが、水道経営健全化計画に基づき今後とも経費の軽減を図り、水道事業の使命である安全かつおいしい水道用水の安定供給に努めてまいります。

なお、議案第31号の中で、最後のころに歳出の内容は土地造成事業費40万円、予備費7,094円と私のほうで説明申し上げましたが、予備費については709万4,000円に訂正していただきたいと思っております。おわび申し上げます。

以上、提案理由とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

以上です。

◎散会の宣告

○議長（柏村 栄君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

どうもご苦労さまでした。

（午後 零時25分）

平成24年第368回矢吹町議会定例会

議事日程(第2号)

平成24年3月5日(月曜日)午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(15名)

1番	青	山	英	樹	君	2番	竹	元	孝	夫	君	
3番	鈴	木	隆	司	君	4番	鈴	木	一	夫	君	
5番	藤	井	精	七	君	6番	棚	木	良	一	君	
7番	大	木	義	正	君	8番	角	田	秀	明	君	
9番	熊	田		宏	君	10番	永	沼	義	和	君	
11番	諸	根	重	男	君	13番	根	本	信	雄	君	
14番	吉	田		伸	君	15番	栗	崎	千	代	松	君
16番	柏	村		栄	君							

欠席議員(1名)

12番 遠藤 守 君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	野	崎	吉	郎	君	副	町	長	渡	邊	正	樹	君								
教	育	長	栗	林	正	樹	君	企	画	経	営	課	長	圓	谷	誠	君					
総	務	課	長	会	田	光	一	君	税	務	課	長	井	戸	沼	寿	量	君				
町	民	生	活	課	長	円	谷	一	雄	君	保	健	福	祉	課	長	深	谷	昌	利	君	
産	業	振	興	課																		
農	業	委	員	会	藤	井	良	男	君	都	市	建	設	課	長	藤	田		豊	君		
事	務	局	主	幹																		

上下水道課長	円	谷	清	茂	君	会計管理者 兼出納室長	水	戸	邦	夫	君
教育次長兼 学校教育課長	藤	田	忠	晴	君	生涯学習課長	近	藤	尚	一	君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	坂	路	寿	紀	主幹兼 局長補佐 兼次長	菊	地	利	雄
--------	---	---	---	---	--------------------	---	---	---	---

◎開議の宣告

○議長（柏村 栄君） おはようございます。ご参集ありがとうございました。

ただいまの出席議員数は14名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

会議に先立ちまして、14番、吉田伸君から午前中の欠席届け出がありました。13番の遠藤守さんは初日に言ったとおり、今議会は欠席ということになりました。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（柏村 栄君） それでは、本日の日程に入ります。

これより一般質問を行います。

通告に従いまして順次質問を許します。

◇ 永 沼 義 和 君

○議長（柏村 栄君） 通告1番、10番、永沼義和君の一般質問を許します。

10番。

〔10番 永沼義和君登壇〕

○10番（永沼義和君） 議場の皆さん、おはようございます。

柏村議長には、今議会に私の実のない質問通告書を受理していただきましたことに心より御礼を申し上げます。ありがとうございます。

私、平成8年4月より議会人としてこの3月末で4期16年、議場の一席を一部の有権者の方々に贈ってくださったことに対し、期待にこたえるべく微力な私ではありますが、頑張ってきました。

しかし、4期目、21年、生前の妻にも議会はやめる、これ以上支持者の皆さんに申しわけないと決心をし、今議会が永沼最後の定例会であります。

第368回議会定例会初日の2日、全国町村議会議長、高橋正会長よりの表彰状授与にも辞退するつもりでしたが、1人の職員の方に話したところ、最後の議会、スムーズにやめていただきたいということで受けた次第であります。

表彰状の文面は、「多年にわたり地域の振興発展に寄与せられたその功績はまことに顕著であります」と書いてあり、表彰状が私には大変重たいものでありますが、4月1日からは矢吹町の住民の一人として私にできることを最大限に生かし、矢吹町のために残された命ある限り、16年議会活動の経験を生かしていく所存であります。

前置きを最後に、野崎町長を初め、職員の方々、3月30日までは同僚議員の皆さん、今日まで大変ご迷惑をかけ、すみませんでした。今後本町のかがみとなるべく、町三役、職員の方々、そして選ばれる議員の皆さん、議会改革に取り組み、本町発展のため一丸となって頑張りたいとお願いを申し上げ、本題に入らせ

ていただきます。

野崎町長、私、12月議会の質問の今定例会は延長であります。端的に質問いたしますので、簡単明瞭にお答えください。

我が町も地震、大震災で大きな被害を受けており、この後、多くの同僚議員が大震災復旧・復興に向けての質問がありますので、私は将来にわたっての夢を町長と語りたいと思います。

まず1点目、町長3期目、約4年近くが残っているわけです。大震災復旧は、12月にも質問しましたが、国から助成で時間が解決するものと思います。

それで、復興についてでございます。2月6日、本町の市街地復興協議会なるものが設置されましたが、それは旧4号線、昔の奥州街道の復旧だと思えます。町長は、具体的にどうあの奥州街道を変化させるのか、お考えをお聞きます。

2点目、総合運動公園用地の利活用は、本町のほぼ中央に位置されているわけで、野崎町長は何をどうする気なのか、それを伺いたしたいと思います。

3点目、現在の町長は、1町2村の中では3期目ということで、首長として先導していくべきであると思うが、合併問題についての考えをお尋ねしたいのであります。

4月1日より、私も一人の住人として明るい未来につながる、住んでよかった、誇れる矢吹町に住みたいのです。野崎町長独自の考えを問うものです。

続いて、教育長にお聞きいたします。

矢吹町の住民、保護者は、教育長は栗林正樹教育長と承知しております。もう教育長在任5年目になるかと思えますが、大変恐縮ですが端的に申し上げますと、最近栗林教育長には力がないという言葉が多く聞かれます。私も一応代弁者としてこのことをそう私も思いますので、これまで足取り、まさにそのとおりであると、大変恐縮でございますが申し上げます。

教育長には、学校卒業後、長年教育畑で飯を食ってきた人物であり、教育界には多大な力があるものと私は思って大変期待しておりましたが、今のところ、私独自の考えでは期待外れでございます。これから、残された期間があるわけでございます。栗林教育長の独自の教育指導をお願いしたい。何が壁になっているのか。野崎町長かもしれませんけれども、教育界は政治とは別でございます。独自に教育一本に的を絞って、今町の児童・生徒に対しても見方を変えていただきたい、力を十分に発揮していただきたいと思うものであります。

この4月より日本古来の伝統スポーツ、柔道、剣道、相撲が男女すべてが必修科目になるわけですが、その指導者の問題。もう時間がありませんけれども、どうした指導者を選ぶのか。今の教師では恐らくできないものと思います。このことは、去年からの小学5、6年生の英語の指導にも私、質問をしたわけですが、指導者がいないんです。この点、近隣に倣ってというのではなく、独自の教育長の考えで、すぐれた柔剣道、相撲はともかく柔剣道に従事した指導者を民間からでもどこからでも選んでいただきたいものであります。

前の議会で教育長の子供の理想像はというふうなことで答弁をいただきましたが、大変長々と答弁していただきましたことに私は何か教科書を読んでいるのかなというふうな形しか思えませんでした。大変失礼ではございますが、私の理想の子供像は、強い意志で、みずから考え、我慢強く、家族、友人、社会に思いやりのある子供に育つようとスポ少の中でも常に教えてきました。間違いでした。

教育長の考えでお答えいただきたいと思います。

さきにも言いましたが、私は4月1日より一住民です。予算委員会でも去年の9月議会あたりから各課長にも一町民だと、これからは違う。この壇上には二度と立てませんが、違う意味で役場にもよく来るからねという話を随分しましたが、議会活動16年の中でこの経験を生かし、今後町のために微力ながら命ある限り続けていく所存でございます。

まずは町長、矢吹町がどうなるのか、明るい未来が見えるのか、その点をもう独自の考えですべて決めるのは町長です。町民の話も意見も必要でしょう。

しかし、もっと理想のある夢のある矢吹町にさせていただきたいのです。野崎町長ならできます。ひとつその点を簡単明瞭にお答えいただきたいと思います。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 議場の皆さん、改めましておはようございます。

それでは、10番、永沼議員の質問にお答えします。

震災復興に向けての私の思いについてのおただしであります。東日本大震災が我が町に残したつめ跡についてはこれまでも幾度となくご説明させていただいたとおりであり、詳細についてここでは申し上げるまでもありません。住まいや生活道路、上下水道等の生活基盤から農地や商工業施設等の産業基盤に至るまで、ありとあらゆるものが甚大な被害を受けたまさしく未曾有の出来事でありました。さらに、これらに追い打ちをかけるかのごとく発生した原発事故による放射能問題は、町民への健康被害の懸念はもちろん、風評被害等による農業を初めとする本町の産業へのダメージははかり知れず、事態は深刻であります。

こうした本町有史以来の最大の危機を克服すべく、この大震災からの復旧・復興を目指し、矢吹町復興計画を策定し、本議会へ上程させていただいたところであります。

本計画の理念は、先人たちの英知と努力により築き上げられ、発展してきた矢吹町を次代へと連続と引き継ぐことを目指し、さらには現代社会が抱えるさまざまな課題を克服し、人と人とのきずな、すなわち支え合いの精神を持って、震災以前以上の活力あるまちづくりを推進し、次代の子供たちために「さわやかな田園のまち矢吹」の実現を目指すことであります。この理念こそ永沼議員のおただしの震災復興への私の思いであります。10年後、果ては100年後の未来にも持続し続け、魅力にあふれ、希望の持てる矢吹町をつくり上げることが復興計画の理念であり、私に課せられた重い使命であると強く認識しております。

その実現には、短期的には町民の皆様の生活再建や道路、上下水道等の本格復旧に取り組むことはもちろん、最重点課題の1つである農地、農業施設の復旧を早急に完了し、震災以前の社会生活基盤を取り戻さねばなりません。

そして、中長期的においては町民の健康不安の払拭と農産物の信頼回復を図るための町内全域の除染を初め、支え合いの精神に基づいた地域コミュニティの再構築、中心市街地活性化や企業誘致等による産業活性化などの実現に向けた数多くの復興施策を強力に推進するとともに、それら活力あるまちづくりの根底で支える防災体制の再構築も図る必要があります。

特に中心市街地の活性化については、人々の集うまちづくりをコンセプトに空き店舗や空き地の利活用を初め、ポケットパークや街路整備、復興のシンボリック施設整備、コミュニティ機能を有する復興とまちづくりの拠点となる複合施設などの整備を図り、大胆に矢吹町を変えて、生まれ変われるよう取り組みを進めていきたいと考えております。

復興に向けての取り組みは、今始まったばかりであります。これら数多くの課題を一つ一つ着実に達成するには、相当の困難が待ち受けていることも覚悟しております。

しかし、その先にある町民の皆さんの笑顔、そしてみんなで支え創造する私のふるさと、「さわやかな田園のまち矢吹」の実現を心の支えとし、邁進してまいりたいと考えております。

なお、合併問題についてのおただしについてでございますが、現在西白河郡管内の町村長間ではそうした話し合いは現在行われておりません。

ただ、現在は連携をキーワードにお互いの町村をどうすべきかを議論し、融和を前面に出しながら協議を進めているところでございます。

今後、町村会で合併の機運を推しはかりながら、そうしたことを十分に協議を進めていくという場面も出てくるかと思いますが、そうした問題については議員の皆様へ逐次報告をしながら、合併の問題の進みぐあいについても皆様のほうにお話しする機会が出てくるのではないかとこのように考えております。

総合運動公園の問題でございますが、総合運動公園用地の利活用については、議員もご存じのように財政再建を優先する必要があるということから、しばらくの間は事業の凍結をせざるを得ない状況にあり、町民の皆様にご理解をいただいております。財政再建3カ年計画の取り組みにより、当初の目標が達成されたことから、改めて平成22年度当初より利活用の検討を再開いたしました。東日本大震災により作業が中断し、現在に至っているところであります。

検討経過においては、従来の考え方であります町の公共施設用地としての利活用、あるいは経済情勢を視野に入れた民間活力の導入など、複数の活用方法を注視してまいりましたが、利活用については今後の社会経済情勢の変化を的確にとらえ、柔軟に対応していくことが必要であり、早急に方法の絞り込み、あるいは優先順位をつけることは困難と考えていたところであります。ある程度の利活用方法の絞り込みが進んだ段階では、関係機関団体を初め広く町民の皆様のご意見を伺うことは必要であると考えておりました。

一方、東日本大震災からの復旧・復興に向けては、新たな視点を持ち、対策をとることが必要であると考え、総合運動公園用地を本町の復興、あるいは福島県の復興のための利活用方法についての検討も必要ではないかと考えております。

以上で永沼議員への答弁とさせていただきます。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 10番、永沼議員のご質問にお答えいたします。

力がないという町民の皆様のご意見、さすがといいますか、皆様見抜く力があるというふうに率直にそう思っております。もとより浅学非才の身ではございますが、叱咤激励の言葉と受けとめまして、この後、精いつ

ばい任務を果たせるよう努力してまいりたいと考えております。

中学校では、来年度から柔道、剣道、相撲等の武道について選択必修ということで中学生は取り組むようになるわけですが、この武道の指導者につきましては、来年度から中学校では剣道を学校選択肢として取り組んでいきたいということで武道場もできますし、それから防具の準備もできますので、剣道の指導に取り組んでいくということでございます。

剣道の指導者については、これまでも体育科の教員が剣道の指導をしてきておりますし、そしてまた、さらに、ずっと子供のときから大学まで剣道をやってきた者も中学校にはおりますので、そういう意味では指導者については今のところ不安というか、特にはないというふうに考えております。

なお、事故等にならないようには十分に安全面に注意をして、指導をしていくように中学校にも指導してまいりたいと思います。

そして、永沼議員がおっしゃられた子供たちの指導については、強い意志で、みずから考え、みずからの課題に粘り強く取り組む子供の育成ということにつきましては、教育の目標の1つとして私も全く同感でございます。

それでは、通告をいただいておりますご質問にお答え申し上げたいと思います。

本町の児童・生徒のよしあしは教育長の行動にかかっている。矢吹町の児童・生徒に対して教育長はどう考えているのかとおただしであります。私自身の児童・生徒観、すなわち基本的に人間をどう見て、児童・生徒をどう見ているのか、そして矢吹町の児童・生徒をどう見ているのか、その真意を述べよというおただしと受けとめまして、以下、私の考えを述べさせていただきます。

私は、人間とりわけ児童・生徒を、性向善説で考えております。漢字で示すとわかりいただけと思いますが、せい（性）は性質の性、こう（向）は向かう、ぜん（善）は善悪の善であります。すなわち善なるものを求め、善なるものになりたいと善に向かって生きていく性質を持っているのが人間であると。すなわち性向善説であります。特に児童・生徒はそういう性質を基本的に持っている存在と考えております。

そうはいつでも、悪の道に走るものもいるのではないかというご意見もあるでしょう。もちろん残念ながら、私も仕事柄そういう事例もたくさん見聞きしてまいりました。

しかし、児童・生徒のそういう事例報告を見ると、その大部分は、ああ、この子はそういう悪いことをしないでは生きてこれなかったんだろうなと思われることばかりでした。親の虐待の中で家を飛び出し、悪の道に入ってしまった例、人間的な扱いを受けず孤立し、自暴自棄になって暴力ざたを起こした例など通常環境であったなら、きっとこういうような問題にならなくてもよかったと思われることばかりでした。まだ未熟な児童・生徒であればなおのこと。善なるものを求めて生きていこうとしています。皆そうです。そうして自分の努力が認められたり、ほめられたりすれば一層自信を持ち、努力勉励し、よりよきものを求めて生きていこうとします。

さて、我が矢吹町の児童・生徒はどうかと見てみますと、目を輝かせて、しっかりと先生の話聞き、勉強にいそむ4月の小学1年生、お勉強しましょうねと言われると、はいと皆答えます。この子供たちは紛れもなく善なるものを求めて学習に取り組んでいます。

中学生もあいさつがよいと町民の方々や他地区の訪問者にも言われます。私は中学校に行っても、もちろん

中学生から「おはようございます」「こんにちは」とあいさつを受けます。少なくとも先生方よりはあいさつがよいかと思います。いじけたような目で、にらみつけるような目で、刺すような鋭い目つきの中学生は1人もいません。かつてはそういう時代がなかったわけではないわけですが、今は他校に誇れる生徒になっております。落ちついて学習に、部活に取り組んでおります。

これまでの永沼議員を初め歴代の議員の皆様方や先生方、そして町民の皆様のご努力により我が矢吹中学校の生徒も本来の性向善説の道を進んでいると確信しております。中学生は、あるいは小学生も文化、スポーツ両面にわたって結果を残してきております。

これからは、より思いやりのある児童・生徒の育成、かつ学習面では学力向上に、教育委員会は学校とともに一層取り組んでいきたいと考えております。ご理解とご支援のほどをよろしくお願い申し上げます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（柏村 栄君） 再質問。

10番、永沼義和君。

○10番（永沼義和君） 再質問をさせていただきます。

まず、1点目の市街地活性化、今の旧4号線ですね、これに対しての町長の諮問機関である協議会が設置されたわけで、町長の答弁にも大胆に変えていくと。それじゃ、その大胆に変えていくというのは、具体的にどういうものか。例えば、私の考えでは奥州街道という旧街道の道路の名前があったわけですが、それを生かす方法がないのか。

私は今あの商店街は、今はほとんど寂れてという失礼になりますけれども、もう町の商店街は八幡町に来たといってもだれもが認める状況であると思うんですね。そうすれば、あの先人の人たちが築いてきたあの旧道、4号線、奥州街道をどのようにしていくのかといえば、私は今残っている店、商店はとりあえずどうしていかかわりませんが、恐らく先はないでしょう。

例えば、奥州街道公園とかさわやか公園通りとか何か公園的なもの、道路の公園、これもひとつの私の案かなと私はそれしか方法がないのかなといつもあそこを通ると、あの周り、住宅、店を見ているとそう思うんですね。これはひとつ、これ私の率直な案なんです、町長が大胆に変えていくというのであれば、もう商店街じゃなくそういった公園道路、年寄り、子供たちがしょっちゅう行き来して、今の道路の幅では間に合いませんけれども、それを大胆に変えたそういった公園的なもの、静かなところ、例えばこういうところであればお茶のみの場、喫茶店を経営してもいいなとか何とかというそういう発想が出てくるそういった何か、はっきり言うと北町から今の泉崎村踏瀬のほうの4号線まで続くような道路、これは合併していかないとなりませんけれども、そういった大胆な発想をしていただきたいなと思うのでございます。

それと、2点目の総合運動公園に対しては、現在凍結というような形で社会変化の中で今後対応をしていくということでございますが、町長3期目なんですよ。今この震災復興・復旧に関しては、12月も今も申し上げましたが、これは国からの助成で、あとは職員の皆さんがその指示のもと、もちろんそれは町長を初め議会も協力し合って進んでいきますけれども、もっと先、10年先、町長は100年先と言いましたけれども、そうは言っていられませんが、せいぜい20年先、30年先、夢のある町民が住んでよかった、ああ、そういう方向かという何か夢を持たせるような考えが町長にはできるのではないかなと私は期待しているんです。

甚だ町長の答弁にはちょっと残念に思うわけですが、もっと強引に町長の頑固さ、いい意味で生かしていただきたい。みんなの意見を聞いて、これは大事なことなんです、町長が将来の矢吹町をといえややはりもっと変化のある東北の矢吹と言われるような町にさせていただきたいと私は思います。

あと、3点目の今のところ近隣の市町村では合併問題は話がないと。そうではないんですよね、町長。それはもう、今はこの大震災という中で右往左往しているんだかわかりませんが、やっぱり町長、町の長としてはこの合併問題は避けて通れない、遅かれ早かれ今だれもこの合併問題には声を出していませんけれども、私はもう前から議員の中でも合併問題もしなくちゃならないんじゃないかという話はしてきました。これはやらなくちゃならないと思うんです、実際。そうすれば、やはり町長みずから先頭を切ってやっていただきたい。

現に、過去には中島村なんかは合併に賛成でしたんです。泉崎村がただいろいろな問題があったから、その中に入らないだけのこと。今はこれできるでしょう、町長の力ならば。せいぜいこの辺を頑張っていたいただきたいと思う。

また、教育長、私の質問に精いっぱい力を注いでいくという言葉聞いて、ちょっと安心したんですが、教育長ならできると思うんです。ただ、やれないのかなと思うのが残念で、まだ矢吹町は剣道を教えていくと。今までも教えてきた矢吹町にはそういう人がいる。そうじゃないんですね。それが悪いとは言っているのではないですけども、もっと力のある、金がかかってもいいでしょう。あ、矢吹の剣道の先生はこういう先生だといえば、習う生徒も保護者も身が入った剣道の習得ができるんじゃないかと思うんです。

今までどおりでは、教育長は矢吹の生徒はいろいろな面で大変いいと言いますが、教育長だからまさか悪い生徒だと言わないでしょうけれども、一般町民、私を初め、全体的に見て、決してほかにまさっているとは思いません。まだまだ将来性がある子供ですので、やはり一丸となって、特に教育長を先頭にして町の児童・生徒をもっと違う目で見させていただきたい。

通告に私は、考える道ということで「考道（行動）」。今までの、5年近くになりますけれども、考えて教育長として進んできたのかなということで、私はこういう形で通告したんです。ひとつ教育長の能力なら、失礼ですけどももっと教育長としての立場、権限、威厳を持って児童・生徒に当たっていただきたい。強くこのことを望み、4月1日より町民としてまた教育長と接していきますので、よろしく願いいたします。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 10番、永沼議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の市街地の活性化についてもっと大胆にというようなことで、例も例えながら今永沼議員からの再質問があったわけですが、私自身も大胆に変えていくという気持ちには先ほど答弁したとおりに変わりはございません。私自身もこうしたときだからこそ、今だからこそできるというようなそういう逆転の発想というか、そういう考え方は持っております。

ただ、先ほどから話をさせていただいているように、今現在、多くの方々の意見を集約して、復興計画、市街地の活性化に向けた意見の集約をしております。商工会のほうからは復興計画の案が提示されております。また、町民有志による復興協議会が結成されて、そちらのほうでも今意見集約ということで中心市街地をどう

するかというようなそうした提案等の集約を進めているところでもありまして、また職員のプロジェクトチームも立ち上がりました。そうした職員の意見もこの復興計画の中に盛り込んでいく、もちろん市街地の活性化というものは大きなテーマであるということを受けて、そうした方々が意見の集約、そして提案をとりまとめていくということでございますので、まずはそちらのほうの考え方というのをお聞きしながら、また私自身が考えていく中心市街地の活性化、そうしたものとすり合わせながら、中心市街地の活性化に向けて大胆に取り組んでいきたいというふうに思っております。

今、お聞かせいただいた通り全体を公園的なものにするというような話がありましたが、私自身もそうした考え方、実は持っておりまして、先ほどポケットパークとかそうした話も含めて、また羽鳥用水のパイプラインの上部についてもそうしたことを受けて、第二の通りというようなことで、町のシンボリックな通りということで、今、永沼議員が言われたような考え方のもとにこの後整備も進めていきたいなというふうに思っております。

次に、総合運動公園でございますが、国からの助成で夢のもと、そうした開発をしてはどうかというようなおただしでございますけれども、そうした意味合いも込めて、私自身も既に県のほうと国のほうに町有地である総合運動公園の跡地の利用については、提案をさせていただきました。

1つは、物流倉庫の拠点とならないかと、さらにはエコタウン、復興工業団地というようなそんな位置づけも考えておりますが、そうしたことを県・国と協議をしながら、町の財産である総合運動公園の跡地の利活用については十分に議論を尽くしまして、検討を加えまして、結論を出していきたい。もちろん、私自身の事業計画のコンセプトは、住民と意見を交換しながら、住民の意見も最大限聞き取りをしながら、利活用に向けて協議をお互いにしていくというようなことでございますので、そうした視点においても考えていきたいというふうに思っております。もっと強引に、頑固さを前面に出してということでございますけれども、十分今でも私自身頑固でございますが、そうしたことも自分の個性も生かしながら、東北の矢吹と言われるようなそんな町に、総合運動公園の利活用を考えていきたいなというふうに思っております。

次に、合併でございますが、先ほども答弁はさせていただきましたが、近隣の町村会では町村長同士では話し合いは現在全くされておりません。

ただ、この後の各町村の経済情勢、または国からのいろいろな支援の問題等々を考えると遠からずそういった話し合いをしなくちゃならない時期が来るのかなというような考え方が私自身の胸の中にもございます。ですから、今後どういう方向で、どんな手法で合併ができるのか、合併のあり方、そして現在合併されている市町村の中身、内容等も十分に検討しながら、今後合併をどうするべきかについても探っていきたいと。機会があれば、各町村長さんと話し合いをしながら、そうしたことについても合意形成に向けて、努力を払っていきたいなというふうに思っておりますので、もうしばらく時間をちょうだいいただければ、大変ありがたいなと思っております。

以上で、永沼議員の再質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） それでは、再質問にお答え申し上げたいと思います。

学校教育という点からいいますと、特に中学校では指導する領域としては、教科、道徳、総合、特別活動などがありまして、その総時間数はこれまでの980時間から1,015時間になるということでふえるわけですが、それと同時に部活動とか文化活動とか、いわゆる学校の計画的な教育活動以外の活動もあるわけでございます。

部活動等については、非常に活発にこれまでも取り組んできて、成果も上がっているというふうに思いますが、この部活動等に力を入れれば入れるほどといいますか、生徒の負担もある程度出てきますし、教員の負担にもなってくるところもございます。

中学校本来の教育は、先ほど申し上げました大きく4領域があるわけですが、そのバランスをとりながら、中学校教育——小学校もそうでありますが、バランスをとりながら教育を進めていくと。そういう学校教育と、それからもう一つは社会教育等の生涯学習ということもあるわけですが、教育委員会といたしましては、これらについても精いっぱい今後取り組んでいきたいと。

これからの変化の激しい社会に思いやりを持ちながらもたくましく生き抜く子供の教育ということについては、私個人としてもといいますか、わずかではあっても独自性を持ちながら、力を入れて取り組んでいきますので、今後ともご支援よろしくお願いを申し上げます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（柏村 栄君） 再々質問。

10番、永沼義和君。

○10番（永沼義和君） 最後でございますので、時間いっぱいやらせてください。

再々質問いたします。

町長の答弁、大体私の質問に答えていただけたかなと思って、ありがたく思います。

問題は、放射能汚染問題なんですね。この問題は、今後何年何十年続かわからない中で、今若い人、子供を持つ若い親、恐らく今町内でも移転している住民が多々いるのかなと私は想像でしているのですが、今後ますますこの問題に対しては子を持つ親、これから赤ちゃんをなす若い親などは転勤、移転というような形にならざるを得ない状況であると思うんです。

そうした中で町長はやはり今この困難なときだからこそ夢のある矢吹町、未来のある若者が住んでいける、子供たちが楽しく学び、楽しく遊べるそういう町を、夢を描いていただきたいと思います。ぜひ、このことを町長に、私一町民の立場で要望しておきます。町長、ひとつこの件は十分考えてください。

続いて、教育長、決して私は矢吹町の児童・生徒が今いろいろな意味で、私の偏見かもしれませんが、あいさつにしろ、決していいとは思いません。むしろ、ほかの学校の子供のほうがあいさつはいいです。これはあゆり温泉に入っていくと子供が来て、必ずこの学校だと話すと、ほかの子供のほうが返事、スポ少で習った子供らは私の顔はわかりますから、何でも答えますけれども、矢吹の子供のほうが返事が悪い、はつきり申しまして。

だから、教育長は、ひとつ私ももう最初から期待していた教育長でございますので、今自分の力が発揮できない状況にありますけれども、この同じ大震災という中で今児童・生徒は大事でございますから、ぜひ教育長

の腕を振るっていただきたい。そして、名を残していただきたい。私、議員になったとき、白河から通っていた坂本教育長、そして前の関根直次教育長、そして栗林教育長。

坂本教育長の場合は、私が質問をしたときに、次の議会にはその先進地、東京の小金井に自分で視察に行つて、答弁していただきました。そういうことに率先して、前のこの議会で教育長、同僚議員からの児童・生徒に対しての質問に対していろいろと答弁をされましたが、私、やじ的に日本じゅうで一番成績、能力があるのは、学力の力があるのは秋田だから秋田さ行ってきたらいいだろうというようなことを飛ばしましたけれども、事実、やはり教育長はそういったことに対しての公金は幾ら使っても私は結構ではないかと思うんです。その辺は町長の判断もありますでしょうけれども、率先して児童・生徒に対してもっと真から向き合っていたいただきたい。

子供たちが教育長に対してもうわかるんです、子供は。この人はおれたちのことを思ってくれているのか、くれないのか。学校の先生もすべてわかっています、子供は。子供が進んで教育長とかけつけてくるような子供にしてくださいよ、お願いします。

最後の質問で終わります。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 10番、永沼議員の再々質問にお答えさせていただきます。

永沼議員がおっしゃるとおり、今後一番は矢吹町で問題になるだろう放射能の汚染、この対策についてどうするかということについては、私も全く同じ考えでございます。そうした放射能の汚染の問題については、今後町としましても十分に対策をとっていききたいと。

12月には除染計画ができました。今現在、今議会にも上程しているとおおり、各課の具体的な実行計画に基づいた予算を約6億円ほどらせていただいておりますが、そうした除染計画、さらには各課の具体的な実行計画に基づいて、それぞれの対策をとっていききたいというふうに思っております。

小・中学校、幼稚園、保育園の校庭、園庭、さらには校舎の除染はもちろんでございますし、通学路の問題、さらには農地、宅地、道路の除染というものも計画的に実施してまいりますし、また永沼議員がおただしのよう、子供を持つ親を含めて人々の健康問題というのは非常に大きな問題だというふうに考えております。内部被曝の問題も含めて、今後、食料、水、そういったものの除染をどうするのか。放射性物質の測定をどうしていくのか。さらには、子供たち、そして妊婦たちにはガラスバッジ、放射線量計を平成23年度に引き続き平成24年度も実施していききたいというふうに思っております。

そうした厳しい環境にあっても夢の持てるそうした矢吹町、これを次の世代の子供たちに安心して、そしてもっともっと矢吹町がいい町になっていくんだというような、そんな希望の持てるまちづくりを今後続けていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上で、再々質問の答弁とさせていただきます。

〔発言する者あり〕

○町長（野崎吉郎君） はい、わかりました。夢の持てる新生矢吹町を皆さんとともにつくっていききたいと考え

ておりますので、よろしくお願いを申し上げまして、再々質問の答弁とさせていただきます。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 永沼議員の再々質問にお答え申し上げたいと思います。

町の子供たちのあいさつは決してよくない、他の市町村の学校と比べてよいとは言えない、そういうようなご指摘をいただいたわけですが、私もさらによく子供たちを見、私としては前よりは十分よくなってきているふうに思ったものですから、そのように申し上げましたが、なお、今ほどご指摘をいただきましたこともさらにまた子供たちへの指導に生かせるように、校長等と協議を重ねて、町民の方からもそのように思ってもらえるような、そういう子供に育てていきたいというふうに考えております。

そして、その秋田にも行ったらいいのではないかというようなご指導も前にもいただいておりましたが、秋田と山形に1月16、17日と行ってまいりました。それらをもとに、また来年度以降学力向上とそして読書指導に力を入れて、教育委員会、学校ともどもに力を入れていきたいと考えておりますので、ご理解とご協力よろしくお願いをいたします。

以上で、答弁とさせていただきます。

〔発言する者あり〕

○議長（柏村 栄君） 以上で、10番、永沼義和君の一般質問は打ち切ります。

◇ 熊 田 宏 君

○議長（柏村 栄君） 続きまして、通告2番、9番、熊田宏君の一般質問を許します。

9番。

〔9番 熊田 宏君登壇〕

○9番（熊田 宏君） 議場の皆さん、こんにちは。

一般質問に先立ちまして、発災から今日の日曜日で1年がたちます東日本大震災で犠牲になられました皆様に哀悼の意と、また被災された皆様にお見舞いを改めて衷心より申し上げます。

では、通告に従まして一般質問させていただきます。

同僚議員と少々重なるところがありますが、私なりに質問をさせていただきますので、夢のあるご答弁よろしくお願いをいたします。

1番、矢吹町復興計画についてということで質問させていただきます。

①番、町内農商工業の復興にどう取り組むのかについてです。

本町の基幹産業である農業は、皆様ご承知のとおり今回の大震災並びに東電の原発事故により甚大な被害をこうむりました。そして、今後の見通しは決して明るいとは申し上げられません。これが目の前の悲しい現実であります。

まず、農業については、福島県産の農作物が県外でどのように見られているか、この現状をお話しさせていただきます。

福島県の米をPRするイベントで、福島県産の米を来場者に配布していたと。イベント終了後、会場内のごみ箱を掃除してみると、そこに配布されていた米が捨てられていたということがありました。実際の話です。

また、商業につきましては、町内の会社さんの店主の方に伺った話を紹介させていただきます。店頭で町内産のモチ米を使ったおもちを販売していたと。そこでお客様が来られて、そのモチ米はどこでとれたモチ米ですかと聞かれたということです。そこで、矢吹町のものですと自信を持って答えたところ、そのお客様は買うのをやめてしまったと。

また、別な菓子店の店主の方は、県外に商品を売りに行かれたイベントの際に、被災地の物産の販売されるイベントだったそうです。そこで、商品を手にしたお客様からどこから来たのですかと聞かれ、福島県ですと答えたら、そのお客様は持っていた商品をぱっと手放して、行ってしまったそうです。その店主の言葉をかきと、ばい菌をさわったような態度で非常にながかりしたということでありました。

また、農業のみならずその他の産業も同様であるといっても過言ではないでしょう。

建設業は別ではないかというふうに思われる方もいらっしゃるかもしれませんが、建設業の方に伺ってみますと、震災絡みの事業であるということで、請負価格が最初からもう15%カットされていると。さらに、この復興バブルでダンプカー代の1日の単価が高騰し、そういうマイナス要因等があり、売り上げが上がるものの決して利益が出ないというのが現実であると。

さらには、町内のみならず皆様もマスコミ報道でご承知だと思いますが、隣県の宮城県では公共事業にもかかわらず入札不調が続き、復旧並びに復興の足を引っ張っている、こういう現実があります。

このような現状を踏まえて、町長は町内農商工業の復興にどのように取り組むのか、伺います。

続きまして、②番です。

町民の安全・安心をどう確保するか。また、原発事故の賠償指針の見直しはということでお聞きします。

今、町民の関心のあることの1つに除染が挙げられます。除染そのものに関しては、この後の除染計画についての質問で触れさせていただきます。では、なぜ町民の方は除染に関心があるのか。それは言わずもがな安全な場所で安心して生活したいということにほかなりません。

では、町ではその町民の気持ちにこびりついた不安をどう払拭するのか。

また、町民の方のほかの関心事としては、原発事故の賠償指針の見直しも挙げられています。当町の隣の鏡石町や玉川村は対象になるのに、その2町村より線量が低い地域がある矢吹町がどうして該当しないのかと。議席におられる議員の皆さんも今の選挙運動中、町民の方に必ず聞かれるんじゃないかと思います。

この賠償指針の撤回については、我が矢吹町議会も特別委員会を設置し、関係省庁に要望に伺わせていただきました。また、野崎町長におかれましても何度も政府や関係省庁に、また大臣に対し行動を起こしておられます。

では、その後、この件に関し進展はあったのかどうか、また今後の見通しに明るい兆しはあるのかどうか、伺います。

続いて、③安心して子供を産み育てられる環境の整備をどのように進めるかということでお聞きします。

皆さんはこの言葉を聞いたことがあるでしょうか。福島に生まれて、福島で子供を産んで、福島で最期を過ごす、それが私の夢なんです。これは昨年8月に福島県内で開催された第35回全国高校総合文化祭の総合開会

式で披露された高校生の言葉です。この言葉は愛する我がふるさと福島を切り開いていこうとする若者の力強いメッセージと震災被害に苦しむ多くの県民に勇気を与えました。

今の政治の使命は、実際に福島県内で安心して生活できる環境を整備することだと思います。

さて、矢吹町に視点を移しましょう。

矢吹町の人口推移を見ると、大震災前までは微増微減を繰り返しておりました。しかし、大震災以後、矢吹町を出て町外や県外に移住された方はふえてまいりました。この件につきましては、12月議会の一般質問の答弁で出されておりましたので、その町外、県外に出た方を矢吹町のほうにまた引き戻すということは、容易でないということは、皆様想像にかたくないと思います。

その町外移住に歯どめをかけて、人口減をふさがないといけないと思います。地方自治体にとって人口減は、税収減のみならず、すべてのベースとなるものです。人口が減る一方ではまちづくり計画に沿った町政運営も実施できないと思います。

よって、今直ちに効果的な出産、育児奨励の仕組みを構築すべきではないかと思えます。

では、どうするか。矢吹町への転入を進めることも重要だと思います。さらに、今住んでいる方々に、これから結婚する方々に矢吹町で産みたいと思っただけの政策を打つべきではないでしょうか。

さて、現実に福島県や矢吹町で子供を産みたいと思える環境が今整備されているのでしょうか。

福島県は、医療費を18歳まで無料化する方針を示しました。当町にも県に先駆けて実施されますが、では、医療費が無料化されれば安心して子供を産もうとするか非常に疑問です。

では、どうするか。まず、産む意欲があるが産めない女性、不妊治療の補助の増額などを検討してはどうでしょうか。けさもニュースで俳優の石田純一さんの奥様、東尾理子さんが妊娠したということをお知らせしました。そういうことを進めていくことによって、町内に住んでいる方に産んでいただく、そういうことによって人口をふやす。

では、福島県の隣県栃木県では、不妊治療の補助額に約10万円の開きがあります。これを栃木県と福島県と同等とすること、この県の取り組みを要望していくべきではないでしょうか。

次に、第1子から第4子、第5子ぐらいまで、段階的に優遇措置を講ずることも必要です。当町では現在第3子以降保育料無料を実施して、好評を得ていますが、では平均の子供の人数が2人に満たない現状を考えたときに、第2子、これを産もうとする意欲をわかせる施策がまず必要だと思います。このようなことは本来政府が取り組むべきですが、今の迷走している政府にとっては、なかなか難しいのではないのでしょうか。

では、矢吹町で、福島県でこれから実際に取り組み、成功例を見せて、それをもって国に報告等をして、さらに中身を充実させ、人口を増加させていく。人口の増加は、少子高齢化だけでなく、経済活性化、ひいては社会保障問題やその他のもろもろの問題の解決のきっかけになると思います。今、福島県や県内自治体は復興に向けて新しい施策を実施しやすい国のサポートを受けやすい状況であります。

よって、家庭における出産から大学卒業までの経済的負担軽減と教育の充実を図り、子育てしやすい自治体、これを目指し、中身の伴った人口増加のモデルとなるような取り組みをしてはいかがでしょうか。

それと並行して、18歳以下医療費無料化を利用し、矢吹町をがん発生率日本一低い町に組み込む、また福島県でも福島県をがん発生率日本一低い県を目指すというのも可能ではないのでしょうか。

冒頭に申し上げた言葉、福島に生まれて、福島で子供を産んで、福島で最期を過ごす、それが私の夢なんです。これを福島県民が、生き生きとした姿で実践するべきであると思います。

もし福島県や矢吹町が今のままでは福島で生まれてしまったからしようがなく、県外に行くと差別されるから福島で子供を産むしかなくて、福島で悲しい最期を過ごす、それが悲しい現実なんですというような県にならないように、復興に向けて、元気に、陽気に生きていけるような取り組みをすべきだろうと信じます。

続きまして、④番、東日本大震災と同様の災害に備えての災害に強いまちづくりの取り組みはということでお聞きします。

関東大震災から88年半、終戦から66年半たちました。日本は世界の方々が称賛するような姿勢を見せ、今や今回の大震災でも立派な国だと言われております。今国は国民の不信を得ているような状態でありますので、まず町がしっかりして、町民に信頼されるそんな行政を行わなくてはなりません。

まず、安心して住めるように大きな災害に備えての改めて災害に強いまちづくりの取り組みについてお聞きします。

⑤番、家屋解体補助の期限は延長すべきではということでお聞きさせていただきます。

損害家屋等の解体撤去支援事業についての期限については、町政報告の中でも当初は2月末での申し込み期限としておりましたが、繰り越しが可能となったため、申請期限の延長をしてみたいと考えておるといふうに町長のほうから町政報告がありました。

よって、どのように取り組むのかお聞きします。

大きな2番、矢吹町除染計画についてお聞きします。

①除染の実施はどのように進めるか。また、除染の期間、目指す数値目標はということと期間並びに数値目標、そして姿勢を含めて伺いたいと思います。

②番、除染実施に町民はどうかかわるのかということでお聞きします。

昨年のクリーン作戦でも町民の皆さんにご協力をいただいてクリーン作戦を進めました。通学路の除染をさせていただきましたが、地区によってはその抜いた草をどこに処分するんだということ、結局草むしりもできなかったという地区もあったと聞いています。また、そのむしった草などを集会所に置いたが、近隣からクレームがあるというようなことがありました。

では、今後の除染計画において、町民はどのようにかかわっていくのか。町民が喜んで安心して協力できるようになっているのか、伺います。

次に、教育行政について伺います。

3番、教育施設の安全と新年度の取り組みについてということと伺います。

①子供たちの安全な環境確保をどのように進めるのかということでお聞きします。

教育委員会におかれましては、昨年小学校など園庭、校庭の表土はぎをいち早く実施していただき、除染に取り組んだ姿勢は町民の方からも評価を受けました。

しかし、その表土はぎを実施した砂等をいまだに校庭に埋めたままにしてあるということ、一安心はしたものの、安心し切れてはいないというのが町民保護者の実際の心情であります。

では、今後どのように除染、特に教育施設の除染を進め、安全を確保するのかということでお聞きします。

②番、夏期講習の内容と目標はと。また、その他の学力向上対策はということでお聞きします。

新年度、夏休みに夏期講習が実施されるというふうになっておりますが、目標、目的は間違いなく学力向上だと思います。

では、その目標、現在の学力がこのぐらいで、目標はここだということを具体的に何をもって今の学力とし、学力向上対策を実施した後の成果はこう出たというのを示すのかということをお聞きしたいと思います。

以上、質問を終わらせていただきます。よろしくご答弁をお願いします。

○議長（柏村 栄君） ここで暫時休議いたします。

(午前11時07分)

○議長（柏村 栄君） それでは、再開いたします。

(午前11時19分)

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） それでは、9番、熊田議員の質問にお答えいたします。

初めに、矢吹町復興計画における町内農商工業の復興への取り組みについてのおたがしであります。農業におきましては喫緊の課題といたしまして、昨年の大震災により被災を受けた国営造成隈戸川農業水利施設を初め、402カ所にも及ぶため池や農地の復旧を最重点課題として取り組まなければなりません。万が一、2年続けて作付ができない状況では農家の皆さんの生産意欲がさらに低下し、耕作放棄地の拡大が予想されます。春の作付に支障を来さぬよう、最大限の努力を払っていきたいと考えております。

また、地震の被害に加え、除染、風評被害が本町復興に向けて課題となっております。除染につきましては、矢吹町除染計画に基づき、計画目標である追加被曝線量が年間1ミリシーベルト、時間当たり0.23マイクロシーベルト以上の農地を優先に環境省が提示した除染関係ガイドラインを基本に県南農林事務所やJAと協議を経て、新年度初めに除染を実施いたします。

次に、風評被害に対する対応であります。昨年に引き続き姉妹都市の三鷹市、首都圏を中心に矢吹町農畜産物のPR活動を展開してまいります。また、今後町内全域型の除染活動を初め、農畜産物や加工品の放射能測定を実施し、安全・安心を町内外にアピールしてまいります。

以上が最優先課題であります。具体的な事業計画を申し上げますと、農業の再生として5本の柱から成り立っております。

初めに、食と農業農村基本条例の制定であります。この条例は、食料農業及び農村のあり方について基本理念等を定め、地域農業がその役割を十分発揮できる産業であり続けるための指針として制定いたします。

次に、農業者の新技术の普及と次世代の担い手支援であります。環境に配慮した農業や収入の安定した農業経営の実践に取り組み、若い農業者に魅力ある産業としての振興を図ってまいります。

次に、農地の所有と利用の分離による大規模経営体の形成であります。農地台帳を整備し、農地の所有を明

らかにするとともに、耕作放棄地の解消や認定農業者等に利用権を集約するなど農業地利用集積事業を推進し、経営規模の拡大を図るなど経営体制の最適化に努めてまいります。

次に、施設園芸の振興であります。本町での野菜の栽培状況を見た場合、トマトは作付面積、収穫量及び出荷量とも県内2位のトマト産地であります。その他ほかにもキャベツ、ハウレンソウ、レタス、ブロッコリー等が生産、出荷とも県内では高い位置で推移しております。これらの農産物に対し、さらに高付加価値と効率化を高め、施設園芸の拡大推進を図ります。

次に、独自化の推進であります。商工会や農家と協働し、地域ブランドづくりを推進してまいります。農業の付加価値を高め、新たな特産品の創出やB級グルメなどによるまちおこしを推進してまいります。

以上、申し上げました事業を着実に実行し、震災以前以上のまちづくりを目指して取り組んでまいりたいと考えております。

次に、商工業の復興についてであります。復興計画の最重点課題として掲げさせていただいているとおり、古くから宿場町として栄え、先人たちの努力によって築き上げられたこの町を、まずは我が町の顔である矢吹駅周辺、旧国道沿いの中心市街地の復興、まちづくりにおいてさらににぎわいを創出し、後世に引き継ぐことが私の使命であると考えております。

あわせて、町内事業者の復旧と経営力強化支援、町民の雇用安定と就業機会の拡充についても町の復興と活性化を図る上で、欠かすことのできない重要な施策として掲げさせていただいております。

具体的には、まず中心市街地の復興まちづくりについてですが、人々の集うまちづくりをコンセプトに空き店舗や空き地の利活用を初め、ポケットパークや街路整備、復興のシンボリック施設整備、コミュニティ機能を有する復興とまちづくりの拠点となる複合施設などの整備、そして観光振興によって活性化を考えており、これらを具体的にお示しし、実現に向けて取り組んでいくために町では昨年12月に職員によるプロジェクトチームを組織し、検討を進めているところであります。

さらには、ことし2月に町民有志が発起人となり、地域商店主、町商工会にて組織された矢吹町中心市街地復興協議会より、中心市街地復興まちづくりの一助となりたいとの心強い申し出がありましたので、町と協議会において地域住民の意向と商店主や町商工会で昨年11月に策定した中心商店街復興計画書も参考にし、連携を図りながら取り組んでまいります。

次に、事業者支援として復興と経営力強化に対し融資が円滑に行われるよう、金融機関への原資の預託と国・県の補助事業を受けた場合の町の上乗せ補助、また制度資金を利用する際の保証料の補助を行うなど支援を行います。

次に、町民の雇用安定と就業機会の拡充策として、事業収益や経済情勢の悪化による雇用調整を行う際に、国の中小企業緊急雇用安定助成金に町が上乗せ補助を行い、雇いどめに至らぬよう支援いたします。

また、町内外企業に対し、既存工業団地等への積極的な誘致と今後予定されている県営復興工業団地の早期実現を県に働きかけるなど、企業誘致を強力に進め、町民の就業機会が拡大するよう努めてまいります。

大震災により甚大な被害を受け、今町は非常に困難な状況にはありますが、これに屈することなく逆境を好機ととらえる発想を持ちながら、迅速かつ発展的に取り組んでまいりますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

次に、町民の安全・安心の確保についてのおたただしですが、この後にありますおただしの災害に強いまちづくりの取り組み方についてと関連しておりますので、あわせて答弁させていただくことをご了承ください。

東日本大震災が起これ間もなく1年になろうとしております。未曾有の災害であり、矢吹町にも数多くの甚大な被害をもたらしました。これまで本町は災害のない町としてのイメージが強く、このような大きな被害を受けることは想像することはできませんでした。

こうした反省から、災害はどこでも起これ得るものであるとの観点に立ち、日ごろから災害に対する危機意識を持つことが大変重要となり、その点においては東日本大震災は数々の教訓を我々に与えてくれたと感じております。

中でも震災発生以降の情報収集、提供、避難、支援物資、給水などの応急対応と応急復旧、あわせて発生した原子力災害の脅威はかつて経験したことのないものであり、大きな教訓と課題を残しました。災害が発生した場合には、被害を最小限に抑えるために応急対応基準や体制の整備等のソフト面と耐震性などの災害対応力の高い施設整備のハード面が一体となった持続的な防災システムの整備が有効となります。

町では復興計画の最重点課題に防災体制の再構築を掲げており、地域防災計画を初め都市計画にかかわる計画等の見直しを急務とし、現在これらの検証作業を進めております。このような取り組みにより、いち早く防災体制の再構築を図り、いつでも起これ得る災害に備えることが災害に強いまちづくり、すなわち町民の安全・安心の確保につながるものであると考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、原発事故の賠償指針の見直しについてのおたただしですが、昨年12月6日に原子力損害賠償紛争審査会において示された指針において浜通りと県北、県中地区を損害賠償の対象地域とし、県南、会津地区は除外される決定がなされました。この賠償対象地域の設定は、今回の原発事故による精神的な損害は広く県下同一のものであることは明白ではあること、また、放射線量の観点及び原発との距離の観点からも合理性、論理性の全く見られない線引きであり、到底受け入れられるものではないことはこれまでもあらゆる場で表明してまいりました。

この不当きわまりない指針に対し、対象外地域である県南、会津地区の全市町村で構成する白河地方・会津地方原子力損害賠償対策本部を設立し、1月19日に構成市町村ごとに集約した署名を平野文部科学大臣に提出したことを皮切りに、国や東京電力株式会社及び国会議員に対し幾度にもわたり要望活動を行ってまいりました。

さらに、1月20日には本議会で設置した大震災及び原発事故調査特別委員会に同行させていただき、東電及び玄葉外務大臣を初めとする政府関係者、国の関係省庁に対し強く要望活動を行ってきたところであります。

こうした要望活動のさなか、2月9日付の福島民報に、対象外地域における商品券としての配布を取り下げ、現金給付に切りかえる政府の方針を示すものの報道がなされましたが、これまでの活動の成果が一定の成果をあらわしているものと受けとめております。

しかしながら、その現金給付額が対象地域と同一の大人8万円、子供40万円の水準になるか否かについては不透明な部分があり、また文部科学省においても対象地域の見直しは困難との見解を示しており、いまだ予断を許さぬ状況であることは事実であります。

このような現状を打破するためにも、今後も県南、会津地区の市町村が一致団結するとともに、議員の皆様とも強固な連携をとり、さらなる要望活動を展開し、矢吹町が賠償対象地域となるよう努めてまいりますので、ご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

次に、安心して子供を産み育てられる環境の整備をどのように進めるかとおたがひでございますが、安心して子供を産み育てるための絶対的条件は、放射線に対する不安の解消であり、すなわち徹底した除染と放射線に関する正しい知識と理解であると考えます。

町では復興計画において安心して子供をはぐくむ環境の整備を重要政策とし、安心して子育てできるような情報提供の充実、子育て環境の放射線量の低減、地域ぐるみでの子育て体制の強化、家庭教育の充実による家庭のきずなの重要性を伝える取り組みの4つの施策を推進いたします。

熊田議員おたがひの内容である安心して産むための取り組みとしては、除染計画に基づく徹底した除染を行い、不安の解消を図るとともに、第2子以降のお子さんを出産された方へ5万円を出産祝い金として支給することや、妊婦健康診査を15回分まで助成するなどその健やかな育成を支援してまいります。

また、不妊に悩むご夫婦の経済的負担を軽減するため、県では不妊治療費の一部を助成する特定不妊治療費助成事業を実施しております。この制度は、保険診療の適用にならない体外受精、顕微授精に限り治療1回につき15万円を限度に助成され、初年度は3回まで、2年目以降は2回まで支給されるものであり、町としても県と協力し、制度の周知を図るとともに保健師による健康相談等を行ってまいります。

次に、安心して育てるための取り組みとして、積算線量計（ガラスバッジ）を使用し、子供や妊婦一人一人が受けた外部被曝線量を積算し、これを正確に知ることによって放射線の影響による不安の解消や将来にわたる健康管理に役立ててまいります。

さらに、子供医療費の無料化を18歳まで拡大し、町民の皆さんの負担を軽減することで子育てしやすい環境整備に努めてまいります。

また、多くの子供たちやその親たちが抱える不安や悩みに対し、継続的な心と体のケアをするため、乳幼児健診時の臨床心理士による心の相談会や親子遊び教室、県で実施予定の18歳以下の甲状腺検査事業の協力等、さまざまな子育て家庭に対する支援を行ってまいります。

次に、安心した教育環境としての取り組みとして、子供たちが毎日食する学校給食を安全なものとし提供するため、学校給食用食材及び給食の放射性物質検査を行うとともに教育施設の空間放射線量を毎日測定し、公表するなど児童・生徒及び保護者、学校関係者の安心の確保を図っております。

また、教育施設の放射線量低減のため、平成23年度には園庭、校庭の表土除去を完了し、一定の効果が確認されましたので、今後はそれ以外の施設内での表土除去及び建物等の洗浄作業を行い、安心して活動できる教育環境を整えてまいります。

最後に、放射線に関する正しい知識と理解を得るため、文部科学省では児童・生徒向けに放射線等に関する副読本を作成し、配布しております。小・中学校では、これら教材をもとに4月から二、三時間程度の時間を確保し、放射線に関する指導をしてまいります。

あわせて児童・生徒や保護者の放射線等の被害についての不安からくるストレス等には、町としてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等のカウンセリングによるケアに努めてまいります。

以上のような取り組みにより復興計画の柱である未来を担う子供たちの行く末を確実に実行してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、家屋解体補助の期限延長についてのおただしであります。東日本大震災により被害を受けた家屋は、2月20日現在で全壊520棟、大規模半壊298棟、半壊1,643棟となっており、生活環境の保全と町民生活の安全・安心の確保を図るため、家屋等の所有者からの申し込みにより解体撤去費用を支援しております。

昨年12月1日からの受け付け開始後、2月22日までで、既に解体した方が223件、これから解体する方が75件となっております。2月末までの申し込み期限ということで昨年末には本制度に該当する方々に個別通知を差し上げましたが、申請忘れ等も想定されることから、3月末まで延長し、申請の受け付けをしております。

なお、これら申請に基づく解体工事の発注状況については対象家屋の現地調査や判定表作成等の事務的なおくれ、また町建設協力会の工事の受注等を勘案しながら、発注について調整を進めてまいりました。現在50棟程度の取り壊しができる見通しで、業者への発注準備をしておりますが、申請されたすべての解体工事の年度内完了が見込めないことから、翌年度へ繰り越しをさせていただきたいと考えております。

なお、本事業につきましては、国の制度上3月末までの申請受け付けとなっておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

また、現在廃材の仮置き場となっております営林署第二苗畑につきましては、西白河地方衛生処理一部事務組合が管理運営しておりますが、災害ごみの仮置き場を平成24年度末には閉鎖する方針となっております。このため災害ごみの処理期間が6カ月程度かかることから搬入期間を9月末までとし、調整を図っているところでありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、除染の取り組みについてのおただしであります。東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染は、県内全域はもとより県外の市町村や海洋汚染と広範囲にわたるものとなっております。汚染の内容も多岐にわたり、何より懸念されるのが生活環境、特に健康被害に及ぼす影響であります。

国は、本年1月に放射性物質による環境汚染への対処に対する特別措置法を議員立法により可決成立し、公布しております。この特措法の施行を受けて、国は汚染状況重点調査地域を指定し、長期的な目標として追加被曝線量が年間1ミリシーベルト以下となることを目指し、除染を進めることとしております。

町といたしましても国の目標と同様に矢吹町除染計画を策定し、今年度から5年間を計画期間と位置づけ、平成24年度、平成25年度の2カ年を重点期間と定め、町内全域での除染を実施してまいります。

国の基準では、空間放射線量が毎時0.23マイクロシーベルト以上の区域を除染対象区域としておりますが、町といたしましては0.23マイクロシーベルト以下の地域でも学校施設やマイクロホットスポットなどの除染が特に必要な場所については、予算の確保をしながら実施してまいります。

この除染作業を円滑に実施するに当たり、仮置き場の確保が急務となっており、現在場所の選定作業を行っております。近隣の住民や事業所等にもご理解をいただきながら、3月中を目標に仮置き場設置に向け取り組んでまいります。

除染の内容につきましては、除染計画に基づき実施いたしますが、住宅関連では平成24年度から平成25年度にかけて比較的放射線量の高い地域である柿の内地区、田内地区を手始めに他の線量の高い地域の順序で除染

を実施し、平成26年度以降はその他補完すべき地域の除染を実施してまいります。

あわせて本年度、区長会のご協力のもと実施させていただきました放射線低減クリーンアップ作戦について引き続き来年度も実施させていただきたいと考えておりますので、行政区の皆様や企業団体の皆様のご支援とご協力をお願いいたします。

また、除染作業の方法としては、国から示された除染関係ガイドラインに沿ったメニューにより住宅の屋根や壁の洗浄、庭等の表土除染を予定しており、これら住宅関連の除染費用や仮置き場設置経費として、新年度に約2億円を予算計上いたしております。このほか道路、農地、公園等の部門別の具体的な実施内容を示す除染実施計画の最終調整を現在実施しております。

これらの除染経費については、町が事業主体となり実施した場合に交付されることとなり、個人が実施する場合には事業者へ委託することが条件となります。

なお、個人での申請手続等につきましては、町が相談窓口となるとともに関係機関への連絡調整に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、9番、熊田議員への答弁とさせていただきます。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 9番、熊田議員の質問にお答えいたします。

初めに、子供たちの安全な環境確保をどのように進めるのかのおただしではありますが、震災からの復興を進めるに当たり、子供たちの安全確保は教育委員会といたしましても最優先の課題であると認識しております。

特に、教育施設等の安全確保につきましては、震災以降も全力で取り組んでまいりました。幼稚園、保育園及び小学校施設については、平成22年度に耐震化工事を完了しておりましたので、主要構造物については被災を免れることができました。

しかし、内装材等の非構造部材について一部被災を受けたため、速やかに災害復旧工事に取り組み、計画どおり復旧工事も進んでいます。現在工事中の矢吹小学校、善郷小学校、三神幼稚園についても年度内完成に向けて鋭意施工中であります。

また、放射線対策として学校施設等の表土除去事業やエアコン整備等の環境改善事業等に取り組んでまいりました。表土除去事業につきましては、昨年7、8月に実施し、校庭、園庭等の放射線量の大幅な低減が図られました。

また、教室等の室内環境の改善を目的としたエアコン整備事業につきましても、幼稚園、小・中学校ともに年度内完成に向けて現在施工中であります。

なお、次年度以降は放射線量低減化事業と施設改修事業を重点事業と位置づけ取り組んでまいります。

放射線量低減化事業につきましては、矢吹町除染計画に基づき実施計画を策定し、校庭、園庭以外の施設内の除染を計画的に実施してまいります。

あわせて、施設の放射線量のモニタリング結果等について積極的な情報提供を行い、保護者及び住民の皆様の不安解消に努めてまいります。

しかしながら、昨年実施した表土除去事業によって発生した土壌及び次年度以降の除染作業で発生する土壌等は原則中間貯蔵施設での受け入れ、または矢吹町の仮置き場での受け入れが始まるまで施設内で保管せざるを得ない状況にあります。

当面は、保管場所周辺の放射線測定等の点検管理を行いながら、安全確保を図ってまいります。

また、学校施設等の非構造部材の耐震化、老朽化対策等とあわせて学校施設等の防災化機能の強化を含めた大規模改修事業に取り組むため、平成24年度は既存施設の現状調査と専門家のアドバイスを受けながら整備方針及び基本計画を策定し、平成25年度から施設の一部改修工事に着手します。

事業実施に当たっては、復興交付金等の有利な財源を活用しながら計画的に実施してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、夏期講習会の内容と目標は、またその他の学力向上対策はとのおたただしですが、夏期講習会については、平成21年度から今年度まで3年間にわたり小学校6年生と中学校3年生を対象として、夏休み期間中に小学生は3日間、中学生は5日間実施してまいりました。小学生は基礎学力の向上を目指し国語と算数、中学生は基礎学力の向上及び高校受験対策を中心に英語、国語、数学の3教科について学習塾の講師に依頼して実施しており、受講率も毎年向上してきております。

特に今年度は、小学生の交流授業を兼ねて新しい中学校の校舎を利用して、すべての小学校の参加児童を新たにクラス編成して実施しました。講習会終了時のアンケートによりますと、他の小学校の児童と友達になれた、新しい中学校で勉強できた、過去に習ったことが復習できた等大変好評でした。

平成24年度においても今年度実施した内容をもとに、小学生は基礎学力向上と他の学校との交流を、中学校は基礎学力の向上及び高校受験対策を目標に、日程、教材、講習指導方法について各学校並びに民間講師等と協議しながら進めてまいります。

また、その他の学力向上対策についてであります。学力向上には教職員の共通理解による実践と対策事業の継続が大切と考えており、1月16日から2日間にわたり私と小・中学校の校長、学力向上担当教諭及び事務局職員14名で学力向上の取り組みの先進地として秋田県大仙市立内小友小学校を訪問し、学力向上への取り組みと授業参観をさせていただきました。そして、読書活動推進の取り組みについては、山形県鶴岡市立朝陽第一小学校における読書活動の実態について視察研修をさせていただきました。いずれの学校もすばらしい実践をしており、大変有意義な視察研修となりました。

なお、教育委員会といたしましては、今回の研修により平成23年度視察研修報告書を作成し、全教職員に配付、周知することで全教職員の共通理解に資することができるものと考えております。

また、各学校ごとの報告研修会用の資料も作成し、有効な事例等については、これを取り入れ、教職員の共通理解のもと来年度から実践するよう指導してまいります。

平成24年度は、これまでの学力対策事業の継続実施とともに4月から指導主事1名の配置をお願いしているところですが、指導主事を中心に各学校と連携を密にし、学力向上を図りたいと考えております。ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、9番、熊田議員への答弁とさせていただきます。

○議長（柏村 栄君） 再質問。

9番、熊田宏君。

○9番（熊田 宏君） 一般行政、教育行政、それぞれ3点ずつ再質問させていただきます。

まず、原発の賠償指針の見直しについて変化があったということですが、福島県は1つということで邁進できるようにこれからも取り組んでいっていただけるのか、お伺いします。

次に、安心して子供を産み育てられる環境のところではありますが、第2子に対しての補助がちょっと弱いかなというふうに思いますので、今後もっと強力な施策をとって、第2子産めば第3子以降も保育料無料ということが待っているのもっと強力な政策の推進をお願いします。

それで、ガラスバッジについてのあれですが、電子式が44名となって、それがほとんどが器具のふぐあいだというふうに町政報告でなされていますが、そこはそんなにすぐ簡単にふぐあいというふうにわかったということなのか、その結果はどうだったのか。原発の温度計が故障したというようなふうに受け取れなくもないことなので、ちょっと不安になられる報告なので、その辺をちょっと確認をお願いします。

解体撤去支援事業についてですが、これ申請忘れがもしあったとしたらそれはもうどうしようもないのかということと、今後の余震によってまた損壊程度が大きくなった場合の対策はその時点でまた対応されるのかどうかということですが。

教育行政についてですが、24年度に改修箇所の調査をして、25年度に改修工事をするということですが、余り時間がかかってしまうと心配なので、24年度前半に調査を行って、後半に改修工事をするということは可能か否か、伺います。

あと、学力向上のところについて、1回目の質問でお聞きしたところの答弁漏れがあったと思うんですが、何をして学力が現状がこうで、結果がこういうふうに出たというふうに証明されるのか、何を根拠にされるのか、そこをお聞きしたいと思います。

3番目ですが、その小学校の先生によって宿題の量が同じ学年でも担任によって全然違うということが学力の差に結びついているのかなというふうに思いますが、宿題について教育委員会並びに学校はこういうふうに取り組んでおられるのか、ご答弁をお願いします。

時間がないと思うので簡潔明瞭な答弁をお願いします。

○議長（柏村 栄君） 答弁求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 9番、熊田議員の再質問にお答えさせていただきます。

原子力損害賠償紛争審査会の指針の撤回に向けて、今後どうしたことをしていくのかというようなまず1点のおただしであります。先日も避難をした方については既に賠償をすべきということで、23市町村について20万円を上乗せするというようなことで、賠償の除外をされた26の市町村の感情を、住民の気持ちを逆なでするようなそんな報道を受けております。

既に、23市町村については3月末の交付に向けて申請の手続が東京電力のほうで始まったというようなそういう考え方が打ち出されておりますので、26市町村、県南、会津地方としましても同じ時期に同じような損害賠償をすべきだというような要望を3月中に再度26の市町村長、議長の対応について今検討しておりますの

で、これら具体的なことがわかり次第議員の皆さんにもお知らせをしてみたいと思います。

私自身にもどんなことがあっても3月中に23の市町村と同じように県南、会津地方も26市町村同じ時期に賠償していただけるように要望活動を強力に時間がございませんけれども、要望してみたいというふうに考えていきたいと思っております。

それから、2点目についてですが、人がふえるようなそういう手だてをきちっと強力にすべきだと。特に第2子の補助については、事業として弱いのではないかと、出産祝い金5万円では弱いのではないかとのおただしでございますが、これらについても今後財政のほうと検討をしながら、避難されている方もいますが、新たに矢吹町に転入していただけるような、そうした政策についても協議検討の上、考えていきたいというふうに思っております。

先ほど説明を忘れてしまったんですが、このほかにも矢吹町の人口増加策として若者定住促進事業ということで、矢吹町に移り住んでいただいた方、新たに土地・建物を取得してくれた方には固定資産の減免等の事業や幼稚園、保育園については、第3子以降保育料が無料と。ついては第2子も半額というようなこともございます。そのほかにもまだ弱いということであれば、今後どうしたことができるかということについて冒頭話をさせていただいたように、検討を加えていきたいというふうに思っております。

さらには、施政方針の中で電子線量計機器のふぐあいで40数件が年間1ミリシーベルトを超えるのではないかというような予想というようなことで話をさせていただきましたが、これらの原因については徹底的に究明をしながら、わかり次第議員の皆様にもお知らせをしていきたいというふうに思っております。

なお、詳しい内容等については、町民生活課の円谷課長のほうから説明をさせますので、よろしく願います。

あわせて、解体忘れの場合の対応、さらには余震が発生し、被害が拡大した場合の対応を町としてどうとっていくのかというようなおただしですが、これらについても具体的な内容等については町民生活課の円谷課長から説明をさせますので、よろしく願いたいと思います。

以上で、私からの、まだ何か問題ある……

質問を確認しますが、線量計でよろしかったんですね、ガラスバッジについての……

〔発言する者あり〕

○町長（野崎吉郎君） わかりました。電子式のガラスバッジについては保健福祉課長、線量計については町民生活課長から説明させますので、よろしく願いたいと思います。

以上です。

○議長（柏村 栄君） 答弁求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） では、再質問にお答え申し上げたいと思います。

1点目の24年度現状調査をして、そして25年度から改修工事等に取り組むということについては、もっと早目にご指摘、ご質問をいただきました。

そのことにつきましては、今後の小学校、幼稚園、それから保育園については、老朽化が一つにはございま

す。それと今回の震災によりまして、一部被災を受けたということがあるわけでございます。

しかし、3.11と同程度の地震があっても構造物に問題が出るということは、今のところないというふうな専門家の判断も得ておりますので、そういう危険性というよりは老朽化とあわせて有利な復興交付金等も予定されるようですので、復旧ではなく復興、そして改修を始めていきたいということでございます。

でも、熊田議員からもご指摘いただきましたので、なおそのようにできないかを、少し早目にできないかを検討してまいりたいというふうに思います。

2点目の学力向上については、現状をどのようにとらえているのかと、その根拠は何かということでございますが、1つは全国標準学力テストというものがございます。これは当然全国的に標準化されておりますので、そういう意味では全国平均と比べてどうかということを見ることができるといふふうにこれまで考えてまいりました。

その全国標準学力テストの結果から見ますと、小学校も中学校もほぼ全国平均を上回っております。

しかしながら、国が実施しております全国一斉学力テストで見ますと一部若干上回っているところもありますが、下回っているところがございます。特にいわゆるA問題とB問題と2つに分かれているんですが、B問題の結果がよくないということがございます。B問題は、A問題もそうですが、新聞等に発表になっておりますので、議員の皆様もご存じというふうに思いますが、B問題はこれまでないような問題が出ております。もちろん例えば小学校6年生であれば、5年生で学習した内容が出ますので、決して解けない問題ではないはずなんですが、しかし自主的に我が町の小・中学校の結果は必ずしもよいとは言えない。

そういう現状から、ぜひ全国標準学力テストだけでなく、国の行っている一斉学力テストについても平均をまず超えるような成績を各学校で目指して取り組んでいきたいと。教育委員会としてもそれについては強力に指導、応援をしていきたいということでございます。

宿題については、学校により、あるいは担任によって大分差があるのではないかと、多分あるだろうというふうに思います。しかし、そのある担任はいつも宿題を出して、ある担任はいつも出さないということはないというふうに思いますが、しかしそれも私もここで断言できることではありませんので、なお各学校でそういう宿題なども含めて学力向上に努めるように指導してまいりたいというふうに思います。

なお、宿題に関しましては、私としましては、家庭の協力も必要だというふうに考えております。子供たちの家庭での生活がどのような生活をしているかということも含めて、子供たちがより学習に意欲的に取り組めるように各学校に指導してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

町民生活課長、円谷一雄君。

〔町民生活課長 円谷一雄君登壇〕

○町民生活課長（円谷一雄君） 9番、熊田議員のご質問にお答えいたします。

初めに、線量計の問題でございますが、先ほどご質問の中では個人線量計とご質問なされたのかなというふうに思うんですが、私のほうの担当は環境放射能関係の測定器のサーブメーターということなものですから、その件については保健福祉課長のほうからご答弁いただきたいと思います。よろしく願いします。

それから、家屋の解体に関するご質問でございますが、町長のほうから答弁ありましたように、申請受け付けにつきましては、基本的に3月末日までということをお願いしております。

ただ、熊田議員ご質問の中に、4月以降に特にそういった方が出た場合の対応としてどのように考えているのかということでございますが、基本的に3月末ということでございますので、4月以降に申請される方が仮におったという場合につきましては、一件審査ということでは環境省のほうとちょっと私ども協議をさせていただきまして、その辺の取り扱いをどうするか、具体的に協議して、なるべく受け付けできるような格好でお話をしたいと思っておりますので、よろしくお話ししたいと思います。

以上でございます。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

保健福祉課長、深谷昌利君。

〔保健福祉課長 深谷昌利君登壇〕

○保健福祉課長（深谷昌利君） 9番、熊田議員さんの質問にお答えいたします。

私どもで配りました未就学児の電子式線量計でございますけれども、こちらにつきましては当初から子供が激しく運動したらメーターが上がってしまったとか、携帯電話と一緒にしていたら、いつの間にか線量計が上がっていたとかという報告がございまして、メーカーのほうに問い合わせいたしましたところ、やはりいわゆるこういった放射線の事業に従事する方を想定した大人の方の利用を想定しているもので、子供に想定したものになっていないということで、そういった誤作動があるというようなことで、この辺につきましては我々のほうも利用者にもそのようなお伝えをいたしております。

なお、それでも報告していただきました数値の中には、電池が1カ月しかもちませんので、3カ月間に3回はかかっていただくこととなりますけれども、一月だけ極端に上がっている例があるとか、そういった例が多く見られましたので誤作動ではないかというふうに我々は見えておりました。

なお、このデータにつきましては、県の福島県放射線健康アドバイザーグループのほうにも送っております、その中でも同じように全体と大きく乖離した値を示した計数については、測定期間中の機器の誤作動が考えられます。携帯電話や電子レンジなども原因の一つというふうになっておりまして、別の機器の測定など再確認を行いますということでいただいておりますので、現在44名の方につきましてはそういった誤作動を起こすようなものがないかどうか確認をしているところでございます。

○議長（柏村 栄君） 時間が来てしまいましたんですけれども。

〔「一言だけいいですか」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 一言だけ。

○9番（熊田 宏君） では、要望ということで、矢吹に生まれて、矢吹で子供を産んで、矢吹で最期を過ごすと、それが私の夢なんですというふうに言われるように、子供を産むのは矢吹町、子供を育てるのは矢吹町と言われるように努力していただきたいと思っております。

以上です。ありがとうございました、長時間、すみませんでした。

○議長（柏村 栄君） 要望でございますので、以上で9番、熊田宏君の一般質問は打ち切ります。

ここで暫時休議いたします。

(午後 零時07分)

○議長（柏村 栄君） それでは、再開いたします。

(午後 1時00分)

◇ 藤 井 精 七 君

○議長（柏村 栄君） 通告3番、5番、藤井精七君の一般質問を許します。

5番。

〔5番 藤井精七君登壇〕

○5番（藤井精七君） 皆さん、こんにちは。

午後の部、トップバッターとして質問させていただきます。

あの悪夢であつたらなと思いつけた東日本大震災、そして原発の重大事故、間もなく1年になろうとしております。ここであの震災で亡くなられた方に心より哀悼の意を表します。そして、復旧に日夜奮闘していただきました町執行職員の方々、そして多くの関係者の方々、また歯を食いしばりながら1年を過ごそうとされた町民の方々に感謝と御礼を申し上げます。

私たち議員はこの3月議会で任期満了を迎えますが、このメンバーで次の議会はできないかと思えます。この4年間叱咤激励してくださいました同僚議員にも心より感謝を申し上げます。

先ほどトップバッターで質問した同僚議員の永沼君、私と平成8年同期の議員でした。渡辺正美さんが去り、そして永沼君が去ってしまうのではないかというようなお話でしたが、本当に残念です。私は3人の中でただ1人残ってありたいと思っている議員の1人でございます。

平成20年3月18日告示、3月23日投票日で、町民の方々からのご支持を得、当選することができましたが、昨年3月、あの震災の状況の中で一般質問できなかったという3月の議会でした。

1期4年、16回の一般質問の機会がありますが、15回目の一般質問をさせていただきます。

東日本大震災発災とそれに伴う東京電力福島第一原子力発電所の過酷事故発生から11日で1年を迎えます。人類史上最悪のレベル7の重大事故となった東京電力福島原子力発電所の事故は1年を経過しても事故そのものの収束や飛散した放射性物質の除染、被害の賠償など進まず、逆に深刻さの度合いを増しております。事故の収束と被害の賠償に全力を挙げるとともに、今こそ政府が原子力発電からの撤退を決断し、原発でのそれを実現していくことが私たちの願いです。

原発事故に伴う県内、県外への避難者は16万人を超え、長期化とともに新たに県外へ避難する人もふえており、県外避難者も自主避難者を含め、子供たちの避難者1万5,000人など6万2,000人以上とも言われております。

一たん除染しても周囲からの土砂、そして木々の落ち葉など流れ込んだりたまったりして、再び放射性物質の濃度が高まる場所もあり、内部被曝を含めた放射能汚染の不安が福島県民に襲いかかっております。

町でも原子力災害の克服へ除染なくして復興なしと最重点課題、復興の大前提として強力かつ継続的な取り組みを進めますと24年度当初予算に6億円近い予算化をしておりますが、放射能汚染、すべての環境が汚され

ております。

一戸建ての家、60坪の土地で、30坪の建坪の家を除染するのに約500万円以上かかると言われております。また、農業や漁業と比べて関心が低いと思われる森林の除染ですが、森林の除染をやらなくては、一時は放射線量が下がってもまたもとに戻ってしまう、そういうことも考えられます。長い放射能との闘い、森林の除染も当然計画に入れなくてはならないと私は考えております。

また、農地の除染も緊急な課題です。放射性物質を吸着する素材とカリウムを使い、農地の線量を低減するそういう方法、またそのほかいろいろな実験等が行われているようですが、我が矢吹町は損害賠償の区域から外れてしまった区域ですが、そうした白河地方、白河農協での白河産の米、福島県産ととられ、今、取引がなかなかなくて、苦境に立たされているそうした状況に置かれております。

こうした苦境からの脱却には、農地の除染も徹底して行わなければなりません。このことで福島県産の米を初めとする農産物に消費者の皆さんから安心感を持ってもらうということになります。課題は緊急ですが、同時に時間もかかります。福島県産の農産物の信頼回復にもつながってきます。

大きな負の遺産、放射性物質に汚染された福島県、そして我が矢吹町。町民の安全・安心のため町は除染をどのような計画で進めていくのか伺います。

次に、災害農地、施設等の復旧の見通しと今後の対応はということで伺います。

農業者戸別所得補償制度及び東日本大震災に伴う災害復旧に関する説明会、各地で何回かにわたって開催されましたが、この担当の産業振興課農地調整チームの皆様にも感謝申し上げます。

ずたずたにされた農地、そして農業関係施設、地震のすさまじさを思い知らされたと思ったら、台風での大雨、そしてこれでもかと襲いかかるこの冬の厳しい寒さ、また往復びんたを食ったようなこの雪、建設現場の人たちは雪かきが仕事だと工事のやりにくさを言ってもおりました。こうした関係でそうした仕事がなかなか思うように進んでいない、そういう心配もしております。

私も矢吹原第3水系の委員長としてかなりの量の水路等の補修工事、これをやらなくてはなりません、なかなか思うように計画を立てられず実行できないのが現状です。関係農家の方々も本当に田植えができるだろうかとよく聞かれますが、必ず水は来ますと答えても、私自身、不安はぬぐい切れません。水路等の目視は何回もしましたが、果たして末端に実際に水が流れてみなければ、わからないと心配しております。また、何回か私も行っておりましたが、最後に流れる水、末端の排水路の損傷もかなりひどいところもあり、工事等の対応も大変だと思えます。

水は、上から下に流れます。大雨など導水路の水が合流されますとまた大きな被害が出てしまうんじゃないかと、そういう末端の水路の関係者として心配しております。しっかり復旧工事をしてもらって、完全な姿になってからと今年の作付を断念したほうがよいという農家の方の声もありません。

24年度の施政方針の中でも最重点課題の中で、農地部門を最優先とした震災からの復旧で第1番に掲げておりますが、先ほども言いましたようにこの不順な天候でほかの復旧工事も思うように進んでいないのが現状と思えます。

心配しては切りもありませんが、災害農地、施設等の復旧の見通しと今後の対応を伺います。

次に、迅速な町の復旧・復興に向けて役場内の機構の見直しはということで伺います。

またこれも施政方針の中に出ておりますが、組織機構の考え方ということで、平成24年度も引き続き復旧・復興を第一の目標とした組織機構とする必要がある一方で、ほかの事務事業については全体的な住民サービスの低下を招くことのないような体制整備を行うものとします。ついては、平成24年度に向け各課で掌握する復興・復旧とする事務事業の遂行と新たな制度改正等への対応などの課題解決のため最低限の改編としますと、こう書かれております。これは施政方針で述べておる基本的な考え方の文言ですが、最低限の改編で課題解決が得られるでしょうか。なぜ最低限ということなのでしょう。

町民生活課内に放射線対策室が新設されますが、放射能という悪魔との闘い、これは先がなかなか見えません。独立した課での対応が将来的に見て、必要ではないでしょうか。除染、賠償、また健康管理等今後放射能関係の問題、課題はたくさん出てくると思います。放射能問題解決に矢吹町は特別に課をつくって真剣に取り組んでいてくれる、こうした姿は町民の安心にもつながります。また、放射線という今まで経験したことのないこの問題、こうした放射能関係に知識を持った専門分野の人の手助けも必要になってくると思います。

課題解決には、最低限ではなくて最大限が必要です。町長の考えを伺います。

次に、復旧・復興の大きな力である町職員早期退職は痛手である、防波堤はないのかということで伺います。心配すれば切りがありませんが、心配せずにいられますので質問をいたします。

堰を切ったような町職員の早期退職、現在職員数は複数部署において欠員が生じているようですが、この状況は町民に決してプラスにはなりません。なぜ早期退職の道を決断してしまうのか、要因はいろいろとあると思います。一人一人その人の立場にならなければわかりませんが、私なりに原因、要因は何かと考えます。そして、このままこうした状況がいつまで続くのかと不安になってきます。

役場は町民にとって頼れる場所ではなくてはなりません。最大のサービス機関です。頼りにする職員が次々に退職していくことは、町民のニーズに的確にこたえていくのに大変な支障を来します。まして、この大震災からの復旧・復興、放射能の問題等町が抱える課題は山積しております。

今後、復旧・復興に向けてなぜ職員が退職してしまうのか、やはり真剣にそれを考えなくてはならないと思います。

職員の皆さんにも一言言っておきます。打たれ強くなってください。議員はかなり打たれております。それでも歯を食いしばりながら頑張っております。

今、復旧に向けて早期退職の職員OBに手伝いをいただいていると思いますが、町民が心配している、あれほど職員がやめちゃって、役場は大丈夫なんだろうかという声。そうした声を消す早期退職者を防ぐ防波堤、これは何かないのか伺います。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 5番、藤井議員の質問にお答えします。

初めに、放射性物質に汚染された環境の除染についてのおただしであります。全般的には除染計画については、先ほどの熊田議員への答弁と重複いたしますが、国は本年1月に放射性物質による環境汚染への対処に関する特別措置法を議員立法により可決成立し公布しております。

この特措法の施行を受けて、国は汚染状況重点調査地域を指定し、長期的な目標として追加被曝線量が年間1ミリシーベルト以下となることを目指し、除染を進めることとしております。

町といたしましても国の目標と同様に矢吹町除染計画を策定し、本年度から5年間で計画期間と位置づけ、平成24年度、平成25年度の2カ年を重点期間と定め、町内全域での除染を実施し、子供たちを初めとする町民の健康被害への不安を払拭し、安全・安心な環境づくりに努めてまいります。

さて、農地等の除染に関する計画についてであります。除染計画に基づき農地等除染実施計画を定め、安全で肥沃な農地とすべての生産環境を取り戻すため、農用地である田畑を中心に放射性物質の除染を行う計画をしております。

農用地等の除染の考え方については、福島県が福島県農林地等除染基本方針（農用地編）を示しており、除染目標として県内で生産される米、野菜、果実、牛肉等すべての農畜産物及び牧草のモニタリング等において放射性セシウムが検出されないことを目指すこと、また農用地等の除染により近隣住民及び農業従事者の被曝の軽減を図り、追加被曝線量が年間1ミリシーベルト、空間放射線量が毎時0.23マイクロシーベルト以下になることを目標として示されております。

また、方針の中では土壌の放射性物質調査を実施し、詳細な土壌の実態を把握することで効率的かつ効果的な除染を進めることの必要性が示されているところであります。

このようなことから、本町では県の基本方針を踏まえ、早期に農地等除染実施計画を定め、関係機関と協力しながら、地域全体で農用地の除染に取り組むための準備を進めているところであります。

現在、土壌調査については、福島県による来年度の作付に向けた水田土壌の実態調査に加えて、JA東西しらかわ及びJAしらかわにおいても詳細な土壌調査を実施しており、この結果を活用させていただく予定としております。

具体的な除染の方法としては、比較的放射線量の低い地域の農地にはゼオライト等の土壌改良資材を投入し、ロータリーやプラウによって反対に進行する方法により効率的かつ効果的な農用地の除染を行うことが可能となります。

当然このような取り組みは、スピードが問われると認識しておりますので、早期に各種調査結果の集約と評価を実施し、汚染状況重点調査地域を選定し、来年度は特に線量が高いと思われる柿の内、田内地区及びマイクロホットスポットを手始めに計画的に除染作業を進めていきたいと考えております。

農用地の除染は、農産物等への放射性物質の移行防止や現在矢吹町が抱えている風評被害の払拭にもその効果が大きく、さきに開催されました矢吹町農業再生協議会においても重点課題として位置づけられたほか、これからの地域農業の発展を考える上でも最重要課題であると認識しておりますので、議員の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

次に、災害農地、施設等の復旧の見通しと今後の対応はについてのおたただしであります。初めに矢吹町の農地、農業施設の被災状況であります。昨年3月11日発生の東日本大震災の被災箇所は補助、単独小災害合わせて約402カ所、うち補助対象地区が101カ所で総事業費5億5,700万円となっております。

これらにつきましては、11月に補助申請業務である査定申請を完了し、12月末に97地区の工事発注を完了しています。約300カ所、総事業費1億円程度の単独小災害については、現在発注した補助地区との連携施工を

行うため、現地調整、設計業務等を進めております。

次に、昨年9月21日発生の台風15号災害の被災箇所は、補助、単独小災害を合わせて約250カ所程度、うち補助対象地区が94カ所で、総事業費2億4,000万円となっております。

これらにつきましては、本年1月20日に補助査定申請を完了し、2月上旬に3地区の工事発注を完了、残り91地区について早期に発注すべく現地調整、設計業務等を進めております。約150カ所、総事業費5,000万円程度の単独小災害についても、補助地区との連携施工を行うため、現地調整、設計業務等を進めております。

町の農地、農業施設等の災害復旧事業としては、補助対象地区総計195地区、総事業費7億9,700万円、単独小災害総計約450地区、総事業費1億5,000万円程度となっております。

今後の復旧工事の見通しですが、2月20日現在195地区の補助対象地区のうち100地区の工事発注を完了、約450地区の単独小災害のうち5地区の復旧工事を完了、約40地区において補助対象地区との連携施工について調整を進めております。

町としましては、さきの地震災害により国営隈戸川事業のパイプライン等が被災し、平成23年度は約1,500ヘクタールの水田のうち900ヘクタール程度が作付できず、農家の方々はつらく苦しい思いをしております。

町の復旧・復興を第一に考えたとき、まずは農家の皆さんが田んぼに水を引き、作付を行い、さわやかな田園のまち矢吹の本来の姿を取り戻すことが最も重要なことと考えておりますが、前段で述べましたとおり被災箇所が余りに多く、重度の被災で相当の復旧日数を要するものであります。

また、他の公共施設災害との施工調整等があることから平成23年度内にすべての農地、農業施設の復旧工事を発注することは非常に困難な状況にありますので、一部工期延長、平成24年度発注で調整を進めるものとしております。

これらのことを踏まえまして、平成24年度には矢吹町全域において作付に支障のない環境を確保するため現地を1軒1軒確認しながら、応急措置の施工を進め、万が一にも2年続けて作付できないといったことのないよう、最大限の努力は払ってまいりたいと考えております。

具体的な施工方法等については、2月上旬に矢吹土地改良区、矢吹原土地改良区、矢吹西部土地改良区の3つの土地改良区に対して説明会を行いました。各改良区から水利代表者や受益者に対して農地、農業施設の災害復旧についての説明会を進めております。

さらには、町としましては農家の皆様に対して2月28日から3月5日の期間にホーム別により農地、農業施設の災害復旧についての説明会を行い、作付を可能とするための応急措置等を最優先で実施する旨を説明させていただいております。

早期の完了を目指し、農家の皆様の生産基盤である農地及び農業施設の復旧に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、迅速な町の復旧・復興に向けた役場内の組織機構の見直しについてのおただしであります。初めに本答弁につきましては、議会初日の施政方針でご説明申し上げた内容と重複する部分が多々あることをご了承いただきたいと思います。

東日本大震災という未曾有の災害により町が担うべき責務及び事務事業が大きく変わり、そのどれもが急を要するものであります。

このような急激な変化に対応するため、平成23年度の組織機構については被災者生活再建支援並びに災害復旧・復興事務事業にシフトした体制といたしました。復旧事務事業等は平成24年度も継続するものの、事務量は縮小すると見込まれますが、地域防災計画の見直しとそれに基づく防災体制等の整備、放射線対策あるいは商店街の復興など新たに復興計画に基づく事務事業に取り組み、町民の安全と安心の確保を震災以前以上の活気あふれる矢吹町の復興により、町民の元気を取り戻す行財政運営のかじ取りが私に課せられた責務であります。

現在、職員数は複数部署において欠員を生じさせ、特に復旧を主とする課等へのシフトをしている状況であり、震災を含め必要とする職員数を確保することが住民ニーズに的確にこたえる行財政運営のために必要であります。一方ではスマートかつコンパクトな行政組織と定員適正化計画に基づく定員管理を指さなくてはならないことから、より効率的、効果的な組織運営と少数精鋭の人材育成に努める必要があります。

平成24年度も引き続き復旧・復興を第1の目標とした組織機構とする必要がある一方で、他の事務事業については全体的な住民サービスの低下を招くことのないような体制整備を行うものとします。

つきましては、平成24年度に向けて各課が所掌する復興・復旧を主とする事務事業の遂行と新たな制度改正等への対応などの課題解決のため、最低限の改編としております。

なお、具体的な整備内容につきましては、さきの施政方針でご説明申し上げたとおりであります。特に議員ご指摘の除染への取り組み体制につきましては、復興計画の最重点課題として掲げ、新年度より一元的な放射線量の調査対応及び関係各課との調整連携のため、新たに町民生活課内に放射線対策室を新設いたします。

いずれにしても復興計画はもちろんのこと、第5次まちづくり総合計画の確実な実施に向け、遺漏のないよう職員と一丸となり、最大限の努力を傾けてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、復旧・復興の大きな力である町職員の早期退職の抑制についてのおただしであります。ここ数年、定年を前に早期退職をする職員が定年退職者数を上回る傾向となっており、本年度におきましては退職予定者11名のうち8名が定年を前にして退職を希望し、後進に道を譲ることとなっております。

早期退職者数が増加している要因として、推測されますことは、個々の職員のライフプランによるもの、平成17年度から実施している集中改革プランに基づく行財政改革や地方分権の推進による市町村への権限移譲、財政再建3カ年計画による職員採用の見送りや職員定数の削減などが挙げられます。

このようなことから職員1人当たりの事務量が増加していること、特に管理監督職に当たる職員の職務責任の過重などによる職務環境の変化や公務員を取り巻く高年齢職員への給与抑制などの社会経済的環境の変化が早期退職者増加の主な要因ではないかと考えております。

震災からの復旧・復興を最重点課題として取り組みを進めている中、経験豊富な職員が早期に退職することは大きな損失であることから、今後は実施を見送ってまいりました組織機構の見直しについて平成24年度の復旧・復興事業の進捗を見きわめながら、改編実行の可能性を検討し、平成25年度以降段階的に実施してまいります。

また、より働きやすい職場環境づくりを進めるとともに、早期退職の特例制度の見直しや計画的な職員採用を行い、適正な職員の人事管理を行ってまいります。

今後とも震災の復旧・復興事業を最優先に進めるため、少数精鋭の時代に対応できる職員の行く末や優秀な

人材の確保に努め、より一層安定した組織力による行政運営を図ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、5番、藤井議員への答弁とさせていただきます。

○議長（柏村 栄君） 再々質問ありますか。

5番、藤井精七君。

○5番（藤井精七君） 3点ほど再質問させていただきます。

除染とはちょっと離れてしまうんですけども、放射性の関係で1点させていただきます。

町で夕方一斉放送で役場前の放射線量の除染量を放送してくれていますが、町民の方々は役場だけでは余り信用しない。大本営発表と同じだなんていう声もあります。やはりきめ細かい場所、中畑、三神、そういう地区ごとの細かい発表が町民の人に安心感を持たせると思います。やはり正しく対応していくことが放射線に対しても大切だと思います。

また、要望等になってしまうかもしれませんが、私、残念ながらいろいろと放射線量をはかる、環境をはかるというのはちょっとわからないんですけども、除染器を持っておりません。線量計を持っておりませんが、やはりもう本当に議員として恥ずかしいんですが、農業委員や議員、やっぱり同僚議員には数多くの議員が持っていると思いますが、そうした放射線量計、それを持ってもらって、逐次いろいろ町に放射線量の情報というか、提供する、そういう方法も必要か、またできたらよいんじゃないかと思います。そういう1つ提言というかお願いになってしまいますが、ひとつ言っておきます。農業委員には放射線量計を持っていただくようにする。そういう私も努力して持ちたいと思いますが、助成、そういうことも町で考えていただきたいと思います。

次に、迅速な町の復旧・復興に向けて役場内の機構の見直しはということで再質問をします。

本当にこの原発の重大事故、同僚議員に、これには5年を除染目標、そして2年を重点期間として進めていくという町長の答弁がありました。私はそれ以上に長期にわたって計画を立てていかななくてはならないと思います。そのためにもやはり先ほど言いましたように、1つの課ばかり何となくこう仕事の量がふえていくような気もしますから、独立した課、そうした課を立ち上げて、町民の不安や放射線に対する数々の要望、教育委員会であったり、農業委員会、産業建設課と、そっちこっち回ってあれするよりやはり1カ所の課でやっていく、そういうことも必要ではないかと思います。

あと、農地災害のほうで再度伺いますが、何回も関係職員の方が現場を見ているようですが、先ほど言いましたように水が末端に流れる、最終的に流れる排水路、それは本当に心配なところが何か所もあります。ぜひそういうところ、上からやるばかりが仕事でないような今の被害の状況です。下も決して忘れないように、そうした末端の排水路とかそういう工事、いろいろ計画を立てながらやっていただきたいと思います。こうした毎日の天気の場合、先ほども言いましたように大変工事がやりにくい、そして進まないような状況ですが、早くやれやれと無理した工事で半端になってはいけませんから、そういうこともなかなか言われませんが、ぜひ先ほど町長が力強く言ったように、水は必ず来る、私もそれ自信を持って言えるような答えを出せるようなそういう気持ちでありますから、ぜひ頑張ってくださいと思います。

工事のいろいろな計画、再度そういう見直しなども含めながら、お願いいたします。

3つほど、再質問を終わります。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 5番、藤井議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、放射能の問題でございますが、防災無線で一斉放送で町の定点の放射能の測定値を放送しているが、詳細な線量をきちっと公表すべきではないかということについては、私もまさしくそのとおりだというふうに思っております。防災無線も含め、どうした形で各地区の詳細な情報を住民の皆様にお知らせできるかということについて十分に協議を重ねていきたいというふうに思っております。

なお、学校施設等も含めて、町ホームページ、さらには矢吹町の広報誌、こちらのほうで逐次必要な情報は流しておりますし、また、学校教育施設、公共施設の中でモニタリングポスト20数カ所設置などをしながら努力は払っているんですが、まだそうした住民の不満があるとすれば私自身も藤井議員のおただしのように、今後詳細な情報の公表のあり方について再度検討しながら、十分に皆様のほうに情報が伝わるようなことを検討していきたいというふうに思っております。早急に実施してまいりたいというふうに思っております。

なお、もう1点の除染について、町は国の除染計画のガイドラインに沿って、今回、矢吹町除染計画を策定させていただきました。5年の経過期間、2年の重点期間ということでございますが、私自身もこれで除染が終わると思っております。相当長い時間を要するんだろうと、相当長い険しい道のりになるかと思いますが、国と協議を重ねながら、その後の除染計画についても第2次、第3次というものがあってしかるべきだと思っておりますので、そうしたことを十分協議を踏まえながら、より安全で安心なまちづくりということで放射能の闘いを続けていきたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、農地、農業用施設についてでございますが、先ほども答弁させていただいたように、震災、さらには台風災害等によつての被害は甚大なものがあります。当初、地震だけの災害であれば一定の見通しは立つかなというふうなそういう見通しも立てていたんですが、台風による災害等によつて追加的に被災箇所がふえてしまったということで、重立った施設についても完全復旧というものは、先ほども話をさせていただいたように年度内は大変厳しいところがあるというような、そういう見通しでございます。

ただ、私自身、ずっと皆様のほうにも農家の方にも説明しているんですが、万が一、田んぼに水が行かないといったことだけは避けていきたい。水は必ず田んぼにつながると、応急復旧、仮堀をつくってまでも水は通していきたいというそういう強い思いでおります。

なお、土地改良区、さらには町内部で協議をしているんですが、支障が出る箇所について何カ所もないということで、水が必ず通るんであろうということで、土地改良区のほうでも協議を進めておりますので、間違いなく24年度の作付はできるものというふうに確信しております。そうしたことで今後も万全を期していきたいと思っておりますので、藤井議員初め議員皆様にもご理解をいただければというふうに考えております。

以上で、再質問の答弁とさせていただきます。

〔発言する者あり〕

○町長（野崎吉郎君） 線量計言わなかったつけ。失礼しました。線量計が抜けてしまいました。

議員や農業委員に線量計を貸し出してはというようなことについても、これも大変重要な視点だというふう
に考えておりますので、町のほうではもう今大分機械の数がふえてまいりましたので、貸与の方法についても
これも早急に検討して、回答していきたいというふうに思っておりますので、よろしくご理解いただきたいと
思います。

〔発言する者あり〕

○町長（野崎吉郎君） そういうことをご理解いただきたいと思います。

再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（柏村 栄君） 再々質問。

5番、藤井精七君。

〔発言する者あり〕

○議長（柏村 栄君） なし。

それでは、5番、藤井精七君の一般質問を打ち切ります。

◇ 鈴木隆司君

○議長（柏村 栄君） 続きまして、通告4番、3番、鈴木隆司君の一般質問を許します。

〔3番 鈴木隆司君登壇〕

○3番（鈴木隆司君） 本日4番目ということですので、同僚議員と多々重複する部分がございますが、ご了承
願いたいと思います。

それから、冒頭に申し上げますが、通告書2番の質問の下から3番目、ミスプリントがございます。これP
I Fとなっておりますが、これP F I方式と訂正させていただきます。ご了承願います。

最初に、町の復興再生策について伺います。

町内全域の除染計画について具体的に予算、日程、期間、方法等を伺いたいと思いますが、予算に関しまし
ては新年度予算で約2億という予算が計上されておるといってございまして、ちょっと私は……失礼しま
した。訂正いたします。約6億ということですが、私はこの予算では到底本当に矢吹全域の除染がで
きるのかと、これは不可能ということですので、特にどの部分にどういう形でこの予算を投じていくのかとい
うことをご説明願いたいと思います。

それから、方法等についてですが、高圧洗浄方式ということをおままでやっております、これからもやると
いうことを聞いておりますが、ちょっと私はこの高圧洗浄方式の除染に関しましては大変甚だ疑問を思ってい
まして、ただ放射能をまき散らしていると。その高圧した部分に関しては落ちるけれども、その後の飛びはね
た、放射能が飛びはねているわけですから、ちょっとこの方法に対して私個人的に疑問を持っておりますので、
町当局の見解の説明もお願いしたいと思います。

それから、まちづくり推進事業による中心市街地復興策について町独自の考えを具体的に聞いてみたいと思
います。

それから、震災と放射能による農地や農業の再生をどう考えていくのか。これは私、野崎町長は農業行政に
対してスペシャリストで私も大変常々町長の経歴、農業行政に関しては高い評価と関心も持っております。特

に先ほど来水は必ず通すということでございます。作付も必ずやるんだという強い意志を示しておりまして、私も大変心強く思っております。

ただ、私、最近心配しておりまして、農業関係者から聞きますと、パイプラインが完全に復旧して、水が来ることになっても羽鳥湖の周りの山、雨や雪解け水でかなり放射線の線量が上がってくるんじゃないかと。そうした場合に、一生懸命復旧して、パイプラインが復旧して水が来たとしてもその辺に大変みんな不安を持っているという話を聞きます。この辺の情報を町当局で持っておられるなら聞いてみたいと思います。

それから、現在震災特需によって関連業種はミニバブルというような経済状況が起こっております。確かに土木作業、建築作業に関しまして雇用もたくさん生じておりますし、関連する資材であったり、さまざまな面で現在ミニバブルといっても私もそういう状況じゃないかと理解しております。

ただ、この状況が何年続くのか、2年なのか3年なのか、私はちょっとその辺は読めません。

ただ、県も町も過去最高の予算を組んでこの復旧・復興に当たっておりまして、こういう今現状が起こっております、みんなちょっとこれからの経済状況に関して深く見ていないんじゃないかと、この長期化する放射能に対して今後どう経済が動いていくのか。この辺の町当局の現在のこのミニバブルが終わった後、どのような方針でもって町の経済を進めていくのか、町の復興策を進めていくのか、その辺を伺ってみたいと思います。

それから、原子力損害賠償紛争審査会による理不尽な中間指針については、これは同僚議員からも多々出ております。ここで私が聞きたいのは、現在のリアルタイムなホットな情報がありましたら、そういう情報を町でつかんでいる状況がありましたら、ご説明を願いたいと思います。大体の情報は新聞等でつかんでおりますが、新聞紙上に出不いような情報が町当局にあるのであれば、これは大変住民の関心の強い事項でございますので、説明願えたら幸いだと思っております。

続いて、2番目、旧運動公園の予定地、活用方法について野崎町政2期8年を検証をするというふうな副題をつけておりますが、ここ1年は実際復旧・復興でもう手がつけられない状況でございますので、実質7年の検証ということになるかと思っております。

それで、この問題に関しましては町民が多額な予算を投じた事業であると、それから町民に大きな夢と希望を与えた一大プロジェクトであったということで、かなり私も町民の方からどうなっているんだというような質問を受けます。

そこで、改めて伺いますが、土地取得費等と調査費などを含めた関連経費を合算すると最終的に幾らの投資であったのか。それから、現時点での元金償還額と支払利息の内訳について伺います。ついでに、残債についても聞けたらと思います。

それから、長年この問題に関しましては、凍結ということでありましたが、私はいわゆる財政の問題で凍結ということであれば、自己財政を使わず、1円の財源も使わずして民間活力やそのPFI方式などを導入して、推し進めることができたんじゃないかというふうに思うわけです。先ほどの野崎町長からトラックターミナルとかエコタウンなんていう話も午前中出ましたが、自然再生可能エネルギーの今ですね、メガソーラーシステムなんていうことも私はぱつと浮かぶわけですね。

ですから、長年凍結した理由が財政難であるとか中学校問題とかいろいろなことでなかなか手がつけられな

かったというのであれば、町独自で手をつけなくても、民間活力によって開発することもできたんじゃないかと。その後の償還した後に町に戻してもらおうと、そういう方法もあったんじゃないかということを提案し、伺ってみたいと思います。

それから、私がこの7年間で一番疑問に思ったのが、どうして町民のパブリックコメントですか、民意をいろいろな形で吸い上げてこなかったのかなと。そうすればいろいろな今のような、例えばメガソーラーシステムの提案があったり、もっと別ないろいろな面での提案があったんじゃないかなと。そうしたこともやってきたんだと思いますが、余り大々的にやらなかったんじゃないかと私は疑問に思うわけなので、その辺の説明を願いたいと思います。

最初の質問をここで終わらせていただきます。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 3番、鈴木隆司議員の質問にお答えします。

初めに、町内全域の除染計画についてのおたがしであります。熊田議員への答弁と重複する部分があることをご了承ください。

町では矢吹町除染計画を策定し、今年度から5年間で計画期間と位置づけ平成24年度、平成25年度の2カ年を重点期間と定め、町内全域の除染を実施してまいります。

国の基準では、空間放射線量が毎時0.23マイクロシーベルト以上の区域を除染対象区域としておりますが、町といたしましては0.23マイクロシーベルト以下の地域でも学校施設やマイクロホットスポットなどの除染が特に必要な場所については、予算の確保をしながら実施してまいります。

除染の具体的な実施計画につきましては、現在関係する各課において最終的な調整を実施しているところでありますが、住宅については重点除染地区であります柿の内地区及び田内地区を優先するとともに放射線量の高い地域より順に、平成24年度から平成27年度にかけて除染作業を実施いたします。

なお、基本的な除染の方法につきましては、この後ご説明いたします施設においても国から示された除染関係ガイドラインに基づき実施することになりますが、主な手法としては高圧洗浄機等による屋根や外壁の洗浄作業を予定しております。

農地については、春の作付等を考慮し、柿の内地区及び田内地区において3月中に実証実験を開始するとともに、その効果等を十分に検証しながら4月早々には西部地区を優先に実施し、平成23年度から平成27年度にかけて除染作業を実施いたします。

除染の方法につきましては、ゼオライト等の土壌改良資材を施用し、ロータリーやプラウによって反対に進行する方法を予定しております。

道路については、柿の内地区及び田内地区の道路を優先するとともに、学校等から近い通学路を重点的に平成24年度から平成27年度にかけて除染作業を実施いたします。

除染の方法につきましては、高圧洗浄機等による舗装部分の洗浄と草刈り及び汚泥の除去等を予定しております。

公園については、田内農村公園及び大池公園を優先するとともに、放射線の高い地域や子供の多く集まる公園の順に平成24年度から平成26年度にかけて除染作業を実施いたします。

除染の方法につきましては、表土の入れかえ、芝の張りかえ、落ち葉の除去等を行うとともに、子供たちが肌に触れる遊具等の洗浄を予定しております。

教育施設については、特に放射線の影響を受けやすい子供たちが日常生活における多くの時間を過ごす場所であるため、いずれの施設も最優先とし、特殊な除染方法を必要とする箇所以外は原則平成24年度に実施いたします。除染の方法につきましては、高圧洗浄機等による建物等の洗浄を予定しております。

このほか地域集会施設を初めとする公共施設においても、具体的な実施計画を策定しており、平成24年度における除染関係費用の総額は5億4,566万円となっております。

以上のような取り組みを、議員の皆様を初め地域の皆様のご理解とご協力により全町的に力強くかつ早期に実施することで安全と安心の確保に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、中心市街地復興策についてのおたただしですが、熊田議員へ答弁申し上げた内容と重複いたしますが、今回策定させていただいた矢吹町復興計画の最重点課題として掲げ、人々の集うまちづくりをコンセプトに空き店舗や空き地の利活用を初め、ポケットパークや街路整備、復興のシンボリック施設整備、コミュニティ機能を有するまちづくりの拠点となる複合施設の整備など中心市街地の復興と活性化に向けた施策に取り組んでまいります。

これらを具体的にお示しし、実現に向けて取り組むために町職員によるプロジェクトチームと町民の皆様、地域商店主、町商工会で組織する矢吹町中心市街地復興協議会による連携のもと検討を進めております。

まずは、町の玄関口である中心市街地の復興まちづくりであります。順次その区域を拡大し、町全体の復興と活性化に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、震災と放射能からの農地や農業の再生をどう考えるかについてのおたただしですが、初めに震災からの農地の再生についてであります。鈴木隆司議員も既にご承知かと思いますが、現在町は昨年3月11日発生の東日本大震災と昨年9月21日発生の台風15号災害の2つの災害を受けて、現在復旧業務に努めております。

そのようなことから地震災害と台風災害とを合わせた復旧状況について答弁をさせていただきます。

町の農地、農業施設の被災状況につきましては、既に藤井議員の答弁の中でご説明しましたとおり、補助対象地区195地区、総事業費7億9,700万円、単独小災害が約450地区、総事業費1億5,000万円程度であります。

現在、補助対象地区100地区の工事発注を完了、復旧に努めておりますが、被災箇所が余りにも多く、重度の被災のため、相当の復旧日数を要するため、平成23年度内完了が非常に困難な状況にあります。

しかしながら、町の復旧・復興を第一に考えますと、平成24年度に作付が行われる環境を確保し、さわやかな田園のまち矢吹の本来の姿を取り戻すことが最も重要なことと考え、作付を可能とするための応急措置等を最優先に行うこととしておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、放射能による農地や農業の再生をどう考えるかのおたただしですが、熊田議員と藤井議員に答弁しました内容と重複しますが、矢吹町除染計画に基づき追加被曝線量年間1ミリシーベルト以上、空間放射線量が毎時0.23マイクロシーベルト以上の農用地を優先に放射性物質の除染を行う計画としております。

現在、土壌調査については、福島県による来年の作付に向けた水田土壌の実態調査に加えて、JA東西しらかわ及びJAしらかわにおいても空間放射線量調査と土壌調査を実施しており、この結果を活用させていただく予定としております。

また、矢吹町除染計画に位置づけられた重点除染地区の柿の内地区及び田内地区の農用地とJA等の調査によって特に高い数値が示されたマイクロホットスポットを優先に除染作業を進めていきたいと考えております。

次に、農業の再生であります。本町の基幹産業である農業が地震による農業施設の損壊や放射能物質による汚染、さらには風評被害等によって農業経営が厳しい状況に置かれております。

このため町では、農業者の新技术の普及、次世代の担い手支援や施設園芸等新たな農業経営体のための支援を強化し、風評被害に打ち勝つ強い農業づくりと安心・安全の農産物づくりを推進し、魅力ある持続可能な基幹産業の振興を図ってまいります。

なお、羽鳥ダムに流入する雨や雪解け水が高い放射性物質を運んでくるのではないかと、どう影響するかのおただしについては、具体的な情報は手元ございません。

なお、今後早急に情報を入手でき次第、議員の皆様へ報告させていただきますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、震災特需による経済現象と将来の町内経済状況をどうとらえているかのおただしであります。この震災からの復旧及び復興に際し、公共事業を初め住宅の修繕等に関する受発注も増加しており、推測ではありますがその業務により町内外に作業員の方がふえ、町内のコンビニエンスストアや外食店にも数多くの姿を見受ける機会はふえたと感じております。

しかし、一部の業種にあっては議員の表現にもある特需と呼ばれるような経済現象はあるかもしれませんが、私は本町にあっては依然として厳しい経済状況にあると考えております。町内事業者、町商工会と話をさせていただいた中では、建設建築業にあっては労務単価が材料費等が高騰する状況の中で仕事を受けており、個人商店でも売り上げが落ち込み、利益が上がっているのは全国チェーンやフランチャイズ店等のごく一部であると思われ、町内でのいわゆる特需があるとは私は受けとめておりません。

いずれにしても、この震災からの復旧・復興はできる限り早急に取り組んでいくべきものであり、社会生活基盤復旧のめどが立つおおよそ3年から5年で震災特需と鈴木隆司議員が表現されている経済現象も終わり、受発注の仕事も徐々に減っていくのではないかと考えております。

つきましては、産業地域再生復興策や活性化策、それらに伴う公共事業について計画的かつ継続的に実施し、さらに気を引き締めて取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、原子力損害賠償紛争審査会において決められた損害の範囲の指針撤回の動向と進捗状況についてのおただしであります。さきに熊田議員へ答弁した内容と重複いたしますが、昨年12月に示された原子力損害賠償紛争審査会の指針についてはまことに遺憾であると言わざるを得ません。

本町を含む県南地域は、今回賠償対象地域より空中放射線量が高い市町村が存在し、また原発との距離の観点からも合理性が全く認められず強い憤りさえ感じるものであり、到底受け入れられるものではありません。

この賠償地域除外を受け、県南、会津地区の全市町村で構成する白河地方・会津地方原子力損害賠償対策本部を設立し、国や東京電力株式会社及び国会議員に対し幾度にもわたり要望活動を行ってまいりました。さら

に、1月20日には本議会で設置した大震災及び原発事故調査特別委員会に同行させていただき、東電及び玄葉外務大臣を初めとする政府関係者、関係省庁に対し強く要望を行ってきたところであります。

これらの活動の成果として対象外地域においても現金給付に切りかえる政府方針を示す旨の報道がなされましたが、具体的な金額については不透明な部分があり、また文部科学省も対象地域の見直しは困難との見解を示しており、いまだ予断を許せぬ状況であります。

このような現状を打破するためにも、今後も関係機関及び議員の皆様との強固な連携のもと、本町が賠償対象地域となるようさらなる要望活動を実施してまいりますので、ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

最後に、総合運動公園用地の利活用についてのおたかしであります。鈴木隆司議員におかれましては、継続的にその有効活用に対するご意見をいただき感謝を申し上げます。改めてお答えいたします。

土地取得費など関連経費の総額についてであります。7億5,530万3,893円となっております。その内訳は、土地取得費等につきましては、平成10年度から平成15年度までに面積約22.1ヘクタール、金額7億1,975万8,647円と立木等の物件補償費1,358万3,446円の合計7億3,334万2,093円となっております。

このうち、取得した土地の一部につきましては、福島県に道路用地として1,317万6,720円で売却し、この金額については一部繰上償還を行ったことから、土地取得費、補償費の総額としては、7億2,016万5,373円となっております。

また、調査計画等の関連経費につきましては、平成4年度に矢吹町総合運動公園基本計画、平成10年度に矢吹町総合運動公園基本構想、平成12年度に矢吹町総合運動公園造園基本計画を策定し、現況測量等の経費を合わせた合計額で3,513万8,520円となっております。

元金償還額と支払利息の内訳につきましては、借入元金が7億2,016万1,836円、利息が1億2,916万1,492円、償還額合計8億4,932万3,328円であります。

うち、現在までに支払いました元金が2億4,844万9,836円、利息が6,200万1,500円、合わせまして償還額合計3億1,045万1,336円が現時点における支払い額であります。

総合運動公園用地の利活用については、財政再建を優先する必要があることからしばらくの間は事業の凍結をせざるを得ない状況にあり、町民の皆さんにご理解をいただいております。

財政再建3カ年計画の取り組みにより、当初の目標が達成されたことから、改めて平成22年度当初より利活用の検討を再開いたしました。東日本大震災により作業が中断し、現在に至っております。

検討結果においては、従来の考え方であります町の公共施設用地としての利活用、あるいは経済情勢を視野に入れた民間活力の導入など複数の活用方法を注視しておりましたが、利活用については今後の社会経済情勢の変化を的確にとらえ、柔軟に対応していくことが必要であり、早急に方法の絞り込み、あるいは優先順位をつけることは困難と考えていたところであります。

ある程度の利活用方法の絞り込みが進んだ段階では、関係機関・団体を初め広く町民の皆さんの意見を伺うことは必要であると考えておりました。

一方、東日本大震災からの復旧・復興に向けては、新たな視点を持ち、対策をとることが必要であると考え、総合運動公園用地を本町の復興あるいは福島県の復興のための利活用方法についての検討も必要ではないかと考えております。

昨年9月より引き続き議員からのご提案である大規模なエコタウンの開発等については、高速交通体系の優位性と本町の特性を的確にとらえ、県民の皆さんの本町での生活再建のため、大規模な住宅地の整備を復興事業に位置づけることは以前にも増して活力ある本町のまちづくりに資することは確実であり、大変意義深いものであると認識しております。

昨年8月には、総合運動公園用地を候補地とした構想として福島県知事にお伝えしてきたところであります。地域の景観や自然環境との調和に配慮し、太陽光発電などのクリーンエネルギーを取り入れるなど、新たなライフスタイルが展開できる住宅を集積し、必要な公共施設を配置することにより、将来に向けた街区の形成を目指すことも有効な利活用と考えます。長い時間と巨費を投じて取得した総合運動公園用地を貴重な町民の財産として、なるべく早い時期に活用することが望ましいと考えますが、最も効果的な方法を選択したいとも考えており、ある程度選択肢が明確になった段階で改めて議員の皆様へ説明させていただくとともに、関係機関・団体との意見交換、町民の皆様への意見聴取の機会に説明させていただきたいと考えております。

決められない政治、前に進めない政治とのご指摘をいただきました。進みぐあいは形としてあらわれてはおりませんが、事業凍結の期間を含め継続的に検討を行ってまいりました。

本町の置かれた社会経済情勢、行財政状況等を踏まえながら、時期を見据え、最も有効な利活用方策を選択するためには拙速であってはならないと考えております。ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、3番、鈴木隆司議員への答弁とさせていただきます。

○議長（柏村 栄君） ここで暫時休議いたします。

（午後 2時14分）

○議長（柏村 栄君） それでは、再開いたします。

（午後 2時27分）

○議長（柏村 栄君） 再質問を許します。

3番、鈴木隆司君。

○3番（鈴木隆司君） 再質問をさせていただきます。

最初に、除染についてです。

よく除染なくして復興なしと言われております。先ほど来、私今回の除染の予算、それから方法について疑問があるということを申し上げました。とりあえず、取り急ぎこの予算で線量の高いところをやるということで、高圧洗浄でやるということですが、当然だれが考えてもこの予算でその方法では町の全域除染というのはもう無理なことでございます。それで、町当局は、除染の第2段についてどのぐらいの時期に、どのぐらいの予算規模を持って、次はどういった方法でやるのか、ある程度青写真ができていなければならない、その第2段の話聞いてみたいと思います。

それから、震災特需の件でございますが、町当局としては、さほど特需とは思っていないということでございます。ただ私の周りの状況を見ますと、土木作業員がもう足りないんだと。業者が足りないんだということで、もう県外からも栃木、茨城方面からも業者が来ていますし、建築作業員、土木作業員がいたら紹介し

てくれというような話も多々ございます。それから、資材によってはまだまだ頼んでも製造が追いつかないという資材もあるということも聞いております。それから、左官屋さんを初めさまざまな職人さんも足りないという話も聞いておりまして、矢吹町の被災に遭った建物の解体作業がおこなわれているということ自体もこのいわゆる特需で忙しくて、そこまで手が回らないというような現状で、私は確かに町の中にこの今現在特需はあると認識しております。

1つの例を挙げますと、たばこの例を挙げますと、本来たばこは値段が上がったり、禁煙者がふえて税収が落ちるわけですが、不思議なことに今現在の矢吹町でもたばこ税が増収になっているわけですね。これは、まさしく外から来ている作業員だったり、この震災特需の影響でさまざまな動きが町内にあるということだと思います。そこで私が何を言いたいのかといいますと、この特需は、町では思っていないというんですが、私は思っているんです。この特需が2年後、3年後に途絶えたときに、もう今雇用が欲しくて欲しくて何がないんだということが今度逆転現象になるわけです。今度は働きたくても働く場所がない、仕事をしたくても仕事がないということが明らかに私は起こってくると思うんですね。それに対して、やっぱり今から今後放射能と闘ったり、さまざまなことが予想されるわけですから、今のこの特需に浮かれることなく、本当に矢吹町は今後どういったことによって経済を立て直していくかということは今から本当に考えないと、そのときになってからではもう遅いということだと思うんです。この件に関しまして、再度私は町長の意見を伺ってみたいと思います。

それから、2番目の運動公園についてです。

その「決められない政治、前へ進まない政治」と通告書に書いておりますが、私は野崎町政を見てきまして、議員になる前、それから議員になってから、本当に財政再建を立派になし遂げたと思っていますし、中学校も野崎町長の強いリーダーシップによって立派な中学校が完成し、さらにはこれからプール、武道館が今完成しようとしております。

ただ、人間だれしも100%な人間はいないわけで、その運動公園に関しましては、先ほど私が一般質問で冒頭に申し上げましたが、町民が多額な予算を投じて一度は夢を見たわけですね。矢吹にすごい運動公園ができるんだと。それが全然進まないということで、こういうことを申し上げたわけでございます。

それで、町長の答弁の中に、拙速な判断はしたくないんだというようなことですが、いえ、私はもうこれかなり時間がたっているんじゃないかと思います。その証拠に、私が議員になってこの問題を提案したのは2度目でございます。それから、同僚議員もやっていますし、一般質問でこの問題はかなり取り上げられていると思いますよ。私、議会広報なども見て、議員になる前から見ていましたが、かなり取り上げられて執行部はその都度、前向きに考えますというような答弁をしているわけです。決して、もう拙速というような言葉ではなくて、もう早急にでも取り組まなきゃならないわけです。確かに、震災の復旧・復興で今手が回りませんが、だから私はあえて提案申し上げたわけです。民間活力を使ったらどうかと。先日この問題に関して私同僚議員と一緒に私的な場面で町長にメガソーラーシステムどうですかと、同僚議員と2人で提案いたしました。町長はさほど興味を示さなかったので私はそのときにちょっとがっかりした記憶がございますが、今、福島原発全部とまっているんですね。それから、福島県で自然再生エネルギーの会議をやるとか、さまざまな福島からエネルギーを変えようという動きがあるわけです。当町には既に連合がメガソーラーシステムを導入してしまし

て、あの予定地に私は民間活力で、その自然再生エネルギーのメガソーラーシステムを持ってきたら製造業よりは雇用は生まれませんが、多少の雇用が生まれたり、それから、自然再生エネルギーの最前線の町矢吹ということで、かなり矢吹町の知名度が上がって、それが経済活性化につながったり、町の再生につながっていくと思うんですね。方法はいろいろありますが、町民の意見をいろいろ聞いて、どの選択肢もあると思いますが、私は決して拙速ではないと、もう早急にいろいろいつ、どの時期に、どういう方法で、どの予算で町の予算を使って、使わないのかとか、どういうことをやるのかということを目に町民にもう伝えないと、町民はもうあれだけの、くどいようですが、あれだけの予算を投じてやった土地が野ざらしになっているのはもう忍びないというようなことですので、その辺に関しまして再質問で聞いてみたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（柏村 栄君） 答弁求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 3番、鈴木隆司議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、除染の問題でございますが、除染なくして復興なし、もちろん私も常々そうした話をさせていただいております。今、答弁させていただいた6億円弱の金額については、平成24年度の予算でございまして、当然この後も25年、26年ということで5年間、当初計画期間がございまして。その間には相当多額の金額がかかるであろうということは容易に想像できますし、もちろん町としましてもそうした予算を含めて、十分協議を進めていきたいと思っております。細かな各課の予算については現在取りまとめている最中でございまして、約20数億円、平成25年度以降もかかるのではないかなというような形で見積もっております。ですから、6億円弱の金額については、今現在計画している金額でございまして、もちろんこの後、年度に沿った形で予算を計上しながら、段階的に除染を進めていくということでございまして、ご理解をいただきたいと思っております。

また、復興計画を作成するに当たって、この後、解体を含めているような形で特需というものが矢吹町の中でも生まれているのではないかとございまして、そうした個別的な状況というのはあることは確かでございますが、しかし特需という、またミニバブルというような言葉を使うのが矢吹町にふさわしいかどうかということは、私自身はそういう状況ではないというような話をさせていただいたところで、一部については先ほども答弁したように、そうした状況も見受けられるというような話をさせていただきました。今後、3年、5年ということで、復興が進むにつれて、そうした仕事も減ってきて、その後の対策についても大きな問題だという認識については、先ほども答弁させていただいたように私自身の認識としては変わりございません。この後、復興計画を進めていく中で、除染の問題も相当期間かかるであろうし、中心市街地の復興についても5年や10年ですべてが完了するというふうにも思っておりませんし、また、企業誘致等についても、この後県の復興工業団地の利活用、さらにはこの後も説明しますが、総合運動公園用地の利活用ということを考えていくと、そうした産業、地域の再生、復興に向けてのさまざまな施策ということを含めて、今後もしりすばみにならないように、いわゆる鈴木隆司議員が言われているような、特需後の対策についても十分に計画をしていきたいというふうな考え、矢吹町の活性化に向けて頑張っていきたいというふうな考えをしておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

総合公園用地については、非常に難しい問題があるというふうな考えをしております。今までは総合運動公園を

町のほうで具体的に実行していくということになれば相当な町の持ち出しがかかるであろうということは容易に想像できたこととございます。この総合運動公園の用地については、今回の震災を受けて、復興交付金等も含めて、さまざまな国からの支援、県の動きも注視しなければいけないというふうに思っております。拙速にああしたい、こうしたいというような結論を出すのではなくて、平成22年度まで進めていたようにいろんな可能性、選択肢というものを見きわめながら、町はより町にとって有効なもの、そして費用をかけてもその効果が最大限に発揮できるような、そんな運動公園の利活用を検討していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

一般質問でも多くの質問を受けました。そうした意味においては、なかなか結論めいたものを皆さんにお示しすることはできませんでしたが、しかし、今回の復興を受けて、今回の震災が、逆転の発想、そうした逆境からまたいい面に向かっていけるというようなそんな提案も天からいただいたというようなことも含めて、重ねて申し上げますが、今後、国・県の動きを注視しながら、より矢吹町にとって有効な活用を考えていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（柏村 栄君） 再々質問はございませんか。

3番、鈴木隆司君。

○3番（鈴木隆司君） 2番目の運動公園予定地の件に関してでございますが、最後にあの場所を、例えば除染で出た汚泥なんかの仮置き場にだけはしてくれるなよというような声があります。

私もその件に関しては反対です。町当局で今現在そういった計画、考え、それからそういうことを考えているのかどうか伺って最後の質問にしてみたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 3番、鈴木隆司議員の再々質問にお答えさせていただきます。

総合運動公園の用地の利活用に当たっては、除染で発生した汚染土等を含めて、仮置き場にしてくれるなどということについては、私自身もそうした考え方については、同じような考え方を持っております。仮置き場の問題、非常に難しい問題でございます。町有地であるということから、あの一部を利用して、仮置き場の場所に可能かどうかということについては、付近の住民の方に集まっていただいて、そうしたことも話したことはございますが、しかし、多くの住民から反対意見がございまして、あの場所については、決定に至っておりません。この後も、町有地を優先にしながら、仮置き場については、候補地を絞り込んで決めていくということとございますが、そうした声が多くあるということを受けて、総合運動公園の用地であった場所については、仮置き場の選考から外していきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

以上で、私からの再々質問の答弁とさせていただきます。

○議長（柏村 栄君） 以上で、3番、鈴木隆司君の一般質問を打ち切ります。

◇ 棚 木 良 一 君

○議長（柏村 栄君） 続きまして、通告5番、6番、棚木良一君の一般質問を許します。

6番。

〔6番 棚木良一君登壇〕

○6番（棚木良一君） どうもみなさんこんにちは。

一般質問に入る前に、議長から私が発言をすることについて了解を得ましたので、

○議長（柏村 栄君） 一般質問ですよ。

○6番（棚木良一君） 発言をさせていただきたいと思います。

時間がないということではありますが、ご承知のように私は矢吹町議会議員として1984年4月から7期28年間、議員活動をしてまいりました。今回、議会活動に終止符を打つべくことになりました。この間、皆様からいただきましたご指導、ご協力にこの場をおかりいたしまして心から感謝を申し上げます。

私はこれまで、初心忘れることなく、子供やお年寄りの皆さんが大切にされる町政、住民が主人公の町政を目指して、町民の声はどんな小さなことでも町政に届け切れることを信念として、一般質問はもちろんのこと、毎年予算要望などで努力をしてまいりました。子供が病気になってもお金がなくて、お医者さんにかかれない、母親にとってこれほどせつない思いはないと泣かれたことなど、切実な思いが走馬灯のように次々と浮かんできます。新年度から子供の医療費無料化が高校3年生までの予算が今回議案に計上されました。一貫して求めてきた私にとっては感無量であります。18歳までの医療費無料化実現は原発事故、放射能汚染から子供たちの健康を守るためにも、子供たちの未来のためにも必要であります。徹底した放射能除染と、若い世代が安心して子育てできる矢吹町にすることは急務であります。東日本大震災、原発事故による放射能汚染というかつてない困難に直面しながら、頑張っているすべての町民を温かく応援する町政にしていくことが今強く求められています。私のこのような思い、今後は町長さんを初め職員のみなさん、そして同僚議員の皆さんに頑張らせていただきたいと思います。私も微力ではありますが、矢吹町の復旧・復興には頑張らせていただきます。

終わりになりますが、皆様方の今後ますますのご活躍、そしてご健勝と、さらなる矢吹町の発展を祈念いたしまして、一言ごあいさつさせていただきます。本当にありがとうございました。

続きまして、順次一般質問に入らせていただきます。

同僚議員とダブる点もあるかと思いますが、私なりに質問をさせていただきます。

私ども日本共産党議員団は、毎年町の予算編成に関して要望書を提案してまいりました。今年度も町の新年度予算に反映させるために、予算要望をいたしました。

特に昨年の大地震と東京電力の原子力発電の爆発事故による放射能の汚染で、福島県は未曾有の大打撃を受けました。福島県議会では、県内の原発の廃炉を求める決議案が採択されました。矢吹町でも採択されました。しかし、収束どころか本格的な復旧・復興が待ち受けています。放射能で汚染されたごみや土を貯蔵する場所さえ決まっていないのが現状であります。一日も早く除染を行い、避難された方が安心してふるさとへ帰れることが望まれます。

町内に目を向けますと、中学校の建設は順調に進み、安心して学校教育を受けられることは幸いです。県知事は18歳までの子供の医療費を無料化にすることを10月から実施することになっていますが、矢吹町はそれより半年早く、子供の医療費を無料にする、こういうことが今度の議案に提案されております。町長も再選後の

初訓示で新しい矢吹実現へ向かって4つの柱を述べられました。中でも、放射能除染は待ったなしの重要課題です。町民が安心して暮らせるよう先頭に立ち、町政県外事項については、町民の声を代弁して地方自治確立の観点から、県・国に対して要請・要求行動を展開されるよう要望いたします。新年度の予算編成は厳しいものになると思いますが、町民の安心・安全の守り手は身近な地方自治体であります。町であります。基本を町民の暮らしを守るという点にしっかり定め、財政再建は町民に負担を転嫁するなど、安易な施策をとらず、福祉や教育、子育て、雇用などを向上させる立場で予算編成がなされるよう要望いたします。ということで、要望したわけであります。町の新年度予算に反映できるものと、できないもの、具体的に示していただきたいと思います。町民生活の安全のためには、33項目であります。そして、2番目の東日本大震災と原子力災害から安全・安心のために6項目、これはご承知のように、昨年3月11日の大地震と原子力発電の爆発事故による放射能汚染で、公共施設や住宅に甚大な被害を受けました。放射線物質の拡散は農産物に大きな打撃となり、健康被害の懸念も大きな課題になっています。復興対策課を新設し、復旧・復興に当たられるよう要望しますということで6項目であります。これらについて町長の答弁をお願いいたします。

次に、介護保険料、利用料の負担軽減と減免制度を設けることについてであります。

今回、介護保険計画が見直されるわけであります。ご承知のように今度の議案書に第4段階基準階層で矢吹町は2,906円から3,961円になるわけであります。つまり1,025円、1年間にすれば1万2,300円の値上げであります。今から12年前、介護保険制度導入によって、保険料という事実上の増税が行われ、3年置きに増税が積み重ねられ、負担は限界を超えていると言われております。増税を避けて、前回の見直しのときには7,100万円積立基金があったわけです。いわゆるこの基金を繰り入れをして、少し値上げがあったわけですけれども、今回そういうつまり基金は繰り入れをしないのかどうか。そしてまた、そういった点で負担軽減を図られるべきだというふうに思うわけですが、そういったことがなされていなかったということで、1,025円の値上げということになったのかなと思うんですが、そういういわゆる介護の準備基金、これは現在幾らあるのか、それらについてもお聞かせいただきたいと思います。

また、負担軽減と減免制度、つまりこの矢吹町にはいわゆる普通徴収の方もいるわけですね。年金が余りにも低い、あるいは無年金者、こういった方々からは介護保険料が差し引かれないということで、役場に当然納めなければならないということで、そういった方々の中にも、納められないという方もいるわけです。つまり12月9日には166名の方に催告書が町から行っているわけですね。1月19日には督促状、94名の方に行っているんです。こういった方々もおりますので、ぜひともこの介護保険料、利用料、そういった点で負担軽減と減免制度を設けていただきたいということです。

次に、特別養護老人ホームの待機者対策と町独自のホーム建設の見通しということで、これについては12月議会でも質問したわけです。特に、矢吹町には特養の老人ホームは会田病院の寿光園ということで現在150人待ちということで、その中には矢吹町の人が70何人も入れなくて待っているんですね。そういったのにもかわらず、町長は12月議会の答弁の中で、どういう認識をしているかわかりませんが、現在は空きがない状況でありますということで、会田病院の寿光園、差し迫って入所が必要なひとり暮らしの要介護者や介護度の重い、介護4、要介護5の方の待機はないと聞いておりますということなんですね。しかし、いわゆる介護4、5の人は何人いるのかというと、介護4の人が105人、介護5の人が83人いるわけです。ですから、い

いわゆる待機者がいないなどという認識では私はとんでもないというふうに思うんですが、その辺はひとつ確認
というか、町長の認識が私は間違っているのではないかなというふうに思うんですが、そういった点でいわゆ
る待機者対策、これはやっていないわけですね。町長が言っているように、県南地域では、いわゆる棚倉町、
中島村、鏡石町、そういったところではやはり待機者対策として新しくつくったり、あるいはいわゆる増床を
しているんですね。町長は、棚倉町と中島村では80床と50床の特別養護老人ホームの設置計画があると伺っ
ていると、鏡石町でも90床が12月1日にオープンしたと。じゃ、矢吹町はどうなんだと言いますと町長は、平成
27年度第6期介護保険計画の中で需要と供給のバランスも含め、調査していきたいというふうに言っているん
ですが、待機者が150人もいて、矢吹町の人が70何人も入れない。そういった中でつまり平成27年度までいわ
ゆるその中で調査をしていきたいというんですから、その間は何にもしないみたいな形になるのではないかな
というふうに思うんですね。

ですから、私は現在今あのいわゆるデイサービスをやっている福祉協議会が進めている保健センターを活用
して、あそこを特別養護老人ホーム、あるいはショートステイが、現在デイサービスですけれどもショートス
テイもできるようにというようなことで、だんだんには特別養護老人ホームにしていってはどうかということ
を前回の12月議会で提言したわけですが、町長からはいきなりそんなことを言ってもおかしいような答弁があ
ったわけです。ですから、その辺については、私は今すぐ、保健センターを特別養護老人ホームにしろとい
うようなことではなくて、そういったことも検討しながら、ぜひともいわゆる待機者が少しでもなくなる、み
んなが安心して介護サービスが受けられる、そういう施設をつくっていかなくちゃならないというふうに思う
んです。

それはなぜかといいますと、特に矢吹町の全体の人口を見た場合でも、国保加入者が多いわけです。国保加
入者の場合には、国民年金なんですね。ですから、国民年金の方は特別養護老人ホーム以外のところに入ります
と、もう15万とか、20万とかかかって、とても国民年金では払えないと、そういうことになっていますので、
ぜひともこのいわゆる低所得者の方々のためにも、この老人ホーム、特老を建設、あるいは増床していかなけ
ればならないというのはもう明らかなんですよ。ですから、その点でひとつ努力をしていただきたいとい
うようなことですので、再度そのことについて町長の考えをお聞かせいただきたいと思います。

次に、国の緊急防災事業で防災無線、屋内受信機の戸別設置をということで、これについても以前質問した
わけですが、つまり防災無線ですね。現在の防災無線については、やはり町民の皆さんから大変苦情が町当局
にも行っていると思うんですが、これについては、町長の答弁では今後の防災計画の中でこの防災無線の屋内
受信機についても今後検討していくということであったわけですが、いわゆる国の緊急防災減災事業の効果的
な活用をしたら、私は今回これを活用して、屋内受信機の戸別設置をしてはどうかということを提言するもの
でありますので、それらについて町長の考えをお聞かせいただきたいと思います。

特にこれはどういうことかといいますと、防災無線のデジタル化とかあるんですね、補助率が3分の1、そ
して元利償還金の交付税算入は80%と、こういう率のいい補助率ですので、それについて町長のお考えをお聞
かせいただきたいと思います。

次に、政府が進める保育制度「子ども・子育て新システム」に対する教育長の見解と、町の対応についてで
あります。

ご承知のように、政府は今回「子ども・子育て新システム」を検討する政府の作業部会が昨年検討してきた結果、この保育の新システム成案というのができてきたわけです。これについては、いろいろな問題があるんですね。つまり、保育園探しは親の自己責任でとかですね、教材費など実費徴収が解禁されます。教材や体操、音楽教室なんて前はなかったのにということで、請求書が来る、あるいは企業都合でいつでも撤退かと。前にも町でも経験していると思うんですが、当社の経営上の都合により何月で閉園いたします。こういったことも急に言われる可能性もあると。認定こども園なんかできてきて、会社の都合で閉園もすると、あるいはもうけ優先、子供が犠牲に、こんなに詰め込まないでということで定数をいっぱいとして、狭いところに入ると、こういったこともあるわけです。こういったことは当然つまり、新システム幼稚園と保育園を一体化した総合こども園を新設して、待機児童解消ということで宣伝しているわけですが、いわゆる総合こども園には待機児童の8割以上を占める3歳未満児の受け入れを義務づけてはいないわけですから、3歳未満児が今後はまたまた入れないということになってしまいますので、これらについて教育長はどのように考えているのか、そしてまた町はどのようにしようとしているのか、それについてもお聞かせいただきたいと思います。

最後に、町の建物解体適用支援事業についてであります。特にこのことについては、住民の皆さんからも大変喜ばれているわけであります。

しかし、12月1日から受付が始まって、2月22日までに解体した方が223件ということになっておりますけれども、1月31日現在で町のほうでは解体済みが151件、解体未了が74件というような報告もしているわけですが、つまり12月1日から2月まで1件も解体していないということではないのでしょうか。これは既に11月30日までに解体した件数、2月になってからはしていないというふうに思うんですが、この遅くなっている理由は何なのか、私は非常に町の対応に問題があるというふうに思うんです。

つまりそうしてまた、町の指定業者はいないということを言っていたわけです。このことについては、町長にもなぜ遅いのかということは全員協議会やあるいは休憩室なんかで休んでいるときにも言ったと思うんですが、一向に改善されないで来たわけです。つまり、損害解体処理決定という通知が来ました。12月10日に申し込んで、12月28日に調査が済んで、そして2月20日付で通知があるんですが、郵便で来たのは23日です。ですからこの2カ月以上もの間、決定の通知も何も来ないと、そしてまた指定業者は決まっていなと言いながら、解体処理日にち及び執行業者が決定しましたら、別途お知らせいたします。じゃ何だ既に決まっていたんではないか。というふうに思うんですが、こういった町の対応というのは、町民の皆さんからももう喜ばれたやつが今度はあれですよ、苦情ですよ。私らに相談が来るんですから。ですからなぜこのようになっているのか、ひとつお聞かせいただきたいと思います。

ただ、私が見ている限りでは町民課の皆さんは大変忙しいということはわかっております。ですから、そういった点で今度はまた放射能の除染、いわゆる汚染されたところを除染するわけですから、そういった点でもまた町民生活課は忙しくなるのかなというふうに思っていますので、そういった点についてはやはり職員をふやすなり、あるいはアルバイトを使うなり、そういったことで対応していただきたいというふうに、これは要望です。この点についてお願いします。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 6番、棚木議員の質問にお答えします。

初めに、日本共産党矢吹町議員団から提出された矢吹町予算編成に関する要望書について、町の新年度予算に反映できるものと、できないものは何かについてのおたただしであります。日本共産党矢吹町議員団の皆様からの貴重なご意見、ご要望を拝見させていただきましたが、既に実施している項目が数多くあり、このことは多くの町民の方々が携わり、つくり上げ、策定された第5次まちづくり総合計画が皆様の思いと共通するものがあることをあらわしていると考えております。

この要望書は、67項目という多くの要望があり、内容も多岐にわたっておりますので、平成24年度に実現される項目をこの場で個別に列挙することは難しいため、答弁は差し控えさせていただきますが、件数だけを述べますと、既に実施しているものは29件、新たに実現されるものは3件となっております。後ほど項目ごとに詳しく報告をさせていただきます。

特に要望書中の4、大震災と原子力災害からの安全・安心のための6項目については、私も必ず実施しなければならない内容であると強く認識し、復興計画にもすべて位置づけをしております。このようなことから、平成24年度の予算案を初め、関係諸議案につきましてご理解をいただき、限られた財源の中ではありますが、各種施策の展開を強力に実施してまいりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

次に、介護保険料、利用料の負担軽減と減免制度を設けることについてのおたただしであります。本町の65歳以上の第1号被保険者保険料につきましては、所得により6段階の保険料金体系となっており、本人が市町村住民税非課税であるが、課税されている人が世帯にいる場合は、第4段階とし、この段階が基準額となります。生活保護受給者、または高齢福祉年金受給者世帯については、第1段階、世帯全員が市町村住民税非課税で、前年の合計所得金額が80万円以下の方については、第2段階とし、それぞれ基準額の0.5倍の保険料となります。世帯全員が市町村住民税非課税で、第1段階、第2段階に該当しない方は、第3段階とし、基準額の0.75倍の保険料となります。また、基準額以上の所得金額の方については、所得金額200万円を境に、第5段階、第6段階とし、それぞれ基準額の1.25倍、1.5倍の保険料となり、低所得者の方に配慮した保険料金体系となっております。

介護サービス利用料の負担額については、所得に応じた負担区分とはならず、利用したサービスに対する経費の1割が利用者負担、残りの9割が市町村負担となります。

なお、利用者負担分の1割が高額となり、一定額を超えた場合には、申請により高額介護サービス費として後に超過分が支給されることとなります。

このような中、平成23年度で第4期介護保険事業計画が終了するため、新たに平成26年度までの3年間の期間とする第5期介護保険事業計画を策定するとともに、介護保険料の見直しを行ってまいりました。保険料見直しの結果、第4段階の基準階層で月額3,931円となり、1,025円の増額を余儀なくされました。

保険料を算定するに当たっては、昨年7月に65歳以上の方を対象に日常生活圏域ニーズ調査を実施し、介護保険計画策定の基礎資料とするとともに、国勢調査や現在の介護サービスの利用状況から、今後3年間の介護サービスの事業見込み等を予測したところ、人口は毎年100人程度減少いたしますが、逆に高齢者は毎年100人程度増加する見込みとなっております。このような状況から、介護が必要な方、介護サービスを受ける方が増

加することが見込まれ、おのずと介護給付費も増加することが予測されます。

これら、介護給付に係る財源の半分は65歳以上の第1号被保険者及び40から64歳までの第2号被保険者で負担しており、残りの半分を国・県・町で負担しております。

前回の計画策定時においても、介護保険料の見直しがあり、給付費の増加が見込まれましたが、国から交付金が交付され、保険料上昇を抑制するため基金より7,100万円を取り崩し、対応してまいりました。今回の見直しに当たっては国からの支援もなく、県からの財政安定化基金特例交付金408万4,000円のみとなっていることから、介護保険料の値上げをせざるを得ない状況となっております。

なお、近隣市町村においても、今回1,000円程度の値上げをすとのことであり、矢吹町の基準額3,931円は相双地区を除いた県内49市町村の中でも一番低い4,000円未満のランクに属し、県南地区でも一番低いランクに属しているということでもあります。

次に、減免制度のおただしであります。介護保険料及びサービス利用の負担額とともに、町の条例及び規則において、第1号被保険者またはその属する世帯が天災や火災等により住宅、家財、その他の財産について著しい損害を受けた場合等を減免の対象としており、東日本大震災においてもこの規定により多数の方が減免の対象となっております。この減免期間については当初平成24年2月29日で終了する予定でありましたが、被災者の減免措置に対する国の財政支援が延長されることから、町でも平成24年9月30日まで延長することとしております。

町としましては、今後も高齢者が増加することが確実とされる中で、介護給付費の抑制が大きな課題となるため、介護予防事業を一層充実させるとともに、介護財政の健全化に努めてまいりますので、特段のご理解とご協力をお願いいたします。

次に、特別養護老人ホームの待機者対策と町独自の養護老人ホーム建設の見直しについてのおただしですが、第366回議会での一般質問でも答弁させていただいたとおり、基本的な考え方は変わっておりません。

本町には、特別養護老人ホームとして平成3年7月に開所した寿光園が1カ所ございます。寿光園の待機状況ですが、1月末現在で入所申し込みをした方が152名、そのうち町内の方は72名ですが、寿光園以外の施設に申し込んでいる方も多数いるとのことでもあります。これら待機者の中で次にだれを入所させるかを判断するのは施設側となりますが、差し迫って入所が必要なひとり暮らしの要介護者や介護度の重い要介護4、要介護5の待機者はいないと伺っております。

また、平成24年度から平成26年度の第5期介護保険事業計画において、県南地域では平成24年度に白河市大信地区に40床、平成25年度に埴町で30床、平成26年度に中島村及び棚倉町でそれぞれ80床ずつの特別養護老人ホームの新設や増設が社会福祉法人等の事業者により計画されております。さらには、鏡石町でも12月1日に90床の特別養護老人ホームが開所したばかりと、近隣市町村で次々と施設の整備が計画されており、現時点で本町への新たな建設の必要性はないと認識しております。特別養護老人ホームにつきましては、社会福祉法人等の高い技術とノウハウを持つ民間活力の導入により、建設、運営されることが望ましいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、国の緊急防災減災事業の防災行政無線屋内受信機の戸別設置についてのおただしですが、今回の震災において、その応急対策について数々の反省すべき点はありましたが、その中でも防災行政無線に関し

ては特筆すべきものであり、内容の不明瞭さや難聴区域の存在など、有事に際し、有効性が発揮されず、早急に解決しなくてはならない課題として浮き彫りにされた事案の一つでありました。それら課題解決に向け、最も有効な方策は屋内の戸別受信機の整備であります。町ではこれまでも防災行政無線の戸別受信機に係る国の補助事業制度等の調査をしてまいりましたが、これまでは補助対象となる制度がなく、1台約6万円程度と高額な当該機器を町が単独で負担する必要があったため、財政面の観点から整備は困難な状況でありました。そのような中、今回国が打ち出した新たな補助事業制度である緊急防災事業、減災事業において、戸別受信機の整備が補助の対象となったことは、議員おたのだしのとおりであり、町としては既に年明け早々から導入の可能性を調査検討しているところであります。

しかしながら、起債100%、後年度交付税措置70%というこの制度の補助内容をもってしても、受信機1台当たり1万8,000円の町単独負担となることや、補助対象となる受信機については、デジタル波方式によるものと条件が限られており、現在町で採用しているアナログ波方式の防災行政無線では導入することはできません。

また、現行のアナログ波方式のまま導入が可能な防災ラジオの整備という選択肢もあります。アナログ波方式は国が推進しているデジタル化への潮流からは外れ、補助対象とはなりません、1台当たり約1万円程度と比較的安価であること、また、FM放送の聴取や持ち運びが可能であり、導入について十分検討に値するものと考えております。

そこでまずは開設されてから17年が経過し、老朽化が顕著な現行の防災行政無線局を今後も長期間使用が可能となるとよう修復するとともに、アナログ波及びデジタル波のどちらでも送信が可能となるように改修し、戸別受診機設置費、あるいは防災ラジオ設置費のどちらの方策も採用が可能な基盤を整備することといたしました。この事業は今年度の国の補助事業である消防防災通信基盤整備費補助金の交付決定を受け、翌年度へ繰り越して実施するものであり、この改修事業との同時並行で戸別受信機及び防災ラジオの財政面及び運用面でのメリット、デメリットについては比較検討を進めてまいります。

さらにこれらに加え、各地域における受信電波の強度調査や難聴調査をさらに詳細に実施するとともに、優位な補助事業の検討と、ランニングコスト等を含めた財政的なシミュレーションをし、難聴地域の解消と適正な防災行政無線の管理運用に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、建物の解体についてのおたのだしであります。さきに熊田議員からも同様の質問がございましたので、答弁の内容が重複いたしますがご了承ください。

昨年12月1日から受け付けを開始した解体事業であります。議員から以前にも解体工事が進んでいないのではないかとのご指摘がございました。おくれておりますことをおわび申し上げます。現在の状況といたしましては、2月22日までで既に解体した方が223件、これから解体する方が75件となっており、申請忘れ等も想定されることから3月末まで延長し、申請の受け付けをしてまいります。

なお、これらの申請に基づく解体工事の発注状況については、対象家屋の現地調査や、判定表作成等の事務的なおくれ、また、町建設協力会の工事の受注等を勘案しながら、発注について調整を進めてまいりました。現在、50棟程度の取り壊しができる見通しで、業者への発注準備をしておりますが、申請されたすべての解体工事の年度内完了が見込めないことから、翌年度へ繰り越しをさせていただきたいと考えております。

また、既に解体した方につきましても、早い時期に支払いができるよう鋭意取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、6番、棚木議員への答弁とさせていただきます。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 6番、棚木議員の質問にお答えいたします。

政府が進める保育制度「子ども・子育て新システム」に対する見解と対応はとのおただしであります。国では、保育や地域での子育て支援、子供のための手当など、子育て関連政策を一元化する「子ども・子育て新システム」の最終案を1月末に取りまとめ、関連する法案の今国会提出を目指しております。国は、本法案が成立した場合、平成25年度から段階的導入として、最終的には平成27年度をめどに、これは仮称でございますが、総合こども園を創設し、学校教育と保育、子育て支援を一体的に提供することで、待機児童の解消等を図るなどとして、これらに要する経費等については税と社会保障の一体改革により必要な財源を確保して実施する方針であります。

本町ではご承知のように、平成18年に策定した幼稚園・保育園に関する基本方針において、入園手続の一元化や幼稚園、保育園における保育サービスの指定強化として、保育園の民営化や認定子供園の開設支援などにより待機児童の解消を図ってまいりました。そして、平成23年度に策定した第2次幼稚園・保育園に関する基本方針においては、本町の幼児教育と保育の実情を踏まえた今後の課題を抽出し、昨年12月に幼稚園・保育園に関する実施方針検討会議を立ち上げました。

本町では、3から5歳の幼児はほとんどが幼稚園・保育園のどちらかに就園をしておりますが、ゼロから2歳児につきましては就園率が30%程度の状況でありますので、共稼ぎの増加などによる潜在的保育ニーズ等の把握や、町立幼稚園の定員割れ及び施設の老朽化等を踏まえた具体的な検討をしていただいております。

国が進める「子ども・子育て新システム」については、国と地方負担の問題や財源確保等の課題など、詳細な部分が決定していないところもありますので、私が今の段階で見解を述べるという立場にはありませんが、本町は国が進めようとしている新システムに注視しながら、今後の幼稚園・保育園に関する具体的な実施方針についてのたたき台を平成24年度1年間をかけて、しっかりと取りまとめたいと考えております。

そして、平成25年度中には、議会の皆様を初め、町民の皆様にもご説明申し上げ、よりよいご意見をいただきながら、本町の実情に即した幼稚園・保育園の運営をしてまいりたいと考えております。ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、6番、棚木議員への答弁とさせていただきます。

○議長（柏村 栄君） ここで暫時休議いたします。

(午後 3時23分)

○議長（柏村 栄君） 再開いたします。

(午後 3時33分)

◎会議時間の延長について

○議長（柏村 栄君） ここで時間延長したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） それでは、時間を延長したいと思います。

○議長（柏村 栄君） それでは、再質問を6番、棚木良一君。

○6番（棚木良一君） 6番、再質問をいたします。

12月議会ではいわゆる原発事故の放射能汚染によって子供たちの健康が大変心配されているわけですが、その質問の中で町長はホールボディカウンターについての検査については、町村会の役員会の席上、県にできるだけ早く台数の増加を含めて早期の検査を実施していただくことを要望するというようなことだったんですが、これについてはその後どうなっているのか、そういう点でこのやはり子供たちのいわゆる甲状腺がん、これの心配があるわけです。そういった点で検査をして安全かどうか知るためにも、これについての台数の増加で、いわゆる白河でもできる、あるいは矢吹でもできるというような体制をつくっていただきたいと思いますが、それらについて1点。

そしてもう一つは、予算要望の中で矢吹町にないもの、特に子供の医療費については、これは大変町民の皆さんからも喜ばれることだと思うんです。1つは児童館ですね、これが矢吹町にはないんです。鏡石町、泉崎村、玉川村にもあるし、矢吹町にだけないんですね、この辺では。これの建設、これらいわゆるまちづくりの中でも第5次振興案の中でもおこなわれてきているわけですが、これについてどうなのか、そのできるだけの間、私は児童クラブはいわゆる小学校3年生までということで今なっているわけですが、これをやはり6年生まで対象にしてほしいと、こういう要望が強くありますので、これらについてもぜひとも実施していただきたいというふうに思いますので、それらについてお願いいたします。

あと、要望の中で失業者への生活再建対策の強化を図ること、特に無料職業紹介所もあるし、企業に対しては企業訪問のたびに雇用確保の推進、継続雇用の働きかけをすること、そういった点について力を入れていただきたいというふうに思います。町長の考えをお聞かせいただきたいと思います。

あと、介護保険のいわゆる値上げ、先ほども言いましたように年間1万何かが上がるんですね、1,025円です。これについて、県議会でも我が党の議員が質問して、いわゆる65歳以上の保険料を基金を取り崩して充てれば、年間約6,000円近く引き下げることができるということなんです。ですから、これらについて特に、大震災、原発事故ということでお年寄りの皆さんは大変なことになっているわけですね。ですから、そういった点でやはりこの町民が、お年寄りの皆さんが困難に直面しているときに、こういうときだからこそやはり一般財源からも繰り入れをして、値上げをしないということが私は大切でないかというふうに思いますので、そういった点について取り組んではどうかということをご提言しておきます。

あと、いわゆる特老の建設、特に待機者対策で町長は介護4、5の人については、待機者がいないということなんです。もう百何十人もいるわけですから、4、5の人で。そしてまた2、3の人も、3の人なんか入りたくて要望しているんですけども、入れないということなんです。ですからやはり、特別養護老人ホー

ムは先ほどよその町村では増床とか、新しくつくるところなっているけどもまだ足りない、ですからいわゆる見るほうが倒れてしまうと。家族介護は、いわゆる勤めをやめて家族介護をやらざるを得ないと、こういった方々がたくさんいるわけですから、そういった点ではやはり待機者対策、そしてまた私が言ったように国は、特別養護老人ホームをつくるのに補助金はやめてしまったんですね。ですから、そういう点ではやはり大変なんです。だけれども、石川管内とか、東白河地方では、町村会で順番にそういった点で新しくつくったり、増床をしたりということをやっているんですね。ですから、矢吹町も西郡の管内の町村長と話をして、いわゆる順番でできるように、みんなで支え合っていけば、石川管内や東白河管内でやっているようなことができるわけですから、そういった点で待機者の対策をやることも必要ではないかというふうに思うんです。先ほども言いましたように、矢吹町の場合は、現在保健センターを使って福祉協議会がいわゆるデイサービスをやっているわけですから、私はあれを活用して、将来やっぱり特別養護老人ホーム、それでなかったらショートステイまでできるそういう施設を考えていったらいいんじゃないかなというふうに思うんです。

○議長（柏村 栄君） 残り1分ですからまとめてください。

○6番（棚木良一君） そういう点で、町長頑張ってくださいというふうに思います。あと何分ですか。

○議長（柏村 栄君） 1分。

○6番（棚木良一君） あと最後に、建物解体のことについてです。

白河は申し込んだらすぐもう解体していいですよと、町内の業者でもいいですよということをやったから、スムーズにいったんですね。ところが矢吹町はそれがいかないと。2カ月たっても返事が来ない。そして最後は、どうやるかといったら、建設業の人に割り振りをするというか、そういったことで聞いてやるんだと。これはちょっとおかしいんじゃないですか。これは当然、もしそういったことで町内の業者にやるとすれば、建設業者というか、町の解体業者、いわゆる許可証を持っている、そういったことで公募をすべきではないかというふうに思うんです。それを最初から、指定はしていないと言いながら、最後には業者を指定するようなことではまずいと思うんです。

○議長（柏村 栄君） 時間が来ましたので。

○6番（棚木良一君） これは石巻では

○議長（柏村 栄君） やめてください。

○6番（棚木良一君） いわゆる臨時の職員が業者と

○議長（柏村 栄君） 時間が来ました。

〔発言する者あり〕

○6番（棚木良一君） 業者といわゆる組んで、不正事件が発生していくことは皆さんもご承知だと思うんですよ。それはどういうことかといったら、そういうことをためておけば当然見るわけですから、どこの人が解体するということを業者に教えて、そしてお金をもらったということで逮捕されました。ですから、そういった不正事件を生む原因にもなっているんですね。だからそういった点では、一方で町民に評価されながらも片方では批判もされる。そういう不正事件を生むようなこういったことはやはりなくしていかなければならないと思うんです。特に、町内の建設業者は、町の公共工事がいっぱい、いわゆる

○議長（柏村 栄君） もう時間がとくに過ぎていきますよ。

[発言する者あり]

○6番(棚木良一君) なおさらだと思うんです。そういったことで、ぜひともそういったことは改善して、今後そういったことのないように頑張っていたいただきたいと思います。これらについて、町長のお考えをお聞かせください。

○議長(柏村 栄君) 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長(野崎吉郎君) 6番、棚木議員の再質問にお答えさせていただきます。

放射能汚染の問題、特に子供の健康調査が今後問題になるであろうということで、ホールボディカウンターの導入、ホールボディカウンターによる健康調査についてのおたただしでありますけれども、これについては私も12月議会の答弁後、町村会のほうで管内の市町村長と話をさせていただきました。県のほうでは、できるだけ早い時期に白河地方でもホールボディカウンターを設置して、そうした対応がとれるようなことをしてまいりたいというような話が伝わってきております。

実はなかなか県のほうからそうした回答がいただけないということで、西白河郡管内の町村で共同で購入して、そうしたこともしようかということで話をしていたんですが、町村会の会長である西郷村長が県のほうに西白河郡の町村長を代表して、そうした要望をしてきたところ、もう少し待ってくれと、必ずそうしたことで白河地方にもホールボディカウンターを導入しながら、できるだけ早い時期に子供たちを含めた健康調査に当たっていただけるという回答をいただいておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

それから、矢吹町にないもの、それは児童館だと、今後の復興のまちづくりということで、そうしたことについて導入を検討してはいかがかということにつきましても、これらについても先ほども中心市街地の活性化の中で複合施設というような表現をさせていただきましたが、そうしたことも視野に入れて、今後計画の中に入れるかどうかについてもできるだけ早い時期に検討を進めていきたいというふうに考えております。財政的な問題もありますし、何が矢吹町にとって必要なものか、そうした視点も十分に勘案しながら、検討を進めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

そうした中であって、児童クラブの小学3年生から6年生まで対象範囲を拡大すべきだということにつきましても、これらについても子育て支援の部分を含めて矢吹町がどうしたことができるか、先ほど熊田議員のほうでも人口がふえるような政策を積極的に取り入れるべきだというようなそうしたおたただしもございましたので、総合的な判断のもとにそうしたことも検討の材料の一つに挙げていきたいというふうに思っております。

失業者の生活支援、雇用確保でございますが、これが非常に問題だというふうに思っております。矢吹町でも無料職業紹介所を開設しながらさまざまな視点で、今仕事のない方の雇用確保に向けて努力をさせていただきますが、非常に雇用する側と、そして就職したい側の思いがあって難しい部分もありますが、できるだけ矢吹町に進出している企業を含めて、企業訪問を繰り返しながら安定的な雇用確保を図っていただけるような、そうした施策についても今後十分に検討していきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

介護保険の値上げについては、本当に苦渋の決断でございました。これについては、国民健康保険税、さらには介護保険特別会計、両方値上げをしなければならないような状況でございましたが、しかし両方一遍にと

いうわけにもいかないもので、そうした事情も棚木議員にはご理解をいただきたいと思います。

なお、今後はこの基金の取り崩しという部分からしても、基金をなかなか積み立てるというわけには今までの介護保険特別会計の中ではできにくい環境がございますので、今後は別途、町として年次ごとに計画的に基金の積み立てというものを第6期の介護保険事業計画までにはそうしたことも含めて検討して、値上げをしなくても十分に会計が回るような、そうしたことも早急に取りまとめていきたいというふうに考えております。

さらに、特別養護老人ホームの待機者対策ということでございまして、要介護4、5の方が190人近くいると、しかし、私どもで把握している段階ではこうした方が寿光園側からすぐに入居が必要な方はいないというような報告を受けていることについては事実でございます。ただ、今後の対策等を考えれば、高齢者がますますふえるということであれば、そうした需要の増加というものについては、これは避けて通れないということでございますので、前回は答弁させていただいたように第6期の介護事業保健計画の中において、検討していきたいと思います。

議員もご存じのように、それぞれの市町村の介護保険事業計画というのは、県南地域のすべての町村の事業者、利用者の調整をしながらそうした施設の増設が必要か、さらには増床が必要かというものについて、相対的に検討していることについても事実でございます。そうした中にあるのは、今のところ矢吹町でつくる必要があるかどうかということについては、今回の大信、塙、中島、棚倉の230床で十分だというようなそんな見解もいただいておりますので、これについては繰り返しになりますが、第6期の介護保険事業計画を策定する段階で、十分に県南保健事務所と協議をしながら、今後の矢吹町のあり方について検討していきたいというふうに思っております。

〔発言する者あり〕

○議長（柏村 栄君） 答弁続けてください。

○町長（野崎吉郎君） 差し迫って入居が必要なひとり暮らしの要介護者や介護度の重い要介護4、要介護5の待機者はいないというふうに伺っております。

今後、第6期の介護保険事業計画を策定する段階において増床の必要性、さらには増設の必要性についても矢吹町においても検討してまいりたいというふうに考えております。

保健福祉センターについては、現在社会福祉協議会でデイサービスという形であの施設を利用していることについてはご案内のとおりだと思います。そうしたことを含めると、特別養護老人ホームに置きかえるということについては、現時点ではかなり困難な事態が発生すると考えておりますので、町としてはそうしたことについては考えておりません。

さらに、建物解体、本当に言いわけがましくなります。先ほども、おくれたことについて謝らせていただきました。今後、スムーズに作業が進むようにしてまいりたいというふうに考えております。何がそうしたことになったかということについては、先ほど答弁させていただきましたが、それ以上に人の問題等も含めて、さまざまな要因があるというふうに私も理解しておりますので、今後できるだけ早い作業が進むようなそういう体制も含めて考えて住民の期待にこたえていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上で、再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（柏村 栄君） 以上で、6番、棚木良一君の一般質問を打ち切ります。

◇ 大 木 義 正 君

○議長（柏村 栄君） 続きまして、通告6番、7番、大木義正君の一般質問を許します。

7番。

〔7番 大木義正君登壇〕

○7番（大木義正君） みなさん、こんにちは。

一般質問初日ではありますが、私で6人目ということで皆さんも多少お疲れのこととは思いますが、少しの時間おつき合いをいただきたいと思います。

また、質問内容も同僚議員と重なる部分も多く、既に答弁をいただいているようなものですが、私なりに質問させていただきますので、よろしく願いいたします。

あの東日本大震災から1年がたとうとしております。被災された皆様に改めて心からお見舞い申し上げます。

また、原発事故によりいまだに多くの県民が避難生活を余儀なくされております。この現状を考えると、心が張り裂ける思いです。一日も早くふるさとに戻れるように心から願っております。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

初めに、除染についてお伺いいたします。

「除染なくして復興なし」を合い言葉に、町は今年度から除染計画に基づき本格的な除染を進めていくとの考えであります。その中身がはっきりとまだ見えてきておりません。まず、除染する地域、あるいは場所の基準はどうするのか、例えば1時間当たりの放射線量なのか、あるいは年間何ミリシーベルト以上の場所が対象になるのか、その基準をお伺いいたします。

さらに、希望者を対象とする部分除染、あるいはスポット除染なのか、または、地域全体の除染を考えているのかお伺いします。今、県内各地で試験的に除染作業を行ったり、モデルケースとしていろいろな手法を用いて除染したりしておりますが、矢吹町が考えている方法と除染の工程はどのように考えているのかお伺いいたします。

また、除染作業をだれがやるのか、個人個人で行うのか、地区住民がやるのか、または町の職員や町が除染作業に従事してもらえる人を募集して作業をするのか、さらには競争入札などにより民間の業者に任せるのか、町としての考えをお伺いいたします。

そして、私が一番心配していることは、除染した汚染廃棄物を町のどこに一時的にせよ保管するかという問題です。国は、放射能に汚染された廃棄物の最終処分場をどこにするかも明確にしないまま、中間貯蔵施設を福島県内に設置させてほしいと要望しております。しかしながら、国が明確な指針を示さない中で中間貯蔵施設の設置は簡単には進まないと考えられます。中間貯蔵施設が決定し、そこに搬入できるまでは、除染で出た汚染廃棄物は町内に保管しておく必要があります。保管場所の確保ができなければ除染は前に進まず、かけ声倒れに終わってしまうことも考えられます。保管場所について、どのような見通しを持っているのかお伺いいたします。

次に、農地の復旧と町の助成についてお伺いします。

昨年の東日本大震災による地震と、その後のたび重なる余震、さらには台風15号による大雨によって農地、

ため池、用水路、農業施設などは大きな被害を受けております。昨年は、震災の影響で羽鳥からのパイプラインが被災し、多くの農家が稲作を断念しました。ことしこそは田んぼがつくれると農家の皆さんは期待しておりますが、一向に進まない復旧状況に不安が広がっております。

町では、春の作付に間に合うように農業施設及び農地の復旧を最優先に取り組んでいるとしておりますが、工事の発注状況と進行状況、さらには今後の見通しについてお伺いいたします。農家の中には、果たして自分の田んぼまで水が来るのだろうか心配している農家もかなりあります。稲をつくるか、あるいは転作して大豆やソバをまくか、悩んでいます。稲をつくるなら、種もみを冷やさなければならないし、転作して大豆やソバをつくるなら種を注文しなければなりません。その決断の時期が近づいております。農家の皆さんが自信を持って決断するためにも、復旧工事の見通しをお伺いいたします。

また、昨年は農業者戸別所得補償制度への加入を条件に国・県からの助成金とは別に、町単独の助成として10アール当たり大豆、ソバ、ハト麦には1万円、燕麦には5,000円の助成金が出ましたが、今年度も助成を継続する考えなのかどうか。

さらに、昨年は羽鳥からの通水が不能になった被災田に対し、10アール当たり3,000円の商品券が支給されましたが、今年度はどう考えているのかもあわせてお伺いします。

○議長（柏村 栄君） 答弁求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 7番、大木議員の質問にお答えします。

初めに、除染についてのおただしであります。これまでに熊田議員、藤井議員、鈴木隆司議員の質問に答弁させていただき、重複する部分が多々あることをご了承ください。

除染する地域や場所の基準につきましては、矢吹町除染計画に基づき、今年度から5年間を計画期間と位置づけ、平成24年度、25年度の2カ年を重点期間と定め、放射線量が高い重点地域から順次実施し、町内全域での除染を実施してまいります。

国の基準では、空間放射線量が毎時0.23マイクロシーベルト以上の区域を除染対象区域としておりますが、町といたしましては、0.23マイクロシーベルト以下の地域でも学校施設やマイクロホットスポットなどの除染が特に必要な場所については、予算の確保をしながら実施してまいります。

除染の範囲につきましては、除染計画では除染区域の指定は基本的に集落単位としております。国の除染関係ガイドラインでは、除染区域を集落とした場合、その集落放射線量の平均値で判断することとされ、優先順位等を定め順次除染を実施してまいります。

除染の方法と工程につきましては、優先実施場所として学校施設、公園等の公共施設、住宅、道路、商業施設、農地、森林等としております。

除染方法は、国から示されております除染関係ガイドラインに基づき、除染対象物により必要な項目が示されており、県の除染アドバイザー等を活用しながら、実施してまいります。

実施工程につきましては、鈴木隆司議員に答弁させていただいたとおり、住宅、公園、学校施設、農地、道路等、関係する各課において除染実施計画を定め、計画的に実施してまいります。

実施主体につきましては、本交付金事業が自治体として取り組んだ場合のみ交付されるものであり、町では業者へ委託して実施する方法や臨時作業員による実施等を前提に検討をしております。

また、本年度区長会のご協力のもと、実施させていただきました放射線低減クリーンアップ作戦について引き続き来年度も実施させていただきたいと考えておりますので、行政区の皆様や企業団体の皆様のご支援とご協力をお願いいたします。

最後に、除染で生じた汚染廃棄物の保管につきましては、除染作業を円滑に実施するに当たり、仮置き場の確保が急務となっております。現在、場所の選定作業を行っており、近隣の住民や事業所等にもご理解をいただきながら3月中を目標に仮置き場設置に向けて取り組んでまいります。本事業の実施に当たっては、議員の皆様を初め地域の皆様の深いご理解とご協力が必要となり、町の除染計画で目標に掲げる空間放射線量毎時0.23マイクロシーベルト以下を達成できるよう全力で取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、震災と台風15号により被災している農地、ため池、用水路等の復旧工事の発注と、工事の進捗状況についてのおただしであります。被災状況につきましては、藤井議員や鈴木隆司議員への答弁の中で説明いたしましたので、割愛させていただき、質問事項にあります復旧工事の発注と工事の進捗状況について説明をさせていただきます。

初めに、地震災害と台風災害の補助対象地区195地区の工事種類については、ため池26地区、水路70地区、道路14地区、用水池11地区、農地74地区と広範囲にわたって被災を受けている状況であり、今回の地震災害と台風災害の被害がいかに甚大であったか伺えます。

次に、発注状況についてであります。地震災害と台風災害の補助対象地区195地区に対して、地震災100地区の発注が完了しております。台風災害の補助対象地区につきましては、補助申請である査定業務が1月末まで要したため、現在発注のための現地確認設計調整を進めております。単独小災害の450地区につきましては、完了または施工中の現場はおおむね50地区程度であります。その他未発注工事につきましても早期に発注するよう努めてまいります。

工事の進捗状況につきましては、被災箇所が余にも多く、重度の被災箇所が多いため、復旧まで相当の日数を要すると考えており、平成23年度内に完了することは難しい状況にあります。

しかしながら、藤井議員に答弁しましたとおり平成24年度において春の作付が可能となることを第一に考えており、このことに支障を来さぬよう応急措置等を最優先に進めてまいります。

地震災害と台風災害の2つの災害からの復旧・復興を目指し、復興計画の最重要課題として農家の皆様の生産基盤である農地及び農業施設の復旧に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、作付不能田や転作田に対して、昨年と同じように町単独の助成を考えているかのおただしですが、大震災により国営造成隈戸川農業水利施設の羽鳥ダムの堤体亀裂や幹線水路の破損、陥没等11カ所が被害を受け、通水ができませんでした。本町の被害状況は、直接受益水田584ヘクタールを含め、羽鳥用水の落ち水を利用している間接的影響水田を合わせると、約900ヘクタール、本町水田の約6割の面積が作付不能に至りました。本町の基幹産業である農業が震災によって大きな痛手を受けたことにより、生産意欲の低下や、農地の荒廃等が予想されるため、町では国・県及びJAとの連携を密にしながら作付できなかった水田に対し

て大豆や緑肥作物等の転作作物を推奨し、農業者戸別所得補償制度の活用を積極的に推進いたしました。

その結果、農業者戸別所得補償制度には612名の方が取り組み、国からの交付金は約1億7,500万円と見込まれます。

また、町独自の助成として大豆、ソバ等の作付者に10アール当たり1万円を交付するとともに、被災田に対しては次年度の農業資材、肥料の購入や生活支援を目的に10アール当たり3,000円の商品券を交付するなど、これまで町独自で実施した交付金及び補助金は約5,450万円に上ります。これらによって農家の方々の生産意欲の回復、ひいては営農再開につながるものと考えております。

新年度の町独自の助成であります。羽鳥幹線水路の復旧が進み、一部未復旧があるものの全体としては新年度の作付に影響がないものと判断されることから、被災田に対する助成は本年度限りとさせていただきます。

農業者戸別所得補償制度の転作作物については、前年度に引き続き転作奨励を図る上から大豆、ソバ、飼料作物については10アール当たり1万円、燕麦については5,000円を町の上乗せとして助成を図っていきたくと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、7番、大木義正議員への答弁とさせていただきます。

○議長（柏村 栄君） 再質問はございますか。

7番、大木義正君。

○7番（大木義正君） 除染についてお伺いいたします。

できるだけその一時保管場所を確保するというをお伺いしましたけれども、やはり今その国のほうで中間貯蔵施設双葉町等が個々にお願ひしたいというような考えでいるみたいですが、なかなか双葉地方の町村会、この間も会合が流れたようになかなかいろんな一致していない部分はまだ未知数ですので、スムーズにそれができるといのは、今のところまだ難しい状況かなと。そんな中で町のが今後5年間、特にこの2年間は重点的にやっていくということで、進めるにはやはりやっぱり町で一時的にストックできる場所がやっぱりどうしても確保していないと進まないと思いますので、その辺、きちっと進めるように努力していただきたいと思ひます。その辺の見通しももう一度お願ひします。

あと、放射線量1時間当たり0.23マイクロシーベルト以上を一応基本的に除染していきたくということなんで、今、大体役場近辺でいつもはかっているのがその前後なものですから、かなりの範囲的には広い範囲になるんじゃないかなと。そうした場合、線量の高いところからやっていくのはいいんですけども、先ほどの答弁で学校、公園、道路、住宅のそれぞれの担当課によって進めるというような答弁でありましたけれども、先ほども同僚議員のほうから一部出ましたけれども、じゃ、例えば学校、建物をやると、だけれども、あとから例えば先に農地をやって、その建物から流れた水が水道を通過してまた農地に行ったりとか、そういうばらばらにやっているとせっかくきれいに除染したところにまた同じような汚染物質がまたたまるようなそういう状況も出かねないで、その辺はやっぱり各課で担当は別としてもきちっと打ち合わせをしながらやっていかないと、いろんな問題が出てくるんじゃないかと思ひますので、その辺もう一度お伺いします。

あと、地震の大震災のほうの発注はほぼ終わって、進んでいるということなんですけれども、15号の雨とかで被災したところがまだこれからちょっと発注する部分があるということで、やはりその辺が今農家の方がかなり心配していて、それがもし難しいんだったらことしも思い切って転作するかというように考えている人も

多くいるものですから、やはりもう今年当たりその決断をしなきゃならない時期なものですから、その辺もしこの地区はちょっとことしはもしかしたら水が例年の3分の1しか来ないかもしれない、来てもそのくらいしか来ないかもしれない、途中ちょっと被災がひどいんでとあって、町のほうである程度はつきり言ってもらったほうが農家にとっては決断ができるのかなと思うんですけども、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 7番、大木議員の再質問にお答えさせていただきます。

除染について、大変重要な問題、そして急を要する急務は仮置き場、これについての認識は一緒でございます。全力で保管場所を確保するように努力されたいということでございますので、努力を傾けていきたいなと思っております。現在考えているのはやはり町有地の場所でございます。できるだけ、先ほども答弁させていただいたように近隣の住民や事業者の方に町の状況を説明しながら、理解をいただくように、なおかつ先ほども答弁したように3月中に結論を出していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお伺いしたいと思います。

中間貯蔵施設も双葉地方の町村会がかなり足並みがそろわないなど、国からの要請に対して、会合をボイコットするなど、本当に難しい問題があるんだろうし、非常にデリケートな問題だというふうに思っております。中間貯蔵施設が解決すれば、矢吹町を含めたそうした除染の汚染物質の処分については前に進むかと思うんですが、それが決まらない以上は町として可能な限りできるだけ早く先ほど言ったように理解を得て、進めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

空間放射線量毎時0.23マイクロシーベルトであればかなり広範囲にわたるのではないかなということですが、詳しい各地区の放射線量については、今までも測定した数値がございます。この数値を見ていくとかなり広範囲にやはりわたります。ただ、その中でもすべての地域を平成24年、25年という短い時間の間に6,000ヘクタールの矢吹町の町道を考えると、相当な時間も要するというところがございますので、その中でも先ほどから答弁をさせていただいているように、比較的放射線量が高いと思われる地域について、柿の内、田内地区を重点に先行して除染を実施していきたいというふうに考えておりますし、また、先ほども言っているように、そのほかにも学校施設については同時並行的に、通学路も含めてそうしたことは考えていかなければいけないだろうというふうに思っておりますし、また、マイクロホットスポットといわれるようなところについては急を要するというところもございますので、これも年度をおくらせるのではなくてできるだけ早い時期ということで、平成24年度当初から除染を進めることについても視野に入れております。そうしたことで、できるだけだけの対応をとっていきたいというふうに思っております。

また、問題として提起された、除染後で汚染された水が用水路を通過して農地に入ったりしたりすることもある、各課の除染の時期というものについてもきちっとした話し合いをして調整する必要があるだろうということについては、ごもっともでございます。せっかく除染したのに、その水が用水路を通過して水田というところになれば、今度はお米のほうに汚染されてしまうのではないかとこの危惧は十分に予想されますので、除染の方法も高圧洗浄機だけによる流しっ放しの除染でいいのかということも含めて、いろんな除染のモデルの地

区で今検証をしておりますので、矢吹町にとってどういう除染がいいのかということで、これについての除染の方法についても高压洗浄機だけに限らないで、さまざまなそういったモデル事業等の実施をされております。そうしたものを矢吹町のほうでも検討を加えていきたいというふうに思っております。

もちろん、各課の調整は必要でありますので、そうしたことも十分に念頭に置いて除染を実施していきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

台風15号災害については、かなり工事の発注もおくれてこの後の復旧事業についても難航しそうだ、先ほどから答弁しているとおりでございます。大木議員の心配されることについては、農家の方の声を聞いての提言だというふうに理解しておりますが、矢吹町もすべての復旧事業を平成24年度中に終わらせることは困難だという話をさせていただいております。そうした中であって町は3土地改良区、先ほども答弁させていただいたように、矢吹土地改良区、矢吹原土地改良区、西部土地改良区の役員の方、それから、農家の代表の方に説明をしながらそうしたふぐあいが発生するかどうかということについても十分に町の事業の発注状況も説明しながら協議を深めてまいりました。

また、町のほうでも今現在3月5日まで、各ホームで農家の方に直接説明会を開催しながら、そうしたふぐあいが発生する、事業がおくれたことによって万が一お米が作付できないかもしれないと思われるようなそんな場所を聞き取りをしながら、今後どういうふうに解決に向けて町のほうとしてどうすべきかということについても協議をしております。その内容等については、産業振興課の藤井主幹のほうからその話の内容について追って詳細説明をさせますけれども、いずれにしましても農家の人たちと十分に、また土地改良区と十分に今後も協議をしながら万が一作付ができないことについては避けていきたいというふうに考えておりますが、しかし農家の方がどうしても水の便が悪いと、また、作付に本当に間に合うのかどうかということで協議をした上で転作という選択肢も考えていくのであればそうしたことも含めて農家の方と協議をしながら判断をしていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

私のほうから、再質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

産業振興課、藤井良男主幹。

〔産業振興課農業委員会事務局主幹 藤井良男君登壇〕

○産業振興課農業委員会事務局主幹（藤井良男君） 7番、大木議員の再質問にお答えいたします。

ただいま町長が再質問で答弁したとおり、平成23年度内にすべての農地、農業施設の復旧工事を発注することは非常に困難であるということでご説明申し上げました。

それから、一部工期延長、それから平成24年度の発注で調整を進めるということでございます。

それと、2月28日から3月5日の期間、きょうまでなんです、農家の方に対しまして方部別に説明会をしております。その説明会の中では、まず大きな災害、大規模災害で申しますとため池の堤体等で、これについては大きい損害につきましては、応急仮工事をして水を7割近くをためても大丈夫だということで7割近くをためるようにしております。

それから、それについては一応コンサルのほうとも協議しまして、ため池については7割ぐらいためても大丈夫ですよということでそれに対応したいというふうに思います。

それから、一部の小災害なんですけど、これにつきましては当然すべてを復旧工事をするということとはなかなかできないものですから、これについては農家の方でできるもの、例えば側溝のちょっとした泥を上げるとか、あるいは側溝のますがちょっとあれなところは農家の方に直していただいて、どうしても復旧ができないということにつきましては、役場のほうに電話をいただいたり、ご連絡をしていただきたいというふうに思っています。

それで、私どものほう産業振興課では、今月と来月にかけて業者の方と一緒に現地を一軒一軒確認して、ここの作付に間に合わせるように対応したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（柏村 栄君） 再々質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 以上で、7番、大木義正君の一般質問は打ち切ります。

◎散会の宣告

○議長（柏村 栄君） 以上で、本日の会議を閉じます。

これで散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

（午後 4時23分）

平成24年第368回矢吹町議会定例会

議事日程(第3号)

平成24年3月6日(火曜日)午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 総括質疑

日程第3 議案・請願・陳情の付託

議案第5号・第6号・第7号・第8号・第9号・第10号・第11号・第12号・第13号・第14号・第16号・第17号・第21号・第22号・第23号・第24号・第25号・第26号・第27号・第28号・第29号・第30号・第31号・第32号・第33号・第34号・第35号
請願第1号
陳情第1号

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(15名)

1番	青山英樹君	2番	竹元孝夫君
3番	鈴木隆司君	4番	鈴木一夫君
5番	藤井精七君	6番	棚木良一君
7番	大木義正君	8番	角田秀明君
9番	熊田宏君	10番	永沼義和君
11番	諸根重男君	13番	根本信雄君
14番	吉田伸君	15番	栗崎千代松君
16番	柏村栄君		

欠席議員(1名)

12番 遠藤守君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 野崎吉郎君 副町長 渡邊正樹君

教育長 栗林正樹君 企画経営課長 圓谷誠君

総務課長	会田光一君	税務課長	井戸沼寿量君
町民生活課長	円谷一雄君	保健福祉課長	深谷昌利君
産業振興課 農業委員会 事務局主幹	藤井良男君	都市建設課長	藤田豊君
上下水道課長	円谷清茂君	会計管理者 兼出納室長	水戸邦夫君
教育次長兼 学校教育課長	藤田忠晴君	生涯学習課長	近藤尚一君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	坂路寿紀	主幹兼 局長補佐 兼次長	菊地利雄
--------	------	--------------------	------

◎開議の宣告

- 議長（柏村 栄君） おはようございます。
ご参集ありがとうございました。
ただいまの出席議員数は15名であります。
出席議員数が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

（午前10時00分）

◎一般質問

- 議長（柏村 栄君） 本日の日程に入ります。
日程第1、これより、前回に引き続きまして一般質問を行います。

◇ 青 山 英 樹 君

- 議長（柏村 栄君） 通告7番、1番、青山英樹君の一般質問を許します。
1番。

〔1番 青山英樹君登壇〕

- 1番（青山英樹君） 議場の皆様、おはようございます。
通告に従いまして、早速質問に入らせていただきます。
同僚議員からも同様の質問がなされておりますが、重複する部分も多々ありますけれども、私なりに質問をさせていただきますと思います。

さて、初めに、客観的に今の政治状況を垣間見ますと、まことに国の動きは遅く、地方の痛みに鈍感であると思っております。依然として地方を下に見る姿勢は変わっておらず、また、原発災害はしょせん日本の中の一地域のこととして、小さく押し込めるつもりではないのかと疑ってしまいます。

目の前にあるのは、「福島再生なくして日本の再生なし」という、野田首相の威勢の良さとおおよそかけ離れた現実です。原発災害への風化が見え隠れする一方、福島への差別は固定化しつつあるのではないかと危惧されます。

政府は今や消費税の増税に躍起になっており、放射能被災地、福島県が求める18歳以下の県民の医療費無料化を見送り、また、矢吹町を除く賠償指針も見直そうとはしていません。まして、福島再生のかなめとなる除染は、人ん家の庭に糞尿をまき散らしたあげくに、その家人に片付けろとばかりに、国は県に、県は町にそっくり丸投げの状態です。

このような状況下、国もだめ、県もだめとなれば、いよいよもって住民、町民にとって最も身近な町がやらなければならない実情を改めて認識させられるところであります。

そこで、3点ほど質問させていただきます。

先月、矢吹町除染計画が策定されましたが、除染対象物、その実施者、除染に伴う労力や費用について具体性に欠けております。特に生活空間の最たる住居、宅地、また、春先ゆえに急がれる農地の除染等をどう対処

されるのか、お尋ねいたします。

また、放射性物質を含む可燃ごみや、除染に伴う汚染土壌などの取り扱いについてもお示し願いたく、お願いいたします。

次に、私たちは原発災害により様々な被害を被りましたが、負うべき責任の所在は東電、国にあります。しかし、その損害賠償の請求は被害者を無視して加害者側の東電のルールで行われ、しかも国は、原子力損害賠償紛争審査会なる東電助っ人を組織して、私たち被災者をないがしろにしている。除染を含め、健康被害と放射能との因果関係の認定や補償、原発災害からの補償、生活の補償、損害賠償請求など、今後、町民は長く東電との戦いを強いられることとなります。

町は、これらについて個々人の問題として町民との線引きをして看過するのか、また、どのような支援の手を町民に差し伸べるのか、対応を伺います。

最後に、福島復興再生特別都市法案が今国会で成立する見通しではありますが、町としてこの法案への対応、並びにこの法案成立によってどのようなことが町の利益として期待されるのか、復興再生の姿をお示し願います。

以上、3点につきまして説明のほどお願いいたします。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 議場の皆さん、おはようございます。

それでは、1番、青山議員の質問にお答えします。

除染に関するおたただしではありますが、これまで熊田議員、藤井議員、鈴木隆司議員、大木議員にも答弁させていただき、内容が重複する部分があることをご承ください。

町では、矢吹町除染計画を策定し、本年度から5年間を計画期間と位置づけ、平成24年度、平成25年度、2カ年を重点期間と定め、町内全域での除染を実施してまいります。国の基準では、空間放射線量が毎時0.23マイクロシーベルト以上の区域を除染対象区域としておりますが、町といたしましては、0.23マイクロシーベルト以下の地域でも、学校施設やマイクロホットスポットなどの除染が特に必要な場所については、予算の確保をしながら実施してまいります。

除染の内容につきましては、除染計画に基づき実施いたしますが、住宅関連では、平成24年度から平成25年度にかけて重点地域である柿の内地区、田内地区を手始めに、他の線量の高い地域の順序で除染を実施し、平成26年度以降はその他補完すべき地域の除染を実施してまいります。あわせて本年度、区長会のご協力のもと実施させていただきました放射線低減クリーンアップ作戦について、引き続き来年度も実施させていただきたいと考えておりますので、行政区の皆様や企業団体の皆様のご支援とご協力をお願いいたします。

農地では、農用地除染実施計画を定め、水田、畑地、牧草畑及び生活圏の森林を町が実施主体となり取り組んでまいります。重点地域である柿の内地区、田内地区を新年度早々に土壤改良資材を施用し、プラウによる反転耕や深耕ロータリーによる農地の除染を予定しております。

農用地等の除染の考え方については、福島県が福島県農林地等除染基本方針（農用地編）を示しており、除

染目標として、県内で生産される米、野菜、果実、牛肉等すべての農畜産物及び牧草のモニタリング等において、放射性セシウムが検出されないことを目指すこと、また、農用地の除染により、近隣住民及び農業従事者の被曝の軽減を図ることを目標として示されております。

また、環境省で策定しました除染関係ガイドラインを参考に、県及びJAの農業普及指導員の協力を得ながら、放射線物質濃度に応じ法律的かつ効果的な除染を進めてまいります。

次に、放射性物質を含む可燃ごみや除染に伴う土壌などの取り扱いについては、現在、衛生処理一部事務組合では、可燃物である樹木や庭木などを剪定した枝等は、焼却した際に発生する灰が放射能汚染されている可能性があることから、組合への搬入を制限しております。組合では可燃物を焼却した灰を測定し、基準値を超えた灰は保管しなければなりません。現在、保管場所が手狭になっていることから、保管場所の問題で制限しております。

また、除染で生じた汚染廃棄物の保管につきましては、除染作業を円滑に実施するに当たり、仮置き場の確保が急務となっております。現在、場所の選定作業を行っており、近隣の住民や事業者等にもご理解をいただきながら、3月中を目標に仮置き場設置に向け取り組んでまいります。

これらの除染経費については、町が実施主体となり実施した場合に、除染事業交付金として国より交付されることとなり、個人が実施する場合には事業者へ委託することが条件となります。

なお、個人での申請手続等につきましては、町が相談窓口となるとともに、関係機関への連絡調整に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、原発災害における損害賠償についてのおたただしですが、原子力賠償紛争審査会が昨年12月に示した損害賠償対象地域からの県南・会津地方の除外については、熊田議員、鈴木隆司議員のご質問で答弁させていただいたとおり、到底受け入れられるものではなく、指針撤回へ向け、除外区域市町村及び議員の皆様と一体となり、今後も引き続き強力な要望活動を展開してまいります。

また、町の財政面におけるこれまで実施した、あるいは今後実施する予定の放射能から子供たちを守るための各種事業、除染活動、放射線量の検査、風評被害払拭キャンペーン等職員人件費も含め、放射能問題対策に要したあらゆる経費はもちろん、住民登録者数の減や農工商業者の減収分と、放射能問題が原因である自治体税収の減収分についても精査し、賠償を求めてまいります。

そして、議員おただしの農業経営に係る損害賠償請求など町民への支援策についてであります。町民の皆様が生業においてこうむった産品や商品の風評被害、あるいはブランド価値失墜に伴う売り上げ減少などの損害についても、賠償の対象となることは疑いの余地はなく、国及び東京電力株式会社の責任のもと、至極当然にかつ速やかに賠償されるべきことは論をまたないものであります。

原子力損害の賠償に関する法律においても、その点は明白であり、事故原因者の東京電力の責任であるとうたっております。東京電力では、原子力損害賠償紛争審査会において決定された指針に基づいて、損害賠償請求の基準を示しておりますが、このうち矢吹町の農業者に係る内容としては、政府等による出荷制限指示等の対象となった品目を生産する農業者と、原発事故以降に現実に生じた風評被害を受けた農業者が対象となっております。実際的には、農協の組合員の方であれば、地元の農協が証拠書類等の取りまとめを行い、JA中央会を通して東京電力に対し請求を行っております。

また、畜産農家におきましては、それぞれに加入されている肉牛基金協会や酪農組合において、出荷データ等をもとに取りまとめ、東京電力に対して請求を行っております。農協の組合員以外の方や、あるいは個人的に請求をされている方は、個別に関係書類を整理し、資料を取り寄せて請求を行う必要があります。

町といたしましては、個人的に請求をされる方については、産業振興課を相談窓口として、必要書類の確認や耕作証明書等の証明書類を速やかに発行するなど関係機関と連携し、支援対策を講じているところであります。

また、東京電力では、昨年10月から白河市内に原子力損害賠償に関する相談窓口を設置しておりますので、この機関とも連携を図りながら農家の皆様が受けた被害を、当然の権利として損害賠償が請求できるよう支援体制を充実していきたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いします。

最後に、福島復興再生特別措置法案についてのおただしであります。福島復興再生特別措置法案は2月に閣議決定され、現在の国会会期中に審議が予定されるものであります。

この法案は、原子力災害により深刻かつ多大な被害を受けた福島の復興及び再生について、その基本となる福島復興再生基本方針の策定、避難解除等区域の復興及び再生のための特別の措置、原子力災害からの産業の復興及び再生のための特別の措置等について、国の責務として実施することとして定めるものであります。

本町においても、原子力災害からの放射性物質による汚染に起因して、住民の健康上の不安が生じていること、農業を初めとする産業の低迷を招いていることなど大きな影響を受けており、今後の復興の取り組みの重要な課題の一つと考えているところであります。

法案が可決された後の国の措置は、福島県知事が市町村の意見を踏まえた提案を行い、それを聴取した政府が決定する福島復興再生基本方針に沿って実施されます。放射線による健康上の不安の解消など、安心して暮らすことのできる生活環境の実現のために、健康管理調査、被曝放射線量の低減などの措置、また、原子力災害からの産業の復興及び再生のために、産業の復興再生、職業の安定などの特別の措置が国の責任のもとに確実に行われるよう、福島県知事を通じて国に対して強く訴えてまいりたいと考えております。

この法案で規定する措置の多くは、避難解除等区域を対象としたものとなっておりますが、本町にかかわるものは、健康管理調査、農林水産物の放射能濃度の測定、除染などととらえております。いずれも既に実施しているもの、あるいは実施を予定しているものであります。国が措置すべきものとして確実な財源の確保に努めてまいりたいと考えております。

安心して暮らし、子供を産み育てることができる環境を実現するとともに、地域経済の活性化を促進するよう復興に取り組む上で、この法案の成立と早期の措置がなされるよう強く求めるとともに、この法案による措置を十分に踏まえながら、町としても一日も早く震災前以上の活力あるまちづくりを目指し、復興に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、1番、青山議員への答弁とさせていただきます。

○議長（柏村 栄君） 再質問ございますか。

1番、青山英樹君。

○1番（青山英樹君） ちょっと細かいことになるかもしれませんが、まず、可燃ごみ等に関して受け入れは、今、一部事務組合のほうでしていないということですが、福島市のほうでは可燃ごみとして受け入れて

いるわけなんです、その違いというのはどういう部分であるのか、いわゆる燃焼させるシステムの中でのバグフィルターというものがついてないのか、ついてあるのか、それともその保管のほうが問題なのか、そちらのほうはどのような結論になっているのか、お聞きしたいと思います。

それから2点目で、除染を進めるのに仮置き場が非常にネックになっているわけなのですが、よろしいですか。その仮置き場に関して、やはり私も総合運動公園予定地の近くの方々とかいろいろお話をしてみたいんですけども、やはり皆さん芳しい意見は出てこない、喜ばれているような様子はないんですね。これはどちらにおいても皆さんそういう考えで、二区ですと去年の9月25日のクリーン作戦もたしかやらなかったという事実があって、やはりその置き場が問題だったんじゃないかというふうに記憶しているんですが、とすれば、これはどのような方法になるのか。

ちなみに福島市であれば、福島市方式といいまして、小さい宅地、敷地内にも少しでもそのスペースがあれば、各自がその所有地を利用しながら穴を掘って保管すると。当然それは汚染土壌台帳というものを市のほうで作成しながら、すべて要領から地図からを作成して把握していくという方法を福島市方式としてとっていくわけですね。ですから、そういうようなこともどういふふうに考えていくのか。とにかく進めなければいけないというのがこれは急務でありますので、その辺はどのようにお考えしていくのか。保管場所が決まっていけば、徐々にスピードを上げて進められるのではないかというふうに考えます。

それからもう一つは、隣の泉崎村などでは今回同じく予算計上がされますけれども、除染費用で24億5,000万なんですね、矢吹町で5億4,000万円ということは、この違いはどこにあるのかというふうに考えております。大体足並みをそろえてという形でこのところ来ていたわけなんです、西郡の中でも隣村との差がここまで出てきてよろしいのか、よろしいというよりも言葉訂正しますが、何が原因なのかというところで疑問に思います。

特に泉崎村の場合には、住宅1,000軒が今回入っております。そこにおいての違いは何なのか。特に合わせてお聞きしますが、泉崎村の場合には12月に除染計画がもう策定されている。福島市の場合には去年の9月末でもって策定されている。矢吹町は2月になっております。

ですから、いわゆる機動力というものがどこで違ったのか、ある意味これは野崎町政としては1つの失態になってしまうのかという意見もあろうかと思っておりますので、そこも合わせてお聞かせ願いたいと思っております。

それと合わせてですね、今、隣の鏡石町に岩瀬牧場に関してバイオマス、エタノールの産出する事業が入ってきているんです。これは民間の方のほうの事業で入ってきているんですが、東北農業支援ネットワークという財団法人が、事業を県内で二本松市、本宮市等で実証しておりまして、いわゆる除染も兼ねたソルガムという植物を育てることによって、よく飼料として使われるものですけども、トウモロコシみたいな。これを植えつけることによって土壌自体も除染されるということで、この作付で隣、鏡石町の岩瀬牧場さんでは10年間で契約していると。1反当たり、とりあえず予定としては3万円の借り上げという形でもって進んでいくというのが今進みつつあります。

そうしますと、この除染が矢吹町でもおこなわれてしまうと、ひょっとしたらもうある意味除染が町のほうでもできないとかいうことになった場合には、そのような作付をしたほうが得であるという農家の方も出てくるわけなんです。ですから、非常にこの作付をするという時期においては、除染がやはりもっとスピーディーでな

ければならないと。そういう意味において、隣の泉崎村と比べても、矢吹が5億4,000万円で、隣の泉崎町が24億5,000万円というこの数字のけた違いがスピードの違いですね、そういったものはどうしてこういうふうになったのかということをお聞きしたいと考えております。

それから、除染に関してですが、町が主体的に行うということでございますが、住宅に関しても、やはり町が進んでいくのかというふうに思うんですけども、その住宅を除染する場合、単なる洗浄機でもって流すだけでは、屋根とかセシウムがやはり吸着しますので、なかなか落ちないという実情がございます。当然トタン屋根とかをブラシでこすったりしますと、塗料がはげたりとか、そういう二次被害といいますかね、そういったものが出てきます。そういう場合の補償というのは、これも町が請求していただけるのか、町のほうからいただけるのか、その辺が具体的にどうなっているのか、お話ししたいと思っております。

それから、その除染を個人でする場合には業者に委託するというところでございましたが、実際に福島市ではもう進んでおりまして、信夫山の北東の集落、1,200戸くらいありますが、そこでは自分たちの自治会で九州から講師を呼んだりして除染をしているわけなんです。そういう自治体もございまして、ある意味、矢吹町においても、集落ごとにそこに委託するという形、そしてその集落が業者に委託するという、そういう形が出てくることもあり得るのかなと思っておりますが、その辺も、まあ今これから検討する、あるいは実施検討をこれから策定するという段階では出てこないとは思いますが、方向性があればお示しいただきたいなと思っております。

そしてまた、その農地の除染に関してですが、特に酪農で牧草に関する相談が実はございまして、その牧草を収穫するときはどうしても機械でやってしまうために、砂ぼりも含んで入れてしまうと。入ってしまう。そうすると間違いなくそのセシウムがくっついてくるわけで、これは全農の関係者なんかも言っていますが、それを食べた牛は間違いなく新しい新基準値の牛乳で50ベクレル、これを下回るといったことはないんじゃないかというふうに言われていると。

そういう意味において、秋に種まきをして、春に牧草を収穫するんですが、その除染の形態が決まらないうとどうしていいかわからないと。もう生活がかかっているという声でですね、何とかその除染がはぎ取りになるのか、牧草の場合ははぎ取りになるのか、あるいは耕運になるのかということ非常に悩んでいるのですね、その辺のことが遅いんじゃないかと。

はっきり申し上げまして、先ほど言いました除染計画に対しても、福島市で去年の9月、泉崎村が12月、矢吹町が2月ですが、県のほうでも去年の9月には牧草地等に関してのセシウムの軽減の指導が出ているんですね。なおかつ12月、12月にも農地等除染基本方針が出て、その概要と除染方法までが示されているわけなので。ですから、今の段階でもう1月、2月、3月、まあ非常に忙しい時期で大変かもしれませんが、どうしても少し遅きに失したのではないかという考えが出てくるんですが、その辺はいかがであるか、お聞きしたいと思っております。

そしてその2点目の賠償に関してですが、今言いましたように、様々な部門で損害賠償が出てくる。その場合、町民の皆様にとって、一つの例としては双葉町がそうですね、町として一般会計から5,000万円ほどお金を出しまして弁護士等を手配しながら、双葉町民の皆様一人一人のその要望等に対して対応していくという方法をとっているわけなんです。そういったことを参考にしながら、矢吹町としては、今後どのような取り組みになっていくのかということを再度お聞きしたいと思っております。

最後、福島復興再生特措法案に関してですが、その中でちょっと抜けたかなと思うんですけども、健康調査とか、そういったもののほかに、一つ、産業の集積に関する案件も矢吹町は適用になるんじゃないかと思うんですけども、その確認はされているのかな、お聞きしたいと思います。

先ほど健康調査等その他に出てきましたが、産業集積においての、例えば造成費用としては避難区域外ですから3分の2が出てくるかと思えます。そういったもの。あるいは企業が減価償却等において非常に有利な点が出てくると思うんですが、それは該当しないのかするの、矢吹町。その辺出てこなかったものですから、再度確認したいと思います。

以上、それについて細かく申し上げましたが、お願いいたします。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、1番、青山議員の再質問にお答えさせていただきます。

当初の質問より大分内容が膨らんで項目がいっぱいになりましたので、抜け落ちた分はまた再度、再々質問の中で答弁でお答えさせていただきたいと思えます。

まず、可燃ごみについて、一部事務組合、衛生処理一部事務組合のほうで受け入れられない理由は何かということですが、燃焼ごみの、燃焼する際のフィルターの問題なのか、保管の問題なのかということですが、私の聞いている範囲では、保管の問題が一番大きいんだというようなことでお聞きしております。

ただ、それらの細かい内容について、私のほうで答弁のほうで漏れるとしようがないので、これについては、町民生活課長のほうから答弁させますのでよろしくをお願いします。

なお、仮置き場の問題については、本当に非常に難しい問題。昨年6月に実施した放射線低減クリーンアップ作戦でもこの問題があつて、なかなか汚染土壌の仮置き場から、仮々置き場からの町としての仮置き場に移動できなかったという事情がございます。総合運動公園の問題も昨日も話をさせていただきましたが、住民説明会をしてご理解を得ようとしたんですが、住民の一部の反対があつて難しいと。2区の行政区でも実施できなかったということにつきましても、区長さんから私のほうも事情を事前に伺いまして、青山議員からのおただしのように、仮置き場の問題がきちつとしていないために広範囲にわたるということで、2区としては今回は見送りをさせていただきたいというそんな話をいただいております。

ただ、仮置き場がきちつと決まった段階においては、2区の行政区としても対応していきたいというような話もいただいております。

いずれにしても、この仮置き場については、先ほどから議員の皆様に答弁させていただいているように、町有地を中心にということで、2カ所ほど今場所を選定しながら、その場所が可能かどうかということ、3月中に結論を出していきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

それから、福島市においては、各個人の住宅の宅地のスペースにというような、その話も私自身も伺っておりますけれども、こうした手法もあるんじゃないかというようなことで、今後そうしたことについても、住民の理解が得られるかどうかについても協議を深めていきたいというふうに考えております。

それから、泉崎村と矢吹町の今回の除染費用に関する予算の計上の額が大分開きがあるんじゃないかということでもございましたが、矢吹町6,000ヘクタールの除染、農地、宅地、道路、山林ということになると、約30億円を超えると。泉崎村さんの場合には、この泉崎村全体を除染した場合が24億5,000万円ということで、泉崎村は1年間ではなくて、すべての除染計画に基づいて算出した予算だということで泉崎村の村長から聞いております。矢吹町の場合には、平成24年度の予算、泉崎村の場合には全体の予算ということで、1年間で果たして本当に24億5,000万円をかけて除染ができるのか、泉崎村全体を除染できるかという問題を話し合いまして、全部できることはできないと。ただ、泉崎村の場合には、この後5年間この除染というものが国のほうで予算措置をしながらやるけれども、来年度にすべて予算を獲得したいというようなことで、すべての土地の面積に応じた予算を計上させていただいたということでもございます。矢吹町は1年間の予算でございます。その違いでございますので、ご理解をいただければというふうに思っております。

除染計画書も泉崎村は12月、福島は9月、矢吹町は2月ではないかということでもございますが、矢吹町にも12月に除染計画書は作成しておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

それから、鏡石町の岩瀬牧場において、バイオマスでトウモロコシの種類の飼料を栽培をしながら土壌の除染をするということで、それを作付したほうが除染するよりも農家にとっては利益になるんじゃないかというようなそういう例もお示しいただきましたので、今後は検討材料とさせていただきたいと思っております。

町が主体的に行ってこの後除染を進めるわけですが、もちろん先ほどから説明しているように、柿の内、田内地区の住宅も、平成24年度から除染をするようにしております。非常に難しいというのは、屋根の除染、それから壁の除染の方法なんです、高圧洗浄機によって、もしくはブラシをかけた場合、そうした二次被害も出ることも、既に福島市や二本松市で先行して除染をした場合の課題としてそれらが浮かび上がってきております。屋根の塗料がはげてしまったり、もろい瓦が壊れてしまったり、それに伴って住宅地に汚染水が入ってしまう等の問題がありますので、そうした問題点も十分に町としても考慮しながら、この後の除染方法について具体的な、矢吹町にとって最良の方法というものを選んでいきたいなというふうに思っております。これは早急に除染の方法を矢吹町自体で確立していかなければならないということでもございますので、早急にその対応を含めた対策、そして方法を決定していきたいというふうに思っております。

矢吹町も除染については業者に委託しながら除染していくわけでもございますが、個人が、もしくは集落ごとで除染を主体的に実施するというのもあるかと思っております。そうした場合に、矢吹町の場合には除染アドバイザーを一応町として依頼をしながら、どうした方法が矢吹町にとって除染の方法が最良なのか、もしくは個人もしくは集落が単位で、自治会が主体になってやる場合においても、町としてはそうした集落の皆さんに除染アドバイザーのアドバイスを受けながらやっていただくことなども検討してまいりたいというふうに思っております。

牧草の除染については、一応JAがいろいろと手法なども考えて取り組んでいくというような話も聞いておりますが、これは非常に難しい問題だというふうに思っております。

ただ、詳細なデータというものがまだ町のほうには上がってきておりませんが、今までの経過を見れば、福島県の中でも県南、矢吹町の牧草において、高濃度の放射性物質が検出されたということはまだ報告されておられませんけれども、ただ、それにしてもホットスポット等がないわけではないので、この後、そうした土のは

ぎ取り、もしくは耕運なるもので対応するかどうかということについては、J Aと十分に協議をしながらその除染方法についても確立していきたいというふうに考えております。

もちろん賠償問題については、これは専門的な分野にもなりますので、町職員で対応できるというふうには考えておりません。今後、町として賠償する際においては、町としましても顧問弁護士等がおりますので、そうした方に依頼をして矢吹町の賠償問題については、専門の弁護士等に委託をしながら、そうしたことを実施していきたいというふうに考えておりますので、双葉町は5,000万円ということで聞きましたけれども、これだけのお金を町として出せるかどうかも含めて、これだけ必要かどうかも含めて今後検討してまいりたいというふうに思っております。

福島の特措法、先ほど話をさせていただきました。矢吹町において特措法という形で利益というか、取り組み等対象となるのは、除染、健康調査等々の話をさせていただきましたが、産業の集積については、この内容等についてはまだ具体的に明示されておられませんけれども、知っている範囲でということで、企画経営課長の圓谷のほうからわかる範囲で答弁をさせますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上だと思いますけれども、一応、再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

町民生活課長、円谷一雄君。

〔町民生活課長 円谷一雄君登壇〕

○町民生活課長（円谷一雄君） 1番、青山議員のご質問にお答えします。

可燃ごみの件でございますが、可燃ごみにつきましては、西白河地方衛生処理一部事務組合の焼却炉で処理をしてございますが、マグフィルターは付いておりますので、焼却自体には全く問題がないというふうな状況でございます。

ただ、その焼却灰が8,000ベクレルを超えるものにつきましては、保管をしておかなければならないということになっておりますので、その保管場所の関係でなるべく出さないようにというふうなことで、一般の方々にはお願ひをしております。特に植木の剪定したものとか、木材関係について、特になるべく控えていただくようなことをお願いをしております。

それから、住宅の除染の関係でございますが、高圧洗浄機とかブラシで屋根等洗浄した場合に、そのトタンとか瓦の損傷した場合のその補償の関係でございますが、国の説明会の中では、トタンについては説明がなかったんですよ。瓦については非常に補助率が低いんですが、5分の1については、国のほうからの補助金が出るというふうなことになっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

企画経営課長、圓谷誠君。

〔企画経営課長 圓谷 誠君登壇〕

○企画経営課長（圓谷 誠君） 1番、青山議員のご質問にお答えいたします。

福島再生特別措置法の中で福島の産業の集積関係、課税の特例についての対応はどうかということですが、この法律の中にも東日本大震災の復興特別区域法の特例の部分がございまして、一部準用するこ

とがあるというふうなことから、この課税の特例を含む復興計画、復興推進計画について、市町村についてもまとめることができるというふうなこともございますので、この内容については、その復興特区と同じようにその特例を受けるような、課税の特例を受けられるような対応ができるのかなというふうに思っておりますので、この内容について詳細をこれから確認して、町としてできる分については対応してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（柏村 栄君） はい、再々質問。

はい、1番、青山英樹君。

○1番（青山英樹君） 細かくて申しわけなかったです。

まずはスピード感に関してなんですけれども、情報をなるべく早く広くお集めいただきたいというふうに思っております。どうしてもタイムリー性がございまして、農家の方々ももう耕作を始めなくてはいけない時期でもありますので、特に除染に関して、ゼオライト等も入れる除染方法になろうかと思いますが、数がそんなにあるわけでもございませんし、県のほうでは確か今1,600億円の除染費用を蓄えているかと思うんですけれども、それを聞けば早い順というふうな言い方をしているんですね。ですから、スピード感が大事ですし、ゼオライトですとやはり今値段が上がってきているかと思えます。反当たり300キロという数値も出ていますが、これを全県的にやられた場合には数はもう品不足になってしまいます。

それと同時に、そのゼオライトは酸性土壌になるという欠点があるかとも言われていますので、それに関しては近隣市町村では、棚倉町のほうにある新しい何か吸着するものが、ゼオライトよりも3分の2ぐらいの価格で買えるものもあるということでそういう情報が出ておりますので、なるべくそういったものにも着目しながら、町民にとって利益になるような方向で進めていただきたい。特にやはり何度も言いますが、スピードをもってということです。

そして、泉崎村の例を取りますと、24億5,000万円でもって1年間の予算ですよと言いますが、1年間で除染が終わるとは私は思えないんですが、ですから、恐らくどこが違うのかなというのがまだ私も明確にわからない部分がございます。単純に先ほど言いましたが、県のほうでは1,600億円ほどの予算を取ってございまして、早いもの勝ちと。単純にこれ59種登録あっても27億円くらいになりますので、そのお金云々かんぬんよりも、やはり早めに取り組むということのほうが私は大事だと、そういう意味において早めに済めばそれだけ予算も、多く数値は出てくると思うんですね。ですから、そういう意味において5億4,000万円というのは、行動の段階で遅きに失したのではないかというふうに思っているわけです。そういったものも含めてなるべく町民の利益になるような形で進めていただきたいと思っております。

それからあと、福島復興再生のほうですが、その復興産業集積区に関して、市町村、県の区域全部を復興産業集積区域とみて定めることは可能かというような質問が実はあちこちで出ているんです。それに対して、市町村の区域全域を対象とすることは、想定していないというような返事が聞かれているという話がございまして、とすれば、矢吹町もその利益にあずかることはできないとすれば、やはりこれは何らかの形でもってまたお願いに行くしかないのかなと。そういう運動も必要なんではないかと思っておりますので、その辺を早めにお知らせ願えればありがたいと思います。

とにかくスピード感がないとどんどんおくれていってしまうということがございますので、やはりもっと前向きにご検討願えないかと思っております。特にこの中には県基金がございますけれども、これも活用の段階になると国との協議が必要と書いてあるのですね。結局それでは県の裁量というものが少なくなってしまうと、結果として我々の不利益につながってしまうということですから、その辺も踏まえてどんどん県なり、国なりに町の総力を出してご助力願いたいというふうに思っております。

また、健康調査ですね、今これ20%台の回収率しかないんですが、これでもって健康という部分に関しての意味をなすのかどうか。私、前に申し上げましたが、できれば町として被曝手帳を出すことも熟慮されないかということをご検討願えないか、お伺いしたいと思います。

そしてもう一つ、町長のほうからも答弁ございましたが、いわゆる福島市方式としてのその個人所有地、そこに放射性土壌等の一時保管、保管台帳なるものをつくりながら管理していくという方法ですが、やはり1カ所に集めてというふうになりますと、その近所の住民の方々がやはりどうしても不快感を持ってしまうというようなことから許可が出ないのであれば、やはりワークシェアリングという形でもって均等にやるということも必要であり、その辺が政治的な働きかけになるんじゃないかと思うんです。

そういう意味で、とにかくスピードをもって何事も対処していくということが今は基本ではないかと思しますので、その辺について取り組み方としていい返事をお聞かせ願えれば、よろしく願いいたします。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、青山議員の再質問にお答えさせていただきます。

スピードの問題を大分青山議員お尋ねになっているようでございますが、除染について早いか遅いかという判断がございしますが、私は青山議員がスピードが遅いというような話をしておりますが、矢吹町の対応は早かったほうではないかというふうに理解しております。

福島市とか二本松市の場合には、これは放射線量が高いということが前提で、国の除染のモデル地域ということで対象になっているがために、福島市、二本松市含めた放射線の高い地域は、国が半ば関与するような形で除染を開始しているということでございます。

昨年の9月25日に実施した矢吹町の放射線低減クリーンアップ作戦については、管内の市町村に先駆けて矢吹町も実施したことについては、青山議員もご承知のとおりだというふうに思っております。なおかつ、除染の費用について、泉崎村は24億5,000万円、矢吹町は5億4,500万円、先ほども答弁させていただいたんですが、泉崎村は1年間でできないであろう全体の山林、農地、宅地、道路、すべての予算を今回予算として計上しておりますが、私はそれこそ1年では泉崎村はできないというふうに思っております。西郷村さんの話を聞いたら、100億円を計上したいということでやったんですが、これは当然1年間でできるものではないということで、補正予算で減額することは目に見えているということなので20億台に落としたと。西郷村の場合は、矢吹町よりも2倍も3倍も面積を抱えておりますから、矢吹町が30億円だと100億円というのは当たり前計算できるんですが、矢吹町は1年間でできる予算を今回計上させていただいたということでございます。

なお、国からの交付金を受けて県の基金から交付されるものについては、予算は早い者勝ちなので、早めに

その予算を獲得しなければいけないだろうという青山議員のおたかしでございますが、町として県のほうに確認したところ、国からの交付金というものがきちっと原資としてあるため、早い者勝ちではないと、きちっとしたもので矢吹町から要望のあったその次の年、その次の年の予算については、きちっと確保できるというような回答をいただいておりますので、決して早い者勝ちではないということを再度、青山議員ご理解いただきたいと思っております。

なお、タイムリーにというような話でございますが、放射性物質の大量資材ということで、ゼオライトの問題を青山議員もおたかしでございますが、既に矢吹町は先行して600トン確保させていただきました。それで、先ほどからも説明しているように、農地の除染は3月の実証実験を含めて、3月前倒しで農地の除染をしていきたいというふうに考えております。委託先も既に決まっております。

そうしたことで、他の管内の動きを見ると、泉崎村、中島村、西郷村、まだそういった資材も確保できていないということでございますので、矢吹町の対応については、タイムリーにスピード感を持って対応できたんではないかなというふうに思っております。

それから、復興特措法、先ほども質問がございましたが、産業集積が全地域が過疎かということについて、早く知らせしてほしいというようなおたかしでございますので、これらについては、この後の特措法の国会での決議を見ながら内容等精査して、そういう形になるのかということについても注視しながら、わかり次第できるだけ早く議員の皆様にもお知らせしてまいりたい、こういうふうに考えておりますので、よろしく願います。

健康調査の健康手帳等についても、県のほうできちっとした健康手帳なるものをつくりながらやっていくということでございますので、これも以前に答弁させていただいたように、町としては県と歩調を合わせて健康調査については万全を期していきたいというふうに思っております。

なお、健康調査については、他の市町村、既にホールボディカウンターによる健康調査、甲状腺がんの検査を含めて実施しておりますが、きのうも答弁させていただいたように、県のほうともきちっとした手当てをしていきたいというような回答を見ておりますので、ただ、時期についてはいつまでとは言ってませんので、できるだけ早くこちらのほうに手当てしていただけるような、そういう要望活動としましては、市町村会、町村会としまして、県のほうに早急に実現に向けて要望活動をこの後も継続的に実施していきたいというふうに思っております。

福島方式の話が出ました。非常にいい提案だというふうに思っておりますので、保管台帳の整備等々も含めて、福島市でどのように実際行われているかについても、早急に資料のほうを取り寄せをしながら、町としてどういった取り組みができるかについても、この後検討していきたいというふうに考えております。

いずれにしても、すべてがタイムリーに、すべてがスピードあふれるというようなことは、私のほうでも言うわけではございませんけれども、町民の利益というものを前面に考え、押し出して、そうしたことを十分に踏まえて、この後もタイムリーに、スピード感を持って対応していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。再々質問の答弁とさせていただきます。

○議長（柏村 栄君） 以上で、1番、青山英樹君の一般質問は打ち切ります。

ここで暫時休議いたします。

(午前10時54分)

○議長（柏村 栄君） それでは、再開いたします。

(午前11時08分)

◇ 吉 田 伸 君

○議長（柏村 栄君） 通告8番、14番、吉田伸君の一般質問を許します。

〔14番 吉田 伸君登壇〕

○14番（吉田 伸君） 皆さん、おはようございます。

3月議会というのは、本当にいろんなことがありまして、こういう訓があります。「凜として春雪の寒さの下から福寿草」。私は若いときにこの歌を聞きまして、本当に3月というのはいろんな意味があると、こう考えております。そして、この句に会った時に私は大変ありがたいとそう思っております。

私たち皆さんも、この3月議会をもって、最後の議会となります。特に根本信雄議員、棚木良一議員、永沼議員、そして遠藤守議員が引退ということに話を承っております。

私は先輩議員でありますので、私の任期中大変お世話になり、また、いろいろなことをここで教えていただいたことは、感謝にたえうる、感謝の念をもって感じるものであります。今後は町政の中でひとつ、その豊富な意見をぜひとも町政の中に発揮していただきたいと思えます。

特に永沼議員に対しては、私は大声大会の1、2位を争っていた、そういうふう感じております。多少いなくなるのが寂しさを感じると、これで私一人になったかと、まあ寂しいと、この一言であります。

今後は、話を承ると、ケーブルで子供たちを相手にしていくという話を承っております。まあどうぞ、その大きな声を子供たちの育成の為に、頑張ってくださいと、そう思います。

そして、深谷課長、藤井主幹ですか、なんか話に聞きますと退職するというようでございます。まあ、深谷課長は、私はある方に心臓に毛が生えていると、こういうふうな話を承っておりました。私はノミの心臓でありますから、こういう方を最も期待しておりましたけれども、これも一抹の寂しさを感じるものでございます。藤井主幹もどうぞ今後も町民の一人として頑張ってくださいと、そう思います。

ああ、1人忘れました。議会事務局長の坂路局長、いや、局長とはいろいろな意味でお世話になりました。私はへそねじが大分曲がっておりますので、申しわけなかったと思えますけれども、ご指導いただいたことは感謝の念にたえません。局長も60を超すと大体へそねじが変わってきますので、まああと5、6年も過ぎましたら温泉で2人で風呂にでも入って、へそのねじ比べでもやりたいと思っておりますので、ひとつ今後の活躍をよろしく願いいたします。

そろそろ一般質問に入りたいと思えます。

考えておりますけれども、先ほど言ったとおり皆さんの考えることはすべて同じだと。俗に私も言うことがないくらいになっております。ですから、軽くいきたいと思えます。話は、皆さんの意見を、また町長の答弁を聞きますと、そのとおりだと、まあ大変な時期になったと、そういうふう思うものであります。野崎町長は、まあ任期8年過ぎまして3期目になっております。一番大事なことは後で言いますが、財政復興で

あれですね、何を言うんだか忘れちゃったっていうぐらいで、大変でよくもまあ特急に特急を重ねて中学校建設と、いろいろ大変だったと思っているところに、またこの東日本大震災、合わせて風評被害、原発と。よくもまあ大変な町長だと、まあ頑張ってもらって90ぐらいまでやってもらって、やっていただきたいと、そういうふうにお願いします。まだやっているのかと、そういうくらいやっていたければ幸いだと思います。

それで、4項目ほど、「町づくり復興計画」の町長の指針を問うということで、生活再建の支援と生活基盤の復旧、支えあう地域コミュニティの再構築、未来を担う子供たちの育成、産業基盤の再生、災害に強い町づくり、これは能書きどおりで、大体のことはわかっております、状況を見て。ただ、深めてどのようなことを考えているのか答弁のほどをよろしく願いいたします。

矢吹町のキャッチフレーズは、「さわやかな田園のまち」いかに再生するのか、これも大体が町長の腹の中を教えていただければありがたいことだと思っております。

東京電力に、皆さんと一緒に特別委員会で要望活動として関係各庁へ行ってきました。私は議会の皆さんに本当に行ってもらってありがたいことだと思っております。そして先ほどあいさつしました永沼議員、根本信雄議員、棚木良一議員、このすべての方にご指導いただいて、そうして一緒にいただいたことは、私の議会への議員活動として頭に残っているものと思っております。それと同僚議員の議員の皆さんも、一緒にこういう行動をとっていただいたことは、私としては感謝の念にたえません。ぜひともこういう活動を今後ともやっていただきたいと思っております。

こちら辺は除染の計画の指針、これはいやと言うほどわかりました。まあこれは、国の方針もきちんと方針を整えて早くですよ、はっきり言いますと地震はあと6日ですか、3月11日ですから。もう1年過ぎております。これほどおこなっていることは私はいかなるものかと、被災地が戸惑うのは当たり前で、早く国もぜひとも方針を定めていただきたいと、そういうふうに願うものであります。

こちら辺、農地部門の復興計画、ああこれも大体わかりました。中心市街地の復興街づくり、こちら辺が、町長の腹づもりをお願いしたいと思えます。

それで、3点目の、町長は12月の町長選でこういうビラが載っております。集約します。「野崎吉郎は、希望の持てる矢吹町を命を懸けて再建します」と、こう言っております。私は命なんかかける必要はないから、政治生命をかけてどうぞやっていただきたいと、そう思います。何も命なんかかける必要はねえの。そういうことで、何を考えているのか、矢吹町の復興と。そういうことで質問いたします。

その前に私の方は要望があります。5点ほど書いておきました。3期目の野崎町長をお願いしたいということ。1つ、私はちょうど1月15日、皆さんと一緒に東京に行ってきた後5日ほど過ぎまして、用事がありまして福島県庁と福島の労働基準局に行つてまいりました。福島県庁は皆さんご承知だと思いますけれども、阿武隈川の河畔に建っているものですから、この震災でがたがたになっております。うわさに聞きますと、40億円かけてあそこにつくるといふような話をしております。つらつら考えまして、ない頭で帰り、東北自動車道を帰つてきまして、郡山、遠藤守議員がちょうど入院して場所を変えたといふような話を聞きましたから、私は見舞いに回つて、その後帰つてくるときにふと気づきました。ぜひとも野崎町長にそんな、いつまた地震で変わるかわからないあんなどんぶり底の福島市よりも、矢吹町にはこの間、第2苗畑30兆歩、これがたった5,000万円で県のほうでは買っておきますので、ぜひともここに郡山市よりもインターチェンジがたった5分

のところにありますので、どうぞ福島県庁をもっていただきたいと。こういうふうな運動を即福島県庁の佐藤雄平知事をお願いしたいと、こういうふうに考えております。

2つ目、農業短大ありますね、あれは先ほど青山議員の言うとおりで、バイオ光マス工学、これに放射能対策、原子力対策、こういう部門が再生復興特措法あたりで、いろんな関係でこれからのこの福島県並びに将来の日本の原子力産業のモデル地域、これは必ずなりますから、ぜひともあんな狭いところに置かないで、矢吹町には野崎町長が広めて600幾らの農地を除外しております。これも関連しますけれども、どうぞその山間地に100兆歩くらい山を確保しまして、国立大学の対策大学校でも持っていただいて、そういうものをスピードアップしてどうぞ文部科学省あたりに要望として、早速行っていただきたいという要望でございます。

その次は、ああ、これもありました。先ほど来皆さんもご承知とは思いますが、羽鳥湖はあれは東京電力のものでございます。ぜひとも野崎町長は矢吹原の理事長でございます。どうぞ恐らく東京電力もにっちもさっちもいかないというふうな状況であるのでしょうから、今だったらばその水利権も安く理事長さんが何とかできるんじゃないかと、そう考えておりますので、ああ、助かったと言われるほどになるのでしょから、どうぞ矢吹原、この水力に水利権をぜひとも安く売ってくださいと、そういうふうにしていただければ、農業用水、そして先ほど言ったとおりで、そういうふうな研究機関を来ていただくと、これに関連してあらゆる工業関係、それに対応した工業地が誘致できるものだと思いますので、これに必要なのは水でありますから、その水利権を早く確保していただくように、これも国土交通省、国交省ですか、そこら辺に要望していただきたい。

そうすると、ああこれも関連します。ついですから、どうせ風呂敷は広げればどこまでいくかわかりませんが、矢吹原の大開発ということで、町長は先ほど言ったとおり、改良区の理事長でございますから、泉崎村、中島村、矢吹町、鏡石町、ついでに天栄村さんもまざって、それに玉川村さんもまざってぜひとも、昨日同僚議員の永沼議員が言ったとおりで、ここら辺で大型合併、大型とも言いませんでしょうけれども、皆さんとの主導権をとってそろそろ、この震災でどうしようもないというときに、アドバルーンを高々と上げて、私がやると。そうすれば大体90ぐらいまではできるでしょうから、そういう意気込みでやっていただきたいという要望でございます。

それと5点目、ご承知のとおり、現在、4号国道の複車線化ということで、鏡石町が国道4号線の複車線化をやっております。ちょうど、久来石でとまります。その後、こちらは女石までで、これもとまっております。いつになるんだか、はっきり言って先の見通しがつきません。これもこの特措法でも使いまして、大中島からフマシまで4車線のバイパス化をぜひともこれもやっていただきたいと。こうすれば西側開発は自動的にできます。そして、町の大通りは、どなたさんか言っておりましたけれども、矢吹町は宿場町として栄えたと、ここら辺をこの発想を豊かにして、この5点を悠々と蓄えられるような、そういうふうなプロジェクトでもつくっていただきたいと思います。

私は、先ほど言ったとおり、福島から帰ってきて、そのまま鳥峠に登って参りました。いやいや、福島の二本松市から落ちるときに見た福島の状況と、鳥峠の頂上から見ますと、あちら側は阿武隈台地、こちらを見ますと宇津峰山、こちらを見ますと奥羽山脈と、いやいやこたただっ広いところに県庁でも持ってきていただければ、郡山市以上にこの地の利用した将来への展望が、これは開けるんじゃないかということで、買って行っ

た200円の握り飯を食いながら、今度の3月議会で町長に私の要望としてお願いしたいと、こういうふうを考えております。

以上でございます。

続きまして、

〔「吉田議員、すばらしい」と呼ぶ者あり〕

○14番（吉田 伸君） ありがとうございます。

ここら辺まで言いましたから、後は教育長ですね。

小中学校の学習指導要領の改訂により、中学校の保健体育に、このたび平成24年度から武道の授業ができるようになります。それでいろいろなことをやっていただくのは大いに結構で、私も小さいころ剣道をやりましたものですから、その時に殴られに殴られまして、それでおとなしい性格がおとなしくなりました。そういうことで、これは礼節を知るといことでは、そして相手の痛みを知るといことでは大切なことかと思えます。

けれども、何しろいろいろな傷害とか、間違いがあったんでは困りますので、ここら辺で教育長の考え方をひとつ、お聞きしたいと思っております。

以上、わけのわからないことを言いましたけれども、私の最後の一般質問ということで、ご容赦いただければありがたいことだと思います。

長い間、どうもありがとうございました。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、14番、吉田議員の質問にお答えいたします。

初めに、生活再建の支援と生活基盤の復旧についてのおただしであります。震災直後の生活再建支援策といたしましては、住居の確保を最優先に、4月末には全壊世帯等の方々を応急仮設住宅に入居していただきました。また、あわせて半壊以上の被災住宅の応急修理の受付を実施し、屋根や外壁など日常生活に必要不可欠な部分の修理を行い、住居の確保を図ってまいりました。

生活再建に向けての経済的支援となる義援金等、被災者生活再建支援金の申請受付につきましては、5月初旬より開始し、5月25日に第1回目の義援金を配分し、これまで計22回、約21億8,300万円の義援金を配分いたしました。

また、支援金につきましても、できるだけ早く被災者に支給されるよう、県を通して支給先である財団法人都道府県会館へ働きかけを行い、6月30日を第1回目とし、これまで計35回、6億9,900万円の支給が行われました。

支援金は基礎支援金と加算支援金があり、特に加算支援金につきましては、住宅の建設、購入する場合は200万円、補修する場合は100万円と支給額も高額であるため、被災者の生活再建の支援として大きく役立っております。

このほかの生活再建支援といたしましては、11月14日から一部損壊住宅の修繕費助成の受付を行っております。震災で一部損壊の判定を受けた住宅の修繕費が15万円以上の工事を対象とし、助成金額は修繕費の3分の

1で10万円を限度としております。これまで約450件の申請受付があり、助成申請金総額は約4,200万円となっております。この助成制度を多くの方に利用していただくため、申請期限を9月28日まで、完了報告期限を平成25年3月31日まで延長いたしました。今後も加算支援金を申請されていない方へ通知をし、申請していただくとともに、一部損壊住宅修繕費の助成を行い、被災者の生活再建を支援してまいります。

次に、生活基盤の復旧につきましては、東日本大震災による被害として、道路については国庫補助事業分の96カ所、工事件数35件、事業費約4億4,600万円について、現在工事の発注件数が34件となっております。

工事の進捗状況については、34件のうち11件が完了、8件が施工中、残り15件については未着手となっております。年度内の完了が見込めない箇所については繰り越しをさせていただき、平成24年度末の完了を見込んでおります。

また、単独事業分の537カ所、工事件数96件、事業費約7,200万円について、現在工事の発注件数が44件となっております。現在未発注の52件について、測量設計等の作業を行っており、本年度中に工事を発注するよう努めており、平成24年度末の完了を見込んでおります。

農業施設、農地については、国庫補助事業分の101カ所、事業費約5億5,700万円について災害査定時の手続が完了し、現在工事の発注件数が97件となっております。また、単独事業分の300カ所、事業費約1億円については、現在工事の発注件数が3件となっております。台風15号災害とあわせ、工事発注に向け鋭意努めております。

なお、平成24年度の作付が可能となるよう全被災箇所を再確認するとともに、4月末の通水時期までには応急処置が完了するよう努めてまいります。

公共下水道施設については、田町・大池線を中心とした下水道幹線の下水道本管被害延長約10キロメートル、工事件数6件、事業費約9億2,500万円について、全工事を1月下旬に発注しております。

なお、工事の年度内終了が見込めないことから繰り越しをさせていただき、平成24年度の早期完成を目指し、努めております。

農業集落排水施設については、大和久、寺内、本村、三城目、松倉地区の下水道本管被害延長約4.5キロメートル、工事件数6件、事業費約6億3,800万円について、全工事を12月に発注しております。

なお、工事の年度内完了が見込めないことから繰り越しをさせていただき、平成24年度の早期完成を目指し努めております。

水道施設については、水道本管等の被害が約200カ所、事業費約1億2,400万円について、約9割の復旧工事が完了し、現在、柿の内水管渠や仮設管の移設がえ等の工事を12月に発注し、年度内完成を目指し努めております。

次に、台風15号災害による被害として、道路河川については、主にあゆり川沿線等の堤体のブロック等が被災しており、12月中旬に国の災害査定を受け、河川5カ所、道路2カ所の計7カ所、事業費約3,300万円となっております。現在実施設計を行っており、工事発注については3月上旬を予定しております。

なお、工事の年度内完了が見込めないことから繰り越しをさせていただき、平成24年度末の完了を見込んでおります。

農業施設、農地については、国庫補助事業分の94カ所、事業費約2億4,000万円について、災害査定時の手

続が完了し、現在工事の発注件数が3件となっております。

また、単独事業分の150カ所、事業費約5,000万円については、現在工事の発注件数が2件となっており、東日本大震災とあわせ、工事発注に向け鋭意努めております。

なお、平成24年度の作付が可能となるよう全被災箇所を再確認するとともに、4月末の通水時期までには応急措置が完了するよう努めてまいります。

農業集落排水施設については、大和久処理場及び三城目処理場が被災し、事業費約670万円となっております。工事については12月に発注し、2月下旬にすべて完了しております。

以上が生活基盤の復旧状況及び目標であります。いずれの復旧作業についても、的確な優先順位の判断と徹底した進捗管理を行い、スケジュールにおくれの生じぬよう努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、支えあう地域コミュニティの再構築についてのおただしであります。震災直後の避難応急対応には、家族、近隣、行政区などの身近な場面での支えあい、すなわち人と人との絆が強い力と大きな効果をあらわすことが実証されました。地震発生直後の各行政区長さんや地元消防団を中心とした近所の方々の安否確認、そして集会場等の緊急避難所としての設営など、行政のみでは手が行き届かない即時的かつ細部にわたる応急救護活動を行っていただきました。

また、地域における詳細な被害状況及び要望等の情報伝達や、屋根を覆うブルーシートなど物資の配布作業なども担っていただきました。

さらには、昨年9月に実施したクリーンアップ作戦では、行政区の全面協力のもと通学路を中心とした除染活動を実施し、子供たちを放射能から守る取り組みが行われました。

このように、これまでの復旧活動において地域コミュニティに担っていただいた役割は大きいものがあり、この力なくしてはひとまず落ち着きを取り戻した現在の矢吹町の姿はあり得ませんでした。今後の復興に向けても地域コミュニティは不可欠であり、その強化・再構築は復興計画の中でも一つの柱として位置づけており、強力に推進すべき重要課題であると認識しております。

現在、実施している行政区活動支援事業や、花いっぱい事業などに代表される地域活動の活性化事業をより一層充実させるとともに、新たな取り組みとしては、自主防災組織などの取り組みに対する物心両面での支援、伝統芸能やお祭りなどを盛り上げる支援策を講じるなど、コミュニティの絆をより強めることにより、震災からの復興が地域からわき起こるよう各種施策に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、未来を担う子供たちの育成についてのおただしであります。子供たちが安心して学び、生活する教育施設の復旧と生活環境の整備を図り、放射線に対する不安を解消するため、きめ細かな放射線量等の情報提供や徹底した線量低減に努めることを目指してまいります。そして、子供たちが放射線の正しい知識と判断力を養い、豊かな心とたくましさを身につけることができるようはぐくんでまいります。

これらの目標を実現するため、安心して子供をはぐくむ環境の整備、地域の特性を生かしたふるさとの再生を政策とし、安心して子育てできるような情報提供の充実、子育て環境の放射線量の低減、地域ぐるみでの子育て体制の強化、家庭教育の充実による家庭の絆の重要性を伝える取り組み、最後まであきらめずにたくまし

く生きる力を備えた人づくり、被災により生じた不安、悩みに対する継続的な心のケア体制の充実の施策を位置づけ、これらを達成するため、36の具体的な事業を位置づけてまいります。

特に、徹底した除染と放射線に関する正しい知識と理解を重要な課題とし、積算線量計ガラスバッジを使用した外部被曝線量の積算と将来にわたる健康管理、子供医療費無料化の18歳まで拡大による安心した子育て環境の整備、また、子どもたちが毎日食する学校給食を安全なものとして提供するため、学校給食用食材等の放射線物質の検査、さらには教育施設の空間放射線量の測定と公表、並びに表土除去や建物等の除染作業を行うなど、なし得る限りのことは実行してまいります。

未来を担う子供たちの育成のため、私は努力を惜しみません。それはだれもの願いであり、矢吹町の明るい未来のためと確信しているからであり、議員の皆様を初め、地域の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

次に、産業基盤の再生についてのおただしであります。熊田議員及び鈴木隆司議員の答弁と重複いたしますが、農業の再生には、まず、農用地の災害復旧を最重点に実施しなければなりません。あわせて放射線量の高い農業地の放射能除染を初め、農畜産物の放射能測定を継続的に実施し、安全・安心の農産物づくりを推進することが最重要と考えます。

また、風評被害については、昨年も三鷹市を初め、首都圏を中心に矢吹町産農産物のPR活動を展開してまいりましたが、新年度においても、引き続き風評キャンペーンを積極的に推進していきたいと考えております。

再生に向けての新年度の主な事業であります。農用地除染対策事業として、放射線量の高い田内、柿の内地区やマイクロホットスポットの除染費用として1億円を予算計上しております。

また、強い農業づくりを目指すために、水田農業構造改革対策事業、集落営農推進事業、農業担い手育成総合支援事業、矢吹町強い農業づくり推進事業等を推進してまいります。

さらに、風評被害の防止を図るため、農作物等放射線測定事業を継続して実施いたします。

そのほか、矢吹町の農産物を利活用した商品のブランド化を目指すための事業として、地域ブランド化推進事業を展開してまいります。

次に、商工業の基盤の再生についてであります。東日本大震災での商工業における被害は甚大で、建物や設備などを合わせて約25億円の損害損失となっており、復旧し、事業を再開している事業主もある一方、移転やいまだ再開のめどが立っていない事業主もごさいます。これらの事業主ができる限り早く事業を再開し、経営と雇用が安定向上するよう支援策を講じ、町内商工業の震災以前以上の発展を目指し取り組んでまいります。

具体的な施策として、熊田議員、鈴木隆司議員へご答弁申し上げた内容と一部重複いたしますが、まず、中心市街地の復興再生について、空き店舗や空き地の有効利用を初め、「人々が集うまちづくり」をコンセプトに、商店主、町商工会、そして町民有志で構成された矢吹町中心市街地復興協議会からいただく意見等を参考にに取り組んでまいります。

なお、商業に関する施策を進めるに当たっては、中心商店街への施策と本町特有の道路アクセスの利便性を生かした郊外大型店舗の進出に対応し、住み分けを図り、中心商店街と郊外大型店舗の共存発展を目指すための商業まちづくり基本構想を策定いたします。

また、中小企業事業者の支援に関する施策、町民の皆様や震災と原発事故により本町に避難している方々の雇用確保に関する施策により、事業者経営の安定強化と、町民、また避難者の方の生活安定向上を図ります。

さらには、産業物流の拠点やインフラ整備に関する施策、県営復興工業団地整備事業の早期実現と企業誘致に関する施策により地域経済の向上と雇用創出を図るとともに、今回の原発事故の教訓から、環境汚染を引き起こさないエネルギー供給分野としての急成長が見込める太陽光パネルなど、再生可能エネルギー産業、また関連産業の誘致を行い、震災からの産業基盤の再生とより強固な産業基盤づくりに努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、災害に強い町づくりについてのおたただしですが、昨年は地震災害、原子力災害、水害と相次ぎ、これら災害が複合し、だれもが想像もつかないほどの被害をもたらすなど、まさしく大災害の1年でありました。災害はどこでも起こり得るものであるとの観点に立ち、日ごろから災害に対する危機意識を持つことが大変重要となり、東日本大震災は数々の教訓を我々に与えてくれたと感じております。

災害が発生した場合には、被害を最小限に抑えるために、応急対応基準や体制の整備等のソフト面と、耐震性など災害対応能力の高い施設設備のハード面が一体となった持続的な防災システムの整備が有効であり、町では復興計画の最重点課題に防災体制の再構築を掲げ、地域防災計画を初め、土地計画にかかわる計画等の見直しを急務とし、現在これは検証作業を進め、防災基盤の強化を図ってまいります。

具体的には、災害時に重要となる防災拠点施設、道路、上下水道などの災害対応機能の強化を図るとともに、土地利用、都市地計画等の全体的な町土利用についても、災害に強いまちづくりの視点からの見直しの検討を進めてまいります。

さらには、災害時における避難救護の円滑な実施のために、保健医療福祉提供体制の整備に努め、各団体との情報交換による連携の強化を図るなど、地域全体が一丸となった災害対応ができるよう、災害に強いまちづくりの構築を目指してまいります。

一方で、大震災では支えあいの精神が顕現いたしました。道路や水路の応急復旧に尽力された建設協力会の皆さん、いち早く被害現場の把握、給水活動に全力を傾けていただいた消防団員の皆さん、避難所での救護活動を支えてくださった町内外のボランティアの皆さん、震災直後に支援物資を届けてくださった三鷹市、十和田市、川南町の姉妹、友好市町を初めとする関係機関の支えで現在に至り、一応の落ち着きを取り戻した状況下にあります。この場をおかりし、改めて感謝の言葉を申し上げます。

これら支えあい、すなわち人と人との絆が災害に強いまちづくりに不可欠であり、今後のまちづくりに際しても大きな原動力となるだろうことを強く確信しておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、除染計画の計画方針についてのおたただしですが、これまで熊田議員、藤井議員、鈴木隆司議員、大木議員、青山議員にも答弁させていただき、内容が重複する部分があることをご了承ください。

国は、本年1月に放射性物質による環境汚染への対処に関する特別措置法を議員立法により可決成立し、交付しております。この特措法の施行を受けて、国は汚染状況重点調査地域を指定し、長期的な目標として、追加被曝線量が年間1ミリシーベルト以下となることを目指し、除染を進めることとしております。

町といたしましても、国の目標と同様に矢吹町除染計画を策定し、今年度から5年間を経過期間と位置づけ、平成24年度、平成25年度の2カ年を重点期間と定め、町内全域での除染を実施してまいります。国の基準では、空間放射線量が毎時0.23マイクロシーベルト以上の区域を除染対象区域としておりますが、町といたしましては、0.23マイクロシーベルト以下の地域でも、学校施設やマイクロホットスポットなどの除染が特に必要な場

所については、予算の確保をしながら実施してまいります。

昨年は、子供たちを放射能から守るため、早い時期から教育施設の校庭・園庭の表土除去作業や、校舎や園舎等の除染作業などを実施し、9月25日には子供たちの通学路等を中心として、全町的に放射線低減クリーンアップ作戦を実施したところではありますが、ことしは矢吹町除染計画に基づき、農地や一般家庭における除染等実施し、町民の健康を守り、安全・安心の確保に努めてまいります。

また、このことは現在実施している農産品等の風評被害払拭活動にもつながることとなり、町内産業の復興に向けても大きな意義をもたらすものとなり、除染なくして復興なしとして、町内の除染は本町の復興の大前提として、強力かつ継続的な取り組みとして進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、農地部門における復興計画についてのおただしであります。初めに、農地、農業施設の災害復旧についてであります。既に藤井議員、鈴木隆司議員、大木議員に答弁させていただいており、同様の説明になります。ご了承いただきたいと思っております。

農地部門の復興計画については、矢吹町復興計画の最重点課題にありますように、農地部門を最優先とした復旧・復興を第一に考えております。現在、補助対象地区で100地区、単独使用災害でおおむね50地区程度の工事発注を完了し、復旧作業に努めておりますが、これまでに答弁しておりますとおり、まずは平成24年度の作付に支障のない環境を確保することが一番必要なことであると考えており、平成24年度の作付に支障のない環境を確保するための応急措置等を最優先に行うこととしております。

具体的な施行方法等については、藤井議員の答弁にありましており、町として方部別の説明会を行い、1件1件現地を確認しながら復旧に努めてまいります。

また、大木議員にも答弁させていただいたとおり、被災箇所の工事種類を確認しますと、ため池、水路、道路、揚水機場等、農家の皆さんが共同で利用する公共性の高い農業施設が全体の6割を占めております。

そのことから、農家の皆さんが共同で活用する公共性の高い農業施設を最優先に応急措置等を進め、作付に支障のない環境を確保して、農地部門の復旧に努めてまいります。

農地部門の復興につきましては、熊田議員に答弁させていただいたとおり、食と農業農村基本条例の制定、農業者の新技术の普及と次世代の担い手支援、施設園芸の振興等を図り、安定した農業経営の実践に取り組み、若い農業者に魅力ある基幹産業として振興を図ってまいります。

次に農地の除染についてであります。こちらにつきましても、矢吹町復興計画の最重点課題に位置づけ、除染計画に基づく町内全域の除染に取り組みます。町の除染計画に基づき、水田、畑地、牧草畑及び生活圏隣接の森林を計画的に実施してまいります。特に線量が高いと思われる柿の内、田内地区については、新年度早々に実施いたします。

実施の方法としましては、藤井議員、鈴木隆司議員、青山議員にも答弁させていただいたとおり、福島県農林地等除染基本方針や環境省で策定しました除染関係ガイドラインに沿って、効率的かつ効果的な除染を進めていきたいと考えております。

地震災害と台風災害、さらには放射線による風評被害からの復旧・復興を目指し、復興計画への最重要課題として、農家の皆様の生活基盤である農地及び農業施設の復旧に努めますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、中心市街地の復興まちづくり推進事業についてのおただしであります。熊田議員、鈴木隆司議員へ答弁させていただいた内容と重複しておりますので、私が考える中心市街地の復興とまちづくりの進め方について申し上げます。

矢吹町復興計画において最重点課題として掲げさせていただいているとおり、中心市街地についての復興活性化は、町全体の再生、復興に欠かせないものであり、空き店舗の解消や有効利用などをし、また、季節ごとのお祭りやイベントなどによって商店街ににぎわいを戻すことが、これまで町の発展に尽力された先人への恩返しであり、また、次の世代の人々に対する使命だと考えております。

中心市街地の活性化については、東日本大震災以前も町の重点課題と位置づけておりましたが、この震災によって数多くの店舗等が損壊し、営業断念または移転する事業者が出るなど非常に大きな打撃を受けております。

しかし、常々私が申し上げております逆境に屈することなく、それを好機ととらえる逆転の発想によって、今だからこそ、今しかないという思いで、様々な視点から更なる活性化と復興再生政策を講じてまいります。

今後、商店主や商工会、町民有志による団体と連携し、中心市街地に関する復興とまちづくりについてより充実した実施内容をまとめ、議員の皆様に進捗状況をご説明申し上げながら、できるものから時間をおかず順次取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、希望の持てる矢吹町への再生についてのお正しであります。希望の持てる矢吹町への再生、それはすなわち、さわやかな田園の町、矢吹の実現にほかならないと私は確信しております。

桜が美しく咲き誇る春、美しい緑の田園風景が広がる夏、里山を鮮やかな色に染める紅葉の秋、深々と降り積もる雪に世界の音が消える冬、矢吹町は四季それぞれに豊かな表情を見せる自然に恵まれた美しいふるさとであります。その自然の再生、そしてそこから大きな恩恵を受け営む農業の再生、自然と調和し人々が集う美しく活気あふれる町並みの再生、町並みに集う人々の生計を支える産業基盤の再生、その人々が住まう集落には、支えあいの精神あふれるコミュニティが再生され、そこには真つすぐで思いやりのある心優しい子供たちが育つ環境が整えられている。これぞまさしく我が町が目指す将来像である「さわやかな田園のまち・やぶき」の姿であると思います。

このような10年後、果ては100年後の未来にも持続し続け、魅力あふれ、希望の持てる矢吹町に再建していくことが復興計画の理念であり、私に課せられた重い使命であると強く認識しております。

その実現には、これまで吉田議員を初め、他の議員の皆様からいただいたご質問において答弁させていただいたとおり、数多くの課題を一つ一つ着実に達成していかねばなりません。復興はまだ始まったばかりであり、その道のりは長く厳しいものであることは想像にかたくありません。しかし、その先にある町民の皆さんの笑顔、そして「みんなで支え創造する私のふるさと さわやかな田園のまち・やぶき」の実現を心の支えとし、不退転の決意で邁進してまいります。新しい矢吹へ心をついに、吉田議員並びに議員の皆様のご協力をお願いいたします。

なお、最後に、吉田議員から5つのお願いということで要望事項がございました。5つとも十分にこの後検討してまいりまして、実現可能と思われるものから実現に向けて努力をしてみたいなというふうに思っております。

農短大の問題や、さらには4号線の4車線化、それに伴ってバイパス、これらについては、以前からも県のほうに要望して、私自身が要望していることでもございます。そうしたことに向けて、吉田議員の思いは私の胸にも響きましたので、この後十分に検討しながら、実現に向け努力してまいりたいと思いますので、ご理解とご協力をお願いし、私からの答弁とさせていただきます。

◎会議時間の延長について

○議長（柏村 栄君） ここで、時間延長したいと思います、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） それでは答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 14番、吉田議員の質問にお答えいたします。

学習指導要領の改訂により、平成24年度より必修化される中学校の保健体育の武道の授業についてのおただしではありますが、議員ご指摘のように、平成24年度から中学校の新学習指導要領が本格実施され、保健体育科において、武道が柔道、剣道、相撲等の中からの選択必修とされました。

新学習指導要領では、「武道は、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、武道に自主的に取り組み、相手を尊重し、伝統的な行動の仕方を大切にしようとする。自己の責任を果たそうとすること。健康安全を確保すること。稽古の仕方、体力の高め方、運動観察の方法などを理解して、自己の課題に応じた運動の取り組み方を工夫することができるようにすること」を目的としております。

武道の種目の中で、特に柔道については指導経験のある教職員が少ないことや、部活動等において全国各地で事故も発生していること等から、保護者の皆様の中にも心配されている方がおられることも認識しております。

矢吹中学校では、これまでも保健体育科で剣道を取り入れており、平成24年度以降も剣道を保健体育科の武道として選択していくことにしております。剣道の指導については、指導内容は基礎的基本的な初歩の段階でありますし、担当の保健体育科の教員は、いずれもこれまでの指導経験もあります。また、校内に専門的指導のできる教員もおります。しかし、もちろんそうではあっても、担当教員は研修をさらに重ねて、生徒のけがや事故の起きることのないよう、安全には十分注意するよう指導してまいります。そうして保護者の皆様が不安に思われることのないよう、また、生徒の皆さんにも新しい武道場で安心して武道に取り組んでいただけるよう努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、14番、吉田議員への答弁とさせていただきます。

○議長（柏村 栄君） 再質問ございますか。

○14番（吉田 伸君） 何分ありますか。何分あるの。

〔「11時7分から始まっておりますので、あと5分ぐらいあります」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 5分ぐらいです。

○14番(吉田 伸君) では、ふらっといきます、3点ほど。

除染計画ということで、町長の方から答弁をいただきました。これはこれほどまでひどいというのが、ようやくわかっていることです。まあ時間と金が。政府でもこれはぐだらぐだらしているということは、それに対する対応が、まあ方針は固まったでしょうけれども、方針が固まれば予算ということで、あくまでも町長のきのうの答弁で6,000何がしの戸数が我が矢吹町にはあるわけですから、これを除染していくということは並大抵のことではないと言葉では言えますが、言うはやすいが行うはがたしと。そういうことで、ただ、町民の方も不安を感じることはこれは当たり前で、ただ、私は思いますけれども、ありがたくも矢吹町においては、浜通りの方とか、ああいうふうと同じく福島県でも災害のひどいところもありますので、どれが悪いかこれが悪いかという問題ではありませんけれども、まだ落ち着いてできるということに、一抹の幸せを感じるということだけは私は思っております。

あと農地のほうですけれども、この雪で工事が大分おくれております。企業庁のほうでは何としても田植えに任せるということをおっしゃっておりますけれども、どういう状況かは職員の皆さん、課長の皆さんのご活躍に期待するものでありますが、いざ万が一にもできなかつたとすれば、対応策として、先ほどちょっとだけ言いましたけれども、これをチャンスととらえて、逆に農業の皆さんとしゃべって、今用水掘りなんか大分やられておりますので、逆にパイプラインからでも押し進めたほうが利口じゃないかと、そういうふうな感覚も持っておりますので、ご検討のほどよろしく願いいたします。

あと、中心市街地でございますけれども、私はわけのわからない希望の持っているまちなんて言っておりますが、これも考え方一つで、先ほど言ったように宿場町と。このあたりは宿場町だと。逆にそういうふうな発想を豊かにしていけば、中心市街地がもっと違った、この観光状況、何回も言うようにですけども、ここは非常に皆さんの集まれる場所ですから、改めて私は烏峠に登ってそう思いました。

そういうことで、ひとつご検討のほどお願いしたいと思います。

あと教育長に、その前に町長ありますね。私もあまり風呂敷をを広げ過ぎて縛れるのかという心配もありますけれども、まあ福島県庁を持って来いなんていうのは、これは私もはったりでありまして、黙り料で何百億円かもらうと、くっちゃべってれば、あれらうっとおいしいから何とかしてやっぺという考え方も、県庁のほうの首脳部のほうに生まれてくれれば幸いといったらば、まあ野崎町長にちらっと、長くうんと予算くれっぺと、やかましいからと。そういうふうにも言っていたいただければ、農業短大とかもうやめて、これ先ほど言ったとおりのこと、あと4号国道のバイパス、こんなのも、はっきり言えば、もう早々にかかっていたいただきたいと。それによって、旧産業道路、旧4号国道ですね、要するにこの商店などがありますし、それから4号線、そしてバイパスとなったら、黙っていたって矢吹町は復興していきますし、発展していきます。私はそう思います。

トリサワ・タテノ線の路線化を今、矢吹町は、福島県は聞かかんはずはありません。ですから、先ほど町長の言ったとおり、これを1年ですから。ちょうど先ほど言ったように、あと1週間で3月11日になるんですよ。随分皆さん下を向いて、そういつて我慢していきますから、そろそろは町長からさわやかなアドバルーンを上げてもらって、下から上を見て何とか頑張っぺというスローガンでも実際的に売り出していただければ、これ幸いなことだと。そして、希望というものは夢でありますし、目標であります。そういうことを打ち出していきたいと。まあ徐々にやっていただきたいと。そして、職員の皆さんも、そういうことに仕事というのは、

確かに金銭的なこともありますけれども、そういう希望、要するに仕事の満足感。そういうものが達成したと、こういうふうな満足感があればおのずといろいろなアイデアが出てきます。そういうことで、ぜひともそういうところの職員の皆さんも、この我が矢吹町を何としても元に戻し、浜通りの思いを知ったならば、まだまだできますから、ぜひそういうことでやっていただきたいと思います。

以上、5点です。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 14番、吉田議員の再質問にお答えさせていただきます。

除染の部分でございますが、矢吹町60平方キロメートルの面積、6,000ヘクタール余りの面積になる広大な面積を有しております。線量が原発の立地市町村含んだ特別地域に比べれば比較的低いということであっても、住民の不安というのは同じように感じているものだというふうに思っております。これらについては、そうした住民の不安を払拭するためにも、さらには放射性物質のそうした様々な問題を解消するためにも、時間と経費が相当かかるというようなことを、私自身も強く認識をさせていただいているところでございます。これらについてはまだ万全、十分とは言えない計画であるかもしれませんが、しかし、今回、多くの議員からいただいたように、除染のスケジュール、除染の方法、そして住民の皆さんが「よくやった」と言われるような、そうした除染を実施していきたいと考えておりますので、吉田議員初め、先ほど質問いただいている議員の皆様にも十分にご理解をいただきたいと思ひますし、また、様々なご提言もこの後いただければ、大変ありがたいなと思っております。全力を尽くして頑張っていきたいと思ひます。

それから、農地、農業用施設の復旧工事がおくれている問題、これをチャンスととらえて、別な手法で考えてみてはどうかということで、一例としてパイプラインの敷設というものを考えてはどうかというような吉田議員からのおただしでございました。これらについても、現在、私も矢吹原土地改良区、矢吹土地改良区の理事長をやっております、何カ所かの畑地、それから水田についても、パイプライン化がもう既に事業として取り組まれている先進市を視察してまいりました。これらについては、吉田議員が言われるとおり、パイプラインにすることによって、今問題になっている土側溝の問題や、さらには土側溝の整備等ずっと維持していくというような、そういうことについての課題がないわけではございませんので、そうしたことが可能かどうかについても、今後町として、また、土地改良区のほうとしても検討、協議をしていきたいなというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

中心市街地の問題でございます。宿場町のイメージと、そういう形で復興に取り組んではいかがかというような話がございました。また、先日も永沼議員から公園化の話も出ましたし、様々な考え方が議員の皆さんにもあるでしょうし、また、きのうも話をさせていただいたように、職員、さらには商工会、町民有志の方たちがこの後町に様々な提案をしていただけるということで、そうした方々たちと一緒に連携を図りながら、よりよい方向での中心市街地の活性化に向けた復興の取り組みをこの後続けていきたいというふうに思っております。

そうした中であって、復興のきっかけ、大きな材料になるのではないかとということで、4号線のパイパス化

についての提案でございますが、これはもう先ほど答弁させていただいたとおり、町には道路マスタープランというものがあって、先輩の皆さんも同様な計画を持っていた時期もございます。これについては、矢吹・棚倉線のバイパス化を見てもわかるとおり、新たな街があのように素晴らしく形成されたということを見れば、吉田議員が言われることについても、納得がいくというふうに私も思っております。

そうしたことを受けて、こうしたこと、今回のピンチをチャンスに変えていくという、そういう逆転の発想ということをお自身も考えておりますので、こうしたことが今回の復興計画に盛り込まれるかどうかについても、協議を深めていきたいなというふうに思っております。

いずれにしても、当初の質問、さらには再質問の中で、希望や夢を持って、今回、町の復興計画当たっていただいて、そして町民にそうした夢や希望が持てる、そんなすばらしい町をつくってほしいというような再質問でございましたので、お自身もそうした夢や希望を持って、また、職員も同じように持って、また、職員がそうした夢や希望が持てるような環境づくりも含めて、お自身、この後鋭意努力してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りまして、再質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（柏村 栄君） 時間がまいりましたので、14番、吉田伸君の一般質問は打ち切ります。

これで、通告のありました一般質問は全部終了いたしました。

これにて、一般質問は終結いたします。

◎総括質疑

○議長（柏村 栄君） 日程第2、これより町長から提出されました議案等に対する総括質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

6番、棚木良一君。

〔6番 棚木良一君登壇〕

○6番（棚木良一君） 質疑をいたします。特に、新年度から始まる除染についてであります。

この除染計画に基づいて除染が始まるわけですが、12月の議会でも言いましたように、この除染計画については、専門家やアドバイザーの助言を受けて策定してはどうかということを提言したわけですが、そういった点ではどうだったのか。何か見ますと、県のマニュアルを参考にしてつくられたような気がするんですが、そういった点で、基本方針の中に大変大事なことが抜けているのではないかなというふうに思うんです。

それはどういうことかといいますと、今回の福島第一原子力発電所事故による、いわゆる放射能の漏洩事故の全責任は、事業者である東京電力と原子力政策を推進してきた国にあり、本来は東京電力と国が直接除染を実施しなければならないわけです。そのことが私は抜けているのではないかなというふうに思うのです。こういう肝心なことが抜けている除染計画では、こういう方針が抜けていたんではだめでないかというふうに思います。

そういった点で、それらについてやはり追加して、私はこの除染計画を見直してはどうかというふうに思います。

あと、皆さんもご承知のように、マスコミ報道で、いわゆるこの第一原子力発電所の事故によって、これまでかかった町の経費、それにかかわるですね、そういった経費が、福島市の場合には東京電力に請求書を郵送

で出したというようなマスコミ報道があったわけですが、矢吹町ではこれについてどういう対応をするのか、その点。

そしてもう一つは、いわゆる建物解体、一般質問でも言いましたけれども、予算委員会でもできるだろうというふうなことを同僚議員の皆さんもそう思うかもしれませんが、これについての対応は、町民課長にもこれまでずっと言ってきたんですが、課長でも対応できないということがわかって、一般質問の中でこのおくりてきたことについては、町長は謝罪をしたわけです。謝罪をしたわけですが、いわゆる業者については指定をしないということで町担当課は言ってきたわけですが、いざふたをあけてみれば業者を指定しているということで、その業者も建設業者全員に声をかけて言っているのならいいんですけども、一部の業者にしか言っていないということも、私はわかっております。

そういう点で、やはり今回の場合には、町の指名業者とかそういったことは言っていないわけですね、入札のいわゆる経緯審査を受けなければならないとか、そんなことはないわけですから、いわゆる業者も町の公共工事をする人ばかり、やる人ばかりがやるのではなくて、そういった漏れた人たちにやはり今回の場合にはやってもらおうということが、一日も早い復旧・復興につながっていくのではないかなというふうに思うんですね。

ですから、そういう点でやはり一部の業者に仕事をやらせるのではなくて、やはり公募をして公平にやらせるべきではないかというふうに思いますので、そういった点についても、町長の考えをお示しいただきたいと思います。

以上です。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 6番、棚木議員の質問にお答えさせていただきます。

除染について、矢吹町の除染計画で大変大事なことが抜けているのではないかなというようなことでございますが、もちろん私自身も先ほどから答弁をさせていただいているとおり、今回の原発の事故については、事業者である東京電力、さらにはそれをきちっとした管理をしなくてはならない国が、当然そうした形で責任を負うべきもの。しからば、除染の主体となるものについても、国、東電が除染の事業の主体となることについては、私も環境省の細野大臣が福島に来たときに、同じような質問をさせていただきました。なぜ特別地域だけを国が主体的にやって、それ以外の線量が低いと思われる地域については、国・県がやらずに町がやらなくてはいけないんだと。同じだろうと。不安に感じていることは同じでしょうと、どういう状況か現地に入ってみないとその実態はわからないでしょうというような話をさせていただきました。国はできるだけそうした地域にも入って、国、東電の職員にも足を運んでいただいて、実態を見ていただいてということがございましたが、きちっとした形で、そういう形をつくっていただくということはいまだにございません。

環境省のガイドラインにおいても、特別地域については、国が主体的にやらせていただきますよと。それ以外については、各市町村で除染を実施してくださいというような、そんな形になっていることに憤りは感じておりますが、この計画自体が国の方に提出を義務づけられているということになれば、その部分について県のほうの除染計画のマニュアルにもその部分が記載が抜けておりましたので、そうしたことに基づいて町の除染

計画をつくらせていただきました。

確かに棚木議員の言われることは、私自身も憤りを感じている部分なので、この後、除染計画について計画のその部分について入れ込むことができるかどうかについても検討していきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

また、除染の経費等については、原発事故に伴う経費を含めて福島市で賠償請求をしたということですが、先ほども答弁させていただきましたように、町としましても同様に賠償責任を求めていく形でこの後作業に入っていきますので、ご理解をいただければというふうに思っています。

建物の解体については、このことについては、すでに全員協議会、または折に触れて棚木議員からいろいろと要望があった件でございます。私の認識と実態が食い違っていたことについては、棚木議員の答弁の中でも謝罪させていただきましたが、これらについては、今受けたことを十分に配慮して、この後、建物の解体作業に当たっていくようにさせていただきますので、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

以上、私からの棚木議員に対する答弁とさせていただきます。

○議長（柏村 栄君） そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 質疑なしと認め、これにて総括質疑を終結いたします。

◎議案・請願・陳情の付託

○議長（柏村 栄君） 日程第3、これより議案、請願、陳情の付託をいたします。

お諮りいたします。議案第21号、第29号、第30号、第31号、第32号、第33号、第34号、第35号については、8名の委員をもって構成する第1予算特別委員会を、議案第22号、第23号、第24号、第25号、第26号、第27号、第28号については、6名の委員をもって構成する第2予算特別委員会をそれぞれ設置し、これに付託の上審査することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、第1予算特別委員会、第2予算特別委員会を設置し、付託の上審査することに決しました。

今、構成メンバーを配りますので、少々お待ちください。

〔構成名簿配付〕

○議長（柏村 栄君） ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第7条第1項の規定により、お手元に配付いたしました名簿のとおり指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、予算特別委員会の委員は、お手元に配付いたしました名簿のとおり選任することに決しました。

お諮りいたします。議案第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号、第12号、第13号、第14号、第16号、第17号については、お手元に配付の議案委託表のとおり、所管の常任委員会に付託することに

いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり付託することに決しました。

次に、2月24日までに受理した請願、陳情は、会議規則第92条の規定により、お手元に配付の請願文書表、陳情文書表のとおり、各常任委員会に付託いたします。

◎散会の宣告

○議長（柏村 栄君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

（午後 零時20分）

平成24年第368回矢吹町議会定例会

議事日程(第4号)

平成24年3月12日(月曜日)午後1時開議

- 日程第 1 議案第15号 矢吹町復興計画について
- 日程第 2 議案第5号・第6号・第7号・第16号・第17号
審査結果報告 総務委員長 質疑・討論・採決
- 日程第 3 議案第8号・第9号・第11号・第12号・第13号・第14号・請願第1号
審査結果報告 文教厚生委員長 質疑・討論・採決
- 日程第 4 議案第10号・陳情第1号
審査結果報告 産業建設委員長 質疑・討論・採決
- 日程第 5 議案第21号・第29号・第30号・第31号・第32号・第33号・第34号・第35号
審査結果報告 第1予算特別委員長 質疑・討論・採決
- 日程第 6 議案第22号・第23号・第24号・第25号・第26号・第27号・第28号
審査結果報告 第2予算特別委員長 質疑・討論・採決
- 日程追加の議決
- 日程第 7 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 8 発議第1号 「特例水準解消」による公的年金削減に反対する意見書(案)
- 日程第 9 発議第2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書(案)
- 日程第10 発議第3号 原発事故と福島県にかかわる特別法についての意見書(案)
- 日程第11 発議第4号 3常任委員会並びに2委員会の議員研修旅行の廃止(案)
- 日程第12 閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第13 議員の派遣について

町長のあいさつ

議長のあいさつ

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(15名)

1番	青	山	英	樹	君	2番	竹	元	孝	夫	君
3番	鈴	木	隆	司	君	4番	鈴	木	一	夫	君
5番	藤	井	精	七	君	6番	棚	木	良	一	君

7番	大木義正君	8番	角田秀明君
9番	熊田宏君	10番	永沼義和君
11番	諸根重男君	13番	根本信雄君
14番	吉田伸君	15番	栗崎千代松君
16番	柏村栄君		

欠席議員（1名）

12番	遠藤守君
-----	------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	長野崎吉郎君	副町長	渡邊正樹君
教育長	栗林正樹君	企画経営課長	圓谷誠君
総務課長	会田光一君	税務課長	井戸沼寿量君
町民生活課長	円谷一雄君	保健福祉課長	深谷昌利君
産業振興課長 兼農業委員会 事務局長	須藤源太君	都市建設課長	藤田豊君
上下水道課長	円谷清茂君	会計管理者 兼出納室長	水戸邦夫君
教育次長兼 学校教育課長	藤田忠晴君	生涯学習課長	近藤尚一君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	坂路寿紀	主幹兼 局長補佐 兼次長	菊地利雄
--------	------	--------------------	------

◎開議の宣告

○議長（柏村 栄君） 皆さんこんにちは。ご参集ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は15名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

会議に先立ちましてお願いを申し上げます。きのうで未曾有の東日本大震災から1年となりました。ここで亡くなられた多くの犠牲者の皆様のご冥福をお祈り申し上げまして、1分間の黙禱をささげたいと思います。ご協力をお願いします。起立をお願いします。

（黙禱）

○議長（柏村 栄君） 黙禱終わります。ご協力ありがとうございます。

（午後 1時00分）

◎議案第15号の質疑、討論、採決

○議長（柏村 栄君） それでは日程に入ります。

日程第1、議案第15号 矢吹町復興計画についてを議題といたします。

本案の提出理由については、既に説明を受けておりますので、これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより、議案第15号 矢吹町復興計画についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号～第7号、議案第16号、議案第17号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（柏村 栄君） 日程第2、去る3月6日の本会議において各常任委員会、第1・第2予算特別委員会に付託いたしました案件を議題とし、審査結果を各委員長から順次報告を求めます。

これより、議案第5号 矢吹町基金条例の一部を改正する条例、第6号 矢吹町税条例の一部を改正する条例、第7号 矢吹町集会施設条例の一部を改正する条例、第16号 矢吹町コミュニティプラザ及び矢吹町営駐

車場の指定管理者の指定について、第17号 矢吹町集会施設の指定管理者の指定の一部変更についてを一括議題といたします。

本案に関し、総務常任委員会委員長の報告を求めます。

総務常任委員会委員長、14番、吉田伸君。

〔14番 吉田 伸君登壇〕

○14番（吉田 伸君） 皆さんこんにちは。表は大分ひどい雪、真っ白であります。今晩は降らなければいいと思いますけれども。

それでは、総務常任委員会審査結果報告書。

第368回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、その審査が終了したので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

報告書。1番から6番までは省略させていただきます。

7、審査結果。

当委員会に付託されました議案第5号、第6号、第7号、第16号、第17号の審査結果は次のとおりであります。

議案第5号 矢吹町基金条例の一部を改正する条例。

本案は東日本大震災からの復興と住民生活の安全及び地域経済の振興のために、矢吹町震災復興基金東日本大震災復興交付金基金を設置するものであり、震災以前のまちづくりに努めるものです。

審査の結果、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第6号 矢吹町税条例の一部を改正する条例。

本案は東日本大震災において特例措置が設けられたことによる町条例の一部改正であります。

改正の主なものは住宅等の雑損控除について平成23年度の住民税適用を可能にすること、住宅ローン控除継続費を適用及びたばこ税の税率上げによる改正です。

審査の結果、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第7号 矢吹町集会施設条例の一部を改正する条例。

本案は堤地区のコミュニティ集会所を建設中でありますので、条例の一部を改正し、集会所の項を追加するものです。

審査の結果、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第16号 矢吹町コミュニティプラザ及び矢吹町営駐車場の指定管理者の指定について。

本案は平成21年度からの矢吹町商工会との指定管理基金が当該年度で満了することから3年間の経験と手法を生かした指定管理の継続を行うものであります。

審査の結果、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第17号 矢吹町集会施設の指定管理者の指定の一部変更について。

本案は議案第7号の堤集会所設置に伴う矢吹町集会施設の指定管理者の指定についての一部を変更し、堤行政区を指定管理者として指定するものであります。

審査の結果、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

以上です。

○議長（柏村 栄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより、議案第5号 矢吹町基金条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第6号 矢吹町税条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第7号 矢吹町集会施設条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第16号 矢吹町コミュニティプラザ及び矢吹町営駐車場の指定管理者の指定について採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第16号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第17号 矢吹町集会施設の指定管理者の指定の一部変更についてを採決いたします。
お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。
本案を委員長報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第17号は委員長報告のとおり可決されました。

◎議案第8号、議案第9号、議案第11号～議案第14号、請願第1号の委員長報告、質疑、
討論、採決

○議長（柏村 栄君） 日程第3、これより議案第8号 矢吹町国民健康保険条例の一部を改正する条例、第9号 矢吹町介護保険条例の一部を改正する条例、第11号 矢吹町教育委員会教育職員の給与の特例に関する条例、第12号 矢吹町スポーツ推進委員設置条例、第13号 矢吹町保健事業訪問員設置条例、第14号 矢吹町介護財政安定化特例基金条例、請願第1号 「特例水準解消」による公的年金削減に反対する意見書の提出を求める請願書を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員会委員長、4番、鈴木一夫君。

〔4番 鈴木一夫君登壇〕

○4番（鈴木一夫君） 文教厚生常任委員会審査結果報告書。

第368回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、その審査が終了したので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

報告書。1番から6番までは記載のとおりでございますので、省略をさせていただきます。

7、審査結果。

当委員会に付託されました議案第8号、9号、11号、12号、13号、14号、請願第1号の審査結果は次のとおりであります。

議案第8号 矢吹町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

本案は子育て支援の一環として、医療費無料の対象を満12歳から満18歳までに引き上げるための条例の改正であります。

審査の結果、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第9号 矢吹町介護保険条例の一部を改正する条例。

本案は介護保険法の規定により、平成24年度から平成26年度までの3年間、65歳以上の介護保険料を同法施行令に従って一部を改正するものです。

改正により基準月額を1,025円値上げし、3,931円とするものです。

審査の結果、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第11号 矢吹町教育委員会教育職員の給与の特例に関する条例。

本案は教育委員会事務局に指導主事を配置し、各学校と協力して一層の学力向上との連携強化を図るための

ものです。

平成24年4月から県教職員の割愛による指導主事を採用し、当該教職員が町教育委員会に勤務させます。そのことで学校教職員と比較して不利にならないよう、給与等の特別調整を行うための条例改定であります。

審査の結果、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第12号 矢吹町スポーツ推進委員設置条例。

本案はスポーツ基本法が公布され、これまでの体育指導委員がスポーツ推進委員に名称変更になったため、その職務等に関し、必要な事項を定めるものです。

審査の結果、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第13号 矢吹町保健事業訪問員設置条例。

本案は町内の生後4カ月までの乳児家庭に対し、育児不安の解消等を目的に、保健事業訪問員を設置するため、必要な事項を定めるものです。

審査の結果、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第14号 矢吹町介護財政安定化特例基金条例。

本案は平成24年度に介護報酬が増額改定されることから、介護保険料の急激な上昇を抑えるため、県から交付される財政安定化基金特例交付金を適正に管理、運用するため設置するものであります。

審査の結果、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

請願第1号 「特例水準解消」による公的年金削減に反対する意見書の提出を求める請願書。

本案は復旧・復興のさなかに、高齢者や年金生活者からの年金削減に反対する請願であり、それらの人々の生活実態を考慮し、採択するものです。

審査の結果、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告をいたします。よろしくお願いをいたします。

○議長（柏村 栄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

5番、藤井精七君。

〔5番 藤井精七君登壇〕

○5番（藤井精七君） 議案第9号 矢吹町介護保険条例の一部を改正する条例に反対の立場で討論いたします。

きのう3月11日、東日本大震災から1年がたちました。福島県民、矢吹町民は立ちどまってはられない。復旧・復興に一歩でも前に進もうという気持ちでいます。国は介護職員の賃金を月1万5,000円程度引き上げてきた処遇改善交付金を4月から廃止し、これを介護報酬の増額で手当てすれば保険料アップとはね返ります。国の支出は年1,400億円を減らし、国だけが責任を大きく後退させて、国民と地方自治体に肩がわりさせる国の情け容赦ない施策です。そうした国の施策の中で、町も最大限の努力をして保険料額は県内で十三、四市町

村ある一番低い階層に位置することから、ご理解をお願いしますという報告ですが、震災、放射能、風評被害、ハード面の復旧・復興はもちろんですが、前に進もうとする気持ち、心の復旧・復興も忘れてはならないと思います。そうした中で、基準額を1,025円値上げして3,931円にする、決して少ない値上げ額ではありません。前に進もうとする足がとまってしまう、心の復旧・復興がなえてしまう、そういう心配があり、私は議案9号に反対いたします。

○議長（柏村 栄君） そのほかございませんか。

11番、諸根重男君。

〔11番 諸根重男君登壇〕

○11番（諸根重男君） 議案第9号 矢吹町介護保険条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論します。

本案は平成24年度から平成26年度までの介護保険料額を改正する条例であります。平成12年4月に介護保険制度が創設され、13年目を迎えるようとしておりますが、この間、介護サービスの利用者は年々増加し、矢吹町の介護給付費も平成12年度と平成22年度を比較すると2.9倍と増加の一途をたどっており、高齢者福祉において、なくてはならない制度となっております。今回は高齢化率の上昇による高齢者の増加、それに伴う介護認定者の増加や介護施設入所者の増加、65歳以下の被保険者と65歳以上の高齢者の負担割合の変更、医療制度改革による医療から介護への流れ等、介護保険料の上昇要因がある中での見直しが行われることになったものであります。

前回の改正時には、介護保険料の上昇を抑制するために、国からの支援がありましたが、今回は県からの財政安定化特例交付金の408万4,000円だけということもあり、平成23年度に比べ、基準階層で月額1,025円の上昇の3,931円となりますが、それでも県内市町村の中では最も安いランクの4,000円以下の保険料基準月額となっております。今回の見直しにおいても、介護サービス料の適正推計、県からの財政安定化特例交付金の活用等、できるだけ保険料の上昇を抑制しようとの努力が見られ、さらに矢吹町介護保険運営協議会の慎重審議を得て、答申を受けた内容でもあります。介護保険制度を安定して運営するためにも、最低限の上昇はやむを得ないものと考えます。執行部も最大限努力している条例改正案の提案であると判断いたしますので、本条例改正案に賛成いたします。よろしく願いいたします。

○議長（柏村 栄君） そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより、議案第8号 矢吹町国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第9号 矢吹町介護保険条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。この採決は起立により行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（柏村 栄君） 起立多数であります。

よって、議案第9号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第11号 矢吹町教育委員会教育職員の給与の特例に関する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第11号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第12号 矢吹町スポーツ推進委員設置条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第12号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第13号 矢吹町保健事業訪問員設置条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第13号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第14号 矢吹町介護財政安定化特例基金条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第14号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、請願第1号 「特例水準解消」による公的年金削減に反対する意見書の提出を求める請願書を採決いたします。

お諮りいたします。この請願に対する委員長報告は採択であります。

請願第1号を委員長報告のとおり採択することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 異議なしと認めます。

よって、請願第1号は採択と決しました。

◎議案第10号、陳情第1号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（柏村 栄君） 日程第4、これより議案第10号 矢吹町町営住宅等条例の一部を改正する条例及び陳情第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情についてを一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長、8番、角田秀明君。

〔8番 角田秀明君登壇〕

○8番（角田秀明君） 産業建設常任委員会審査結果報告書。

第368回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、その審査が終了したので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

1番から6番までは記載のとおりでございますので、割愛させていただきます。

7、審査結果。

当委員会に付託されました議案第10号、陳情第1号の審査結果は次のとおりであります。

議案第10号 矢吹町営住宅等条例の一部を改正する条例。

本案は地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴い、矢吹町営住宅等条例の一部を改正するものです。

改正内容は、町条例で入居の特例が公営住宅法施行令の廃止により単身入居が認められていた老人、身体障害者、その他居住の安定を図る必要があるものの特例を継続するため、町条例に同様の規定を加えるものであります。

審査の結果、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

陳情第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情について。

本案は国・県の関係機関に福島県の最低賃金を政労の代表から成る雇用戦略対話の合意内容に沿った引き上げと、その早期発効について意見書の提出を求めるものであります。

審査の結果、全委員異議なく、原案のとおり採択すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（柏村 栄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第10号 矢吹町営住宅等条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。
本案を委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号は委員長報告のとおり可決されました。

陳情第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情についてを採決いたします。
お諮りいたします。この陳情に対する委員長報告は採択であります。

陳情第1号を委員長報告のとおり採択することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第1号は採択と決しました。

◎議案第21号、議案第29号～議案第35号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（柏村 栄君） 日程第5、これより議案第21号 平成23年度矢吹町一般会計補正予算（第10号）、第29号 平成24年度矢吹町国民健康保険特別会計予算、第30号 平成24年度矢吹町公共下水道事業特別会計予算、第31号 平成24年度矢吹町土地造成事業特別会計予算、第32号 平成24年度矢吹町農業集落排水事業特別会計予算、第33号 平成24年度矢吹町介護保険特別会計予算、第34号 平成24年度矢吹町後期高齢者医療特別会計予算、第35号 平成24年度矢吹町水道事業会計予算を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

第1 予算特別委員長、11番、諸根重男君。

〔11番 諸根重男君登壇〕

○11番（諸根重男君） 第1 予算特別委員会審査結果報告書。

第368回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、その審査が終了したので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

1番から7番までは記載のとおりでございますので、省略させていただきます。

8、審査結果。

当委員会に付託されました議案第21号、第29号、第30号、第31号、第32号、第33号、第34号、第35号の審査結果は次のとおりです。

議案第21号 平成23年度矢吹町一般会計補正予算（第10号）。

本案は既定の歳入歳出予算にそれぞれ13億4,957万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ120億6,488万7,000円とし、合わせて繰越明許費、債務負担行為及び地方債の補正をするものであります。

歳入の主な内容は、町税、地方交付税、県支出金、寄附金、繰入金、諸収入、町債などを増額し、利子割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、分担金及び負担金、使用料及び手数料、国庫支出金、財産収入などをそれぞれ減額するものであります。

歳出の主な内容は、総務費、衛生費、農林水産業費、商工費、土木費、消防費などをそれぞれ増額し、民生

費、教育費、災害復旧費、防災費などをそれぞれ減額するものであります。

繰越明許費の補正の主なものについては、損壊家屋等解体事業、臨時地方道整備事業、一部損壊住宅補修補助事業、広域圏消防費分担金事業、矢吹中学校改築事業、学校給食検査体制整備事業、農業施設災害復旧事業、道路橋梁災害復旧事業、都市施設災害復旧事業、保健福祉センター、中央公民館、文化センター等の災害復旧事業等、それぞれ翌年度に繰り越すべき事業費を追加するものであります。

債務負担行為の補正では、矢吹町コミュニティプラザ及び矢吹町営駐車場指定管理料の限度額を追加するものであります。

地方債の補正では、学校教育施設等整備事業債、上下水道施設災害復旧事業債を追加し、地方道路等整備事業債、公共土木施設災害復旧事業債の限度額をそれぞれ増額し、学校教育施設等整備事業債、福祉施設災害復旧事業債等の限度額をそれぞれ減額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第29号 平成24年度矢吹町国民健康保険特別会計予算。

本案は歳入歳出予算の総額をそれぞれ19億9,922万5,000円とし、あわせて一時借入金の限度額及び歳出予算の流用を定めるものであります。平成23年度当初予算と比較して、1.0%の減となっております。

討論に入り、藤井委員から資格証明68世帯、短期保険証320世帯の発行があり、厳しい状況である。国保税はあらゆる手段を講じて1円でも安くすべきと主張してきた私たちの主張に合っていない議案であり、反対する旨の発言。青山委員から弱者への配慮、大震災の中にあつて資産割等の見直しの議論が必要であるとの観点から反対の意見があり、一方では栗崎委員から厳しい状況の中で工夫をした予算である旨、本案に賛成する旨の討論があり、挙手採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第30号 平成24年度矢吹町公共下水道事業特別会計予算。

本案は歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億9,936万8,000円とし、あわせて債務負担行為、地方債、及び一時借入金限度額を定めるものであります。

繰上償還計画の終了などから、平成23年度当初予算と比較して15.7%の減となっております。

審査の結果、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第31号 平成24年度矢吹町土地造成事業特別会計予算。

本案は歳入歳出予算の総額をそれぞれ749万4,000円とし、あわせて一時借入金限度額を定めるものであります。平成23年度当初予算と比較して81.5%の減となっております。

審査の結果、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第32号 平成24年度矢吹町農業集落排水事業特別会計予算。

本案は歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億9,132万5,000円とし、あわせて債務負担行為、地方債及び一時借入金限度額を定めるものであります。平成23年度当初予算と比較して、7.6%の増となっております。

審査の結果、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第33号 平成24年度矢吹町介護保険特別会計予算。

本案は歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億7,593万5,000円とし、あわせて一時借入金限度額、歳入歳出予算の流用を定めるものであります。なお、第5期介護保険事業計画による第1年度予算であり、平成23年度当初

予算と比較して10.8%の増となっております。

討論に入り、藤井委員から大震災、原発事故、そして風評被害、町民の生活は大変であり、介護保険の値上げは反対である旨の意見があり、一方で大木委員から介護サービスを受ける人がふえている現状であり、制度を維持するためには改定はやむを得ないものであり、本案に賛成する旨の討論がありました。挙手採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第34号 平成24年度矢吹町後期高齢者医療特別会計予算。

本案は歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億3,427万3,000円とし、あわせて一時借入金の限度額について定めるものであります。平成23年度当初予算と比較して0.1%の減となっております。

審査の結果、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第35号 平成24年度矢吹町水道事業会計予算。

本案は収益的収入予算の総額を4億2,820万5,000円とし、収益的支出予算の総額を4億5,974万8,000円とするものであります。平成23年度当初予算と比較して、収益的収入では3.0%の減、収益的支出では1.3%の減であります。資本的収支予算については、収入が3,517万円に対し、支出では1億7,817万円とするものであります。差し引き不足する額については、当年度消費税資本的収支調整額過年度分及び当年度分損益勘定留保資金などで補てんするものであります。

また、企業債、一時借入金の限度額、議会の議決を要する流用する経費、棚卸資産の購入限度額についても、合わせて定めるものであります。

審査の結果、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

○議長（柏村 栄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入り、討論の発言を許します。

6番、棚木良一君。

〔6番 棚木良一君登壇〕

○6番（棚木良一君） 議案第29号 平成24年度矢吹町国民健康保険特別会計予算に反対の立場で討論を行います。

国保会計の本年度予算は19億9,922万5,000円で、前年度と比較しますと1,928万2,000円の減であります。国保税の本年度予算は4億4,295万3,000円で、前年度と比較しますと6,504万円の減であります。

前にも言いましたが、今国民の命と健康を守る国保制度の危機が増えています。国保税が高くて払えず、保険証の取り上げや生活費の差し押さえまで行われ、大きな社会問題になってきているわけであり、国保から給付する医療費の伸びに対し、不況で加入者の所得がふえず、国保税収入が減っているためと、根本原因は国庫負担の削減によるものであります。国保会計が占める国庫支出の割合は、1984年度の50%から24%にまで半減しているわけであり、

民主党政権は政権交代したら国保に9,000億円の予算措置を行い、国民の負担を軽くすると国会で主張していましたが、政権交代後も公約を実行していないばかりか、高過ぎる国保税をさらに値上げしたわけであり、課税限度額の引き上げであります。そればかりか、今度は国会においてこの東日本大震災で、今この被災者の方々、復旧・復興に頑張っているときに、消費税の増税をやろうとしているわけでありましたが、これが今の民主党の正体であります。

ご承知のように矢吹町の国保加入者も国保税については高く払えない、何とか引き下げてほしい、こういう切実な要望が以前からあるわけであり、3月6日現在で国保税滞納者は807世帯、そして短期保険証は320世帯と、このように多くなってきているわけであり、現在国保積立基金が6,313万円あります。1世帯1万円下げても3,000万円以上の国保積立基金は残りますので、町長がやる気になれば国保税の引き下げはすぐできるものであります。

そしてまた基本計画の重点施策として、健康のまちづくりを推進します。健康づくりの推進、健康診断と予防医療の推進とありますが、町はこれまで国保税の滞納世帯へ保険証交付、短期保険証はしてきましたが、正規の保険証ではなく、資格証明書を68世帯の方々に発行しているわけであり、こういった方々は病院で医療費を全額払わなければなりませんので、病状が悪化するまで受診しないということになってしまいます。今、失業や低賃金などにより、受診抑制が深刻になっていることが大きな社会問題になっているわけであり、医療の根幹は早期発見、早期治療であります。受診がおくれて命を落とすことのないように、保険証は直ちに交付すべきであります。国保は社会保障制度であります。私は憲法25条を守る立場から、議案第29号に反対するものであります。

○議長（柏村 栄君） そのほかございませんか。

3番、鈴木隆司君。

〔3番 鈴木隆司君登壇〕

○3番（鈴木隆司君） 私は、議案第29号に賛成の立場で討論するものであります。

本当初予算は、厳しい社会環境の中、総額で前年度と比較して減額の予算であります。被保険者の高齢化など、医療費の増加する中での国保財政安定化を図ったものであり、本案に賛成するものであります。皆さんの同調を要望するものであります。よろしくお願いします。

○議長（柏村 栄君） そのほかありませんか。

5番、藤井精七君。

〔5番 藤井精七君登壇〕

○5番（藤井精七君） 議案第33号 平成24年度矢吹町介護保険特別会計予算に反対の立場で討論いたします。

先ほど、議案第9号 矢吹町介護保険条例の一部を改正する条例でも反対いたしましたが、復旧・復興にはいかに町民の気持ちをとらえることができるかです。議案第9号の反対討論で申したとおり、保険料値上げ額6,262万3,000円計上された予算ですので、議案第33号に反対いたします。

○議長（柏村 栄君） そのほかありませんか。

7番、大木義正君。

〔7番 大木義正君登壇〕

○7番（大木義正君） 私は、議案第33号 平成24年度矢吹町介護保険特別会計予算について賛成の立場で討論いたします。

本案は、平成24年度から平成26年度までの第5期介護保険事業計画における初年度の予算案であります。高齢化率の上昇に伴う高齢者の増加や認定者が大幅にふえる状況の中、適切な介護サービスを提供するとともに、安定した財政運営も必要と考えます。

本予算案では、介護給付費の伸びが前年比2.7%増と、ここ数年間10%程度上昇するのと比較し、抑制されております。介護保険料については、保険料抑制のための国からの財政的支援がなく、県からの財政安定化特別交付金の支援のみという中で、できるだけ保険料上昇を抑制しようと努力しているところであります。

また、県内他市町村の保険料と比較しても最も安いランクの4,000円以下の基準月額となっております。厳しい財政状況の中、最大限努力している予算であると判断しますので、本予算に賛成いたします。皆様のご賛同よろしく申し上げます。

○議長（柏村 栄君） そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第21号 平成23年度矢吹町一般会計補正予算（第10号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告どおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第21号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第29号 平成24年度矢吹町国民健康保険特別会計予算を採決いたします。

お諮りいたします。この採決は起立により行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（柏村 栄君） 起立多数であります。

よって、議案第29号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第30号 平成24年度矢吹町公共下水道事業特別会計予算を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第30号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第31号 平成24年度矢吹町土地造成事業特別会計予算を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第31号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第32号 平成24年度矢吹町農業集落排水事業特別会計予算を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第32号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第33号 平成24年度矢吹町介護保険特別会計予算を採決いたします。

お諮りいたします。この採決は起立により行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（柏村 栄君） 起立多数であります。

よって、議案第33号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第34号 平成24年度矢吹町後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第34号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第35号 平成24年度矢吹町水道事業会計予算を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第35号は委員長報告のとおり可決されました。

ここで暫時休議をいたします。

(午後 1時54分)

○議長（柏村 栄君） それでは、再開いたします。

(午後 2時08分)

◎議案第22号～議案第28号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（柏村 栄君） 日程第6、これより議案第22号 平成23年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、第23号 平成23年度矢吹町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）、第24号 平成23年度矢吹町農業集落排水事業特別会計補正予算（第5号）、第25号 平成23年度矢吹町介護保険特別会計補正予算（第3号）、第26号 平成23年度矢吹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）、第27号 平成23年度矢吹町水道事業会計補正予算（第5号）、第28号 平成24年度矢吹町一般会計予算を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

第2予算特別委員長、8番、角田秀明君。

〔8番 角田秀明君登壇〕

○8番（角田秀明君） 第2予算特別委員会審査結果報告書。

第368回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、その審査が終了したので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告をいたします。

1番から6番まではご案内のとおりでございますので、割愛させていただきます。

7番、審査結果。

当委員会に付託されました議案第22号、第23号、第24号、第25号、第26号、第27号、第28号の審査結果は次のとおりです。

議案第22号 平成23年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）。

本案は既定の歳入歳出予算にそれぞれ1,200万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ22億5,190万3,000円とするものであります。

歳入の主な内容は、国庫支出金、共同事業交付金、繰入金を増額し、国民健康保険税、県支出金、諸収入などをそれぞれ減額するものであります。

歳出の主な内容は、保険給付費、共同事業拠出金を増額し、総務費、介護納付費などをそれぞれ減額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第23号 平成23年度矢吹町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）。

本案は既定の歳入歳出予算にそれぞれ2,495万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ13億1,505万1,000円とし、合わせて地方債の補正をするものであります。

歳入の主な内容は、繰入金、諸収入を増額し、使用料及び手数料、国庫支出金、町債などを減額するものであります。

歳出の主な内容は、災害復旧費を増額し、総務費、事業費、公債費を減額するものであります。

地方債の補正では、震災減収対策企業債を追加し、災害復旧事業債などの限度額をそれぞれ減額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第24号 平成23年度矢吹町農業集落排水事業特別会計補正予算（第5号）。

本案は既定の歳入歳出予算にそれぞれ1億3,064万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億

2,556万8,000円とするものであります。

歳入の主な内容は、繰入金、国庫支出金を増額し、使用料及び手数料、町債を減額するものであります。

歳出の主なものは、災害復旧費を増額し、維持管理費、公債費を減額するものであります。

地方債の補正では震災減収対策企業債を追加し、災害復旧事業債などの限度額をそれぞれ減額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第25号 平成23年度矢吹町介護保険特別会計補正予算（第3号）。

本案は既定の歳入歳出予算からそれぞれ384万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億9,639万2,000円とするものであります。

歳入の主な内容は、国庫支出金、県支出金などを増額し、保険料、支払い基金交付金などをそれぞれ減額するものであります。

歳出の主な内容は、総務費、基金積立金を増額し、保険給付費、地域支援事業費、諸支出金などを減額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第26号 平成23年度矢吹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）。

本案は既定の歳入歳出予算からそれぞれ301万3,000円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億1,653万6,000円とするものであります。

歳入の主な内容は、繰入金を増額し、後期高齢者医療保険料などをそれぞれ減額するものであります。

歳出の主な内容は、総務費、後期高齢者医療広域連合納付金、諸支出金を減額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第27号 平成23年度矢吹町水道事業会計補正予算（第5号）。

本案は既定の収益的収支予算額のうち、収益的収入予定額から5,000万円を減額し、収益的収入総額を3億9,201万2,000円とし、収益的支出予定額には2,796万2,000円を増額し、収益的支出総額を4億9,857万5,000円とするものであります。

収益的収入の主な内容は、営業収益を減額するものであります。

収益的支出の主な内容は、営業費用を増額するものであります。

また、資本的収支補正予算では、既定の資本的収支予定額のうち、資本的収入予定額から4,410万1,000円を減額し、収入総額を1億6,024万8,000円とし、資本的支出予定額に1,000円を増額し、支出総額を2億6,750万6,000円とするものであります。

資本的収入の主な内容は、負担金を増額し、企業債、国庫補助金を減額するものであります。

資本的支出の主な内容は、企業債、償還金を増額するものであります。

あわせて議会の議決を要する流用経費額について補正するものであります。

審査の結果、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第28号 平成24年度矢吹町一般会計予算。

本案は歳入歳出予算の総額を77億8,700万円とし、あわせて債務負担行為、地方債、一時借入金の限度額及

び歳出予算の流用を定めるものであります。平成23年度当初予算額と比較し、14.7%の増となっております。

討論に入り、棚木委員から平成24年度当初予算の編成に当たっては、東日本大震災と原発被害は甚大であり、復旧・復興の予算も多く計上されており、町民の方々から評価されるものもたくさんあると思いますが、一日も早い復興を進めているときに町の対応が遅いこと、また町三役の退職金の見直しもしないこと、人事考課制度導入により職員の早期退職が加速され、町民を含めて冷たい人事扱いになってしまっていること、町長が会長である社会福祉協議会に町の仕事を預けてしまっていること、町の特別養護老人ホームの入所待機者が150人、町の人だけでも73人もいることを認識していないこと、経費節減を進めている中で指定管理者の健康センターの管理料が3,000万円にも上昇していることは問題だと思うことなど、町民の福祉と暮らしを守る面から、本案に反対する旨の意見がありました。

一方で、鈴木委員からは昨年の東日本大震災に対して、優先されるものは対応面のスピードであり、行財政機能を停滞させるものでなく対応していること、また町長の施政方針の中でも、今後についてもその姿勢を継続されているということは大事だと思うことから、本案に賛成する旨の討論があり、挙手採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（柏村 栄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

6番、棚木良一君。

〔6番 棚木良一君登壇〕

○6番（棚木良一君） 議案第28号 平成24年度矢吹町一般会計予算に反対の立場で討論を行います。

死者、行方不明が1万9,000人を超えた、昨年3月11日の東日本大震災から1年が経過したわけであり、私は改めて犠牲になられたそのご家族に心から哀悼の意を表します。

大震災や原発事故に被災し、仮設住宅などで暮らす数十万の人たちが一日も早く暮らしと仕事を取り戻せるよう力を合わせていきたいと思えます。

福島原発事故の被害、放射性物質拡散による危険や不安は広範囲に広がっています。日本の社会と政治にとって、被災地域の皆さんの救済と復興に取り組むことは引き続き最大の課題であります。

我が町においても東日本大震災の教訓から学び、防災計画の見直しを初め、原発ゼロ、自然エネルギーへの転換、命と暮らしを守ることなどを正面に据えて、本格的に取り組むことが大きな課題となっているわけであり、東日本大震災、原発事故からの被害は甚大であり、その復旧・復興、そして放射能汚染から町民の健康を守ることや、ふるさとの自然を守ることは急務であり、新年度予算に反映されなければなりません。

町の新年度一般会計予算は77億8,700万円で、前年度比9億9,700万円、14.7%の増であります。事業を見ますと、矢吹中学校の改築事業や学校防災対策事業、放射能除染対策事業、災害復旧事業、予防接種事業など、

また子供の医療費の、高校3年生までの無料化など、町民の皆さんからも評価されると思います。しかし、指定管理者制度の導入については、今予算にも計上されておりますけれども、これまでもこの関連の条例の一部改正や指定については問題もあり、その内容や領域から見て、指定管理は教育、文化、福祉、健康の領域は、地方自治体にとっては行政の主体的、中心的業務であり、町民にとっては行政主体の放棄であり、軽視であるということで反対の立場を表明してきました。

予算要望でも現行の委託業務については全面的に、詳細に点検・評価し、期を設定し、見直しを図ることなどや、委託などに関する事務を担当する全体的な監督部署を構成し、責任体制を整備すること、従来の担当任せでは管理部門までは行き届かず、その上人員が削減されている事情があるので、すべて任せっ切りになってしまっているのが実態ではないか。だれもが責任を持たない共同組織になるおそれが十分あることや、また評価についても、評価委員会を町民主体に構成し、事業評価をし、すべて公表することなど、問題点を指摘し、改善するよう要望してまいりましたが、一向に改善されていない。

健康センター1つ見ても、平成23年度の町の定期監査結果報告に見られるように、管理運営の実態や費用負担など、問題のあることが町監査委員から指摘されているわけであります。このままですと町負担は年々増大するばかりであります。

特に問題なのは、福祉協議会の会長を町長が兼務して、各種事業を福祉協議会に委託していることは、町民の福祉や健康を守る上からも、今後のまちづくりを進めていく上からも大きな問題があります。

他町村では増床や建設をして待機者対策をしている特別養護老人ホーム、矢吹町では寿光園、待機者150人もいるのに介護4、5の人には待機者はいないなど、待機者対策もない。

町民の仕事確保や建物解体事業での業者の問題など、一日も早い復旧・復興と言いながら2カ月もおくらせたわけであります。1,000年に一度の大震災、甚大な被害があった町民に対する見舞金支給についても、12月の議会で取り上げたわけでありますけれども、一般町民には町からは何もありません。また、三役の退職金の廃止や見直しについても、何ら見直しもない。そして人事考課制度は職員の早期退職に見られるように、制度そのものに欠陥があり、即刻やめるよう提言してきたわけでありますけれども、一向に廃止しなければ改善もしない。こういう町の対応には余りにも問題があると、私はそういったことで町民の福祉、暮らしを守る立場から、議案第28号に反対するものであります。

○議長（柏村 栄君） そのほかございませんか。

4番、鈴木一夫君。

〔4番 鈴木一夫君登壇〕

○4番（鈴木一夫君） 私は議案第28号 平成24年度矢吹町一般会計予算について、賛成の立場で討論をいたします。

平成24年度当初予算編成につきましては、東日本大震災による影響や原子力災害を受ける中、震災以前以上の活気に満ちあふれる矢吹町を目指すため、本格的な復興のスタートに十分こたえる予算編成の内容となっております。評価をすべきものであります。

特に評価すべきは、昨年に引き続き本町の基幹産業である米作等を中心とした農業に大きな支障が生じないよう、農業施設や農地の復旧を最優先事業として取り組んでいることや、除染なくして復興なしと復興の大前

提の一つである除染活動についても町内全域を視野に入れ、農地や一般家庭等における除染を予定するなど、町民の健康を守り、放射線量の低減に取り組んでおり、復興への大きな意義をもたらすものと考えます。

そして、県に先立ち子育て支援として、乳幼児・児童医療費の無料化の対象年齢を小学校6年生から高校3年生まで拡大し、子育てしやすい環境づくりに努めていることや、子供・妊婦による被曝線量調査事業などを昨年に引き続き実施するなど、放射線に対する不安を取り除き、健康に影響が及ぶことがないようにする対策は、未来を担う矢吹町の子供たちの育成に対し、大きに評価をするものであります。

今後も続く震災対応に対しましては、行動力のある野崎町政に期待しつつ、昨年の東日本大震災に対し、優先されるものはまず対応面のスピードであります。さらに行財政機能を停滞させることなく対応してくれることを申し添えて、私は本案に賛成をするものであります。皆様のご賛同をよろしくお願いをいたします。

○議長（柏村 栄君） そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第22号 平成23年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第22号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第23号 平成23年度矢吹町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第23号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第24号 平成23年度矢吹町農業集落排水事業特別会計補正予算（第5号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第24号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第25号 平成23年度矢吹町介護保険特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第25号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第26号 平成23年度矢吹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第26号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第27号 平成23年度矢吹町水道事業会計補正予算（第5号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第27号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第28号 平成24年度矢吹町一般会計予算を採決いたします。

お諮りいたします。この採決は起立により行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（柏村 栄君） 起立多数であります。

よって、議案第28号は委員長報告のとおり可決されました。

以上で各常任委員会・特別委員会付託案件などの審議、採決はすべて終了いたしました。今期中に町長及び議員から追加案件の提出がありましたので、その取り扱いについて議会運営委員会を開くため、暫時休議いたします。

（午後 2時32分）

○議長（柏村 栄君） それでは、再開いたします。

（午後 2時52分）

◎日程の追加

○議長（柏村 栄君） 次に、追加議案の取り扱いについては、先ほどの議会運営委員会において審議されたので、その結果の報告を求めます。

議会運営委員会副委員長、4番、鈴木一夫君。

〔4番 鈴木一夫君登壇〕

○4番（鈴木一夫君） それでは報告をいたします。

町長から追加議案1件、議員から追加案件発議4件が提出されました。

また、議会運営委員会から次期定例会の運営協議のため、閉会中の継続審査申し出等が提出されました。

その取り扱いについて企画経営課長並びに議会事務局長から説明を求め、協議いたしました結果、お手元に配付の追加議事日程表のとおり、本日の議事日程に追加し、全体審議をすることに協議が成立をいたしました。皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

以上で、議会運営委員会からの報告を終わります。

○議長（柏村 栄君） お諮りいたします。

ただいま副委員長報告のとおり、これを本日の日程に追加し、議題にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、これを日程に追加し、議題にすることに決しました。

なお、追加日程については、お手元の資料のとおりであります。

◎諮問第1号の上程、説明、採決

○議長（柏村 栄君） 日程第7、これより諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 議場の皆さんこんにちは。それでは説明申し上げます。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであります。本案は人権擁護委員として、人権尊重思想の普及高揚に尽力され、平成24年6月30日をもって任期が満了となります矢吹町中畑120番地、長谷川良典氏を再度同委員に推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求めるものであります。

長谷川氏は人格識見、地域からの信望も大変厚く、平成21年7月より人権擁護委員を務めていただいているところであります。今回、引き続き同委員として就任していただきたく、ここに提案をいたしました。皆様の満場一致のご同意をお願い申し上げます。提案の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（柏村 栄君） 本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入ります。

この採決は、起立により行います。

諮問第1号について、この諮問に賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（柏村 栄君） 起立全員であります。

よって、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては同意することに決しました。

本日は、本人が都合により出席できませんので紹介は省略させていただきます。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柏村 栄君） 日程第8、これより発議第1号 「特例水準解消」による公的年金削減に反対する意見書（案）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

4番、鈴木一夫君。

〔4番 鈴木一夫君登壇〕

○4番（鈴木一夫君） 発議第1号 「特例水準解消」により公的年金2.5%削減に反対する意見書（案）。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

「特例水準解消」により公的年金2.5%に削減に反対する意見書（案）。

厚生省は特例水準を解消するとして、3年間で2.5%の公的年金の引き下げを行おうとしています。2000年から2002年に行われた物価スライド据え置きについて、政府は高齢者の生活実態と経済への悪影響を考慮して年金支給額をこれまで据え置いたものであり、多くの国民は適切な措置であったと支持してきました。しかるに今回、特に我が福島県にあっては、3.11大震災と原発事故による放射能災害があり、避難や仮設住宅で生活している住民が数多くいる中、高齢者を取り巻く状況は当時と比較してもますます厳しさを増しております。このような時期に、特例水準解消2.5%削減を強行することは、高齢者の生活を守る立場からも、地域経済を活性する立場からも納得できる施策ではありません。

よって、次の事項の実現を強く求めます。

記

1、公的年金の特例水準解消による2.5%の削減は行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

2012年3月12日。内閣総理大臣野田佳彦殿。厚生労働大臣小宮山洋子殿。

福島県矢吹町議会議長柏村栄。

よろしく願いいたします。

○議長（柏村 栄君） これより、発議第1号に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 質疑なしと認め、これにて質疑は終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 討論なしと認め、討論は終結いたします。

これより発議第1号 「特例水準解消」による公的年金削減に反対する意見書（案）を採決いたします。

お諮りいたします。発議第1号はこれを提出することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第1号の意見書は提出することに決しました。

◎発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柏村 栄君） 日程第9、これより発議第2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

8番、角田秀明君。

〔8番 角田秀明君登壇〕

○8番（角田秀明君） 発議第2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出をいたします。

福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）。

最低賃金制度は、非正規労働者を含むすべての労働者の賃金の最低額を法律により保障するものであり、毎年中央最低賃金審議会が作成する目安額を参考に、各都道府県最低賃金審議会の審議を経て、地域別最低賃金を決定することとされている。この最低賃金の引き上げについては、2010年6月政労使の代表から成る雇用戦略対話において、2020年までの目標として、できるだけ早い時期に全国最低800円（時間額）を確保し、景気状況に配慮しつつ、全国平均1,000円を目指すことで合意された。

しかし、現在の福島県最低賃金は時間額で658円となっており、この金額は政労使が合意し、目標として掲げた最低額と大きく隔たり、乖離しておるとともに、この水準は全国順位で30位と低位にあり、県内勤労者の賃金水準や経済性などと比較しても、極めて低いものとなっている。最低賃金の引き上げは働く者のセーフティネット機能を高めるとともに、労働意欲の向上、ひいては企業の業績向上へも寄与することにかんがみ、あわせて福島県の復興・再生という観点から見た場合においても、県内の労働力の確保や労働人口の県外流出防止の隔たりに、非常に重要なことである。

よって、本町議会は福島県の一層の発展を図るため、最低賃金の趣旨を踏まえ、福島県最低賃金に関する次の事項について強く要望する。

（1）福島県の最低賃金を雇用戦略対話における政労使合意内容に沿った引き上げを図ること。

（2）一般労働者の賃金引き上げが4月であることから、福島県最低賃金の改定諮問を早急に行い、発効日を早めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2012年3月12日。先ほど委員の中からもご指摘ありましたが、この資料も内閣総理大臣殿、厚生労働大臣殿、福島県労働局長殿だけで、氏名が書いておりませんが、申しわけないですがご了承ください。

矢吹町議会議長柏村栄。

○議長（柏村 栄君） これより、発議第2号に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

14番、吉田伸君。

〔14番 吉田 伸君登壇〕

○14番（吉田 伸君） 質問なんですけれども、この趣旨については、私は反対ではありません。ただ、この658円ということも、また全国平均で1,000円を目指すということもあれなんですけれども、その中に、この案が意見書としてつくったときに、現在岩手、宮城、福島、震災で、復興という形で、いろいろなことがご承知のことだと思いますけれども、企業の皆さんはこの3地区は大変苦勞しております。特に我が福島県においては風評被害、そうした農産物関連、これに関しては流通関係、皆さんが苦勞しております。こういうときに、意見書の中でこういう問題も出たのか、そこら辺を聞いておきたいと思ひまして、ですから出すからには経済的に皆さんが、順調なときだったら私もこの案についてあれですけど、多少そういうふうな意見も出たかというふうなことをお伺いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

委員長、角田秀明君。

〔8番 角田秀明君登壇〕

○8番（角田秀明君） 吉田議員にお答えをいたします。

ただいま我々産建常任委員会のほうに諮問され、陳情書が来て、この説明を受け、そして審議に入ったわけでありまして、委員の中から福島県の場合にはよそよりも賃金が随分低いと、目標の800円、1,000円には到底、まだまだ行き届かない中で、650円は安いんじゃないかというようなことで、そういう今、委員が心配するような意見は出ておりませんでした。

○議長（柏村 栄君） そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 質疑なしと認め、これにて質疑は終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 討論なしと認め、討論は終結いたします。

これより発議第2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）を採決いたします。

お諮りいたします。発議第2号はこれを提出することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第2号の意見書は提出することに決しました。

◎発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柏村 栄君） 日程第10、これより発議第3号 原発事故と福島県にかかわる特別法についての意見書（案）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

6番、棚木良一君。

〔6番 棚木良一君登壇〕

○6番（棚木良一君） 原発事故と福島県にかかわる特別法についての意見書（案）。

東京電力福島第1原子力発電所事故からおおよそ1年がたつものの、福島県民は福島というだけで暮らし、仕事、営業などの経済的側面と放射能に対する不安など、精神的側面の両面で、大変な矛盾と困難を今もって突きつけられている。原発事故の責任は原子力政策を推し進めてきた国と東京電力にあつて、福島県民の責任でないことは明白である。したがって、原発事故に起因するすべての損失は国の責任のもと、速やかにかつ無条件に回復されなければならない。

また、これまでの日本の関連法体系にINESレベル7という史上最悪の原発事故を想定したものになっておらず、現行法体系のもとでは十分に対応し切れないことが日々発生しており、原発事故被害者となった県民の暮らしを守る上で、特別の法律が必要なことはこれまでも福島県が国に求めてきたように、当然のことである。

よつて、国において福島県に対する、あるいは原発事故に関する特別の法案をつくるに当たつては、以下の点が盛り込まれた法律とすること。

1、原発事故にかかわる精神的賠償を含むあらゆる賠償が速やかに、漏れなく、全面的に実施されることが国の責務であると明記すること、原発事故賠償を単純な民間同士の賠償、紛争としないこと。

2、賠償については全200万県民が被害者であるとの考えに立ち、県民を分断するような線引きを行わないよう明記すること。

3、除染や検査、避難生活、教育など、原発事故に起因する県民の暮らしの困難にかかわつて必要な対応と、財源に国が責任を持つことを明記すること。財源について、県民、個人や自治体の責任としないこと。

4、原発事故の責任が原子力政策を推し進めてきた国にあることを明記するとともに、県と県議会が求めている県内全原発の廃炉を明記すること。

以上、地方自治法99条の規定により意見書を提出する。

平成24年3月12日。内閣総理大臣野田佳彦殿、衆議院議長横路孝弘殿、参議院議長平田健二殿。

福島県白河郡矢吹町議会議長柏村栄。

以上です。

○議長（柏村 栄君） これより、発議第3号に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 討論なしと認め、討論は終結いたします。

これより発議第3号 原発事故と福島県にかかわる特別法についての意見書（案）を採決いたします。

お諮りいたします。発議第3号はこれを提出することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第3号の意見書は提出することに決しました。

◎発議第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柏村 栄君） 日程第11、これより発議第4号 3 常任委員会並びに2委員会の議員研修旅行の廃止（案）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

10番、永沼義和君。

〔10番 永沼義和君登壇〕

○10番（永沼義和君） 議場の皆さん、改めてこんにちは。私、1週間前の5日、この壇上が最後だと言いましたが、最終日のきょうが、事実の最後の壇上でございます。おわびを申し上げます。

また、柏村議長にはこのたびの発議に対し、発議案を朗読する前に一言あいさつがあるのでご了解くださいと言いましたところ、快く理解していただきましたことに、議長に改めて御礼を申し上げます。

さて、1年前の3月11日、矢吹町全人口以上の、約2万人近くのとうとい命が犠牲になったわけでございます。そうした中1年が過ぎ、きのう1年目というふうなことで、前に野崎町長より防災無線でサイレンを流し、その後、町長から全町民に対してのあいさつがあるというふうなことを聞いており、午後2時46分、表で防災無線とともに黙禱を捧げました。そして、直ちに野崎町長のあいさつがあり、なぜかきのうに限って、あの防災無線がはっきりと、気持ちよく聞こえたわけでございます。その町長のあいさつには町民の安心・安全、そして復旧・復興に向けて全力で、今後活動していくというまとめであったと私なりに理解しております。

またきのうは、その後NHKで東日本大震災1周年追悼式が天皇・皇后両陛下ご臨席のもと、盛大な追悼の式が行われたわけでございます。それも国立劇場で、私も見ておりましたが、その中で岩手県、宮城県、福島県、各1人ずつの代表者が追悼の辞を述べておりました。特に宮城県の主婦奥田江利子さん、この人の追悼の辞には鬼の目に涙でもありませんが、私涙して最後まで聞いておりました。この犠牲者の追悼式という中で、被災された何十万の皆様方に、改めてここでお見舞いを申し上げる次第でございます。

さて、今全世界、そして我が国、日本、大変社会、財政状況が厳しい中にあります。特に今の国会、霞が関は混迷しており、それに輪を打って東日本大震災、この先日本はどうなるんだろうと、多くの町民が嘆いております。まさにそのとおりであると思います。

昭和から平成になって24年、そして20世紀から21世紀、新世紀と言われてはや12年、半世紀以上も町議会の改革がなされない。こんなことが今住民、有権者、多くの声が聞かれているわけでございます。余りにも議会と住民との温度差があるのかなと、私も16年議会活動をやってきた中で、つくづくそう思うものでございます。

そこで私の発議、3 常任委員会並びに2委員会の議員研修旅行の廃止（案）というふうなことで提出させていただきます。

上記の件に関して、町民または行政区内にも議員活動に疑問等の声もありましたので、直ちに4年前、同僚議員数名と話し合いしたところ多くの意見があり、総体的にまとめましたところ、ただただ今はまだというこ

とであったと、私は断念したわけでありました。

そこで私、最終議会にて発議提案させていただきます。

今の矢吹町全町民は、昨年3月11日東日本大震災後、1年が過ぎたわけであります。この先放射線汚染問題に、何十年続くかはかり知れない中で、町民すべての人たちが前向きに進んで、生きていかなければならないのです。議会の改革ではごくごくささやかな改善であり、町執行側、地域団体、町住民、だれ1人としてはばかることなく、町有権者代表の1人として、議会活動4年以上議席に座ってきた同僚議員皆さん、一人一人の賢明な是非のご判断を望むものであります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（柏村 栄君） これより、発議第4号に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

14番、吉田伸君。

〔14番 吉田 伸君登壇〕

○14番（吉田 伸君） ただいまの永沼議員の3常任委員会並びに2委員会の議員研修旅行の廃止ということで、私、最初この文面を見たときに、本題と議運委員会で、ちょっと説明不足でないかとそういうことで言ったところ、議長のほうからしばらくの間補足していただきたいと、そういうふうに受けましたので、今聞きました。しかし、永沼議員のおっしゃることは一理あります。でも私は、その一理の中に改革というものは研修しなければできません。私たちはこの矢吹町だけにおいて、矢吹町だけのことではだめだと思います。だから永沼議員に聞きます。その16年間の中の研修の是非、なぜ廃止というのか、そこを聞きたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（柏村 栄君） 永沼義和君。

〔10番 永沼義和君登壇〕

○10番（永沼義和君） 再度申し上げます。同僚議員の、盟友であります吉田議員から聞きたいというふうなことで、私はこの議員研修旅行に対しては再三、常に言ってきたつもりです。本来であれば4期目の議会活動の中で、そして議員になったときも、直ちに議員研修旅行の廃止の件は署名をして歩きました。その中で、ほんの二、三日で三百数十名の署名があり、同僚議員に話したところであす。10人に9人までは廃止だと、今はそういう必要がない。私もそのことは十二分、例えば特別委員会なるもので、ぜひ先進地に研修に行くということであれば、これは定かでない、堂々と行っていただきたいし、そうした中で町施策、町民の安心・安全のために、大いに議員の皆さんが公金を使っても、それは、私は定かでない。ただ、慣例・恒例的に、もう半世紀以上も続いているこの議員研修に対しては、大金ではないんですが、使っているのは、それだけにごくごく、ささやかな改革ではありますが、議員研修廃止したよということになれば、町民、有権者の多くは評価してくれるものと思い、私は簡単明瞭に、短く発議案を提出したわけでございます。その辺のご理解、いただけますようよろしく願い申し上げます。

○議長（柏村 栄君） それでは質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ないようですので、質疑は終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

14番、吉田伸君。

〔14番 吉田 伸君登壇〕

○14番（吉田 伸君） 私は、ただいまの3常任委員会並びに2委員会の議員研修旅行とついてはありますが、この案について反対の立場で討論いたします。

ただいま4期16年やった先輩の永沼議員から説明を受けました。永沼議員、ここの文書に入っているとおりでございます。この先何十年続くかはわかり知らない中で、町民すべての人たちが前向きに進んでいかなければならない。私たち議員も研修して、そして勉強して、そしてこの議会で、私はあなたのおっしゃるとおりやっただけでいかなければならないと、そう思います。ですから永沼議員のいうとおりで、私は反対の立場でこれからもどうぞ皆さん、各常任委員会並びに委員会で、改革するところは改革しなければならぬと私は思います。おっしゃるとおりだと思います。よって、そういう立場でやっていくということで、どうぞ議員の皆さん、私に賛同してください。

以上でございます。

○議長（柏村 栄君） そのほかございませんか。

9番、熊田宏君。

〔9番 熊田 宏君登壇〕

○9番（熊田 宏君） 議場の皆さん、こんにちは。私は発議第4号に対しまして、反対の立場で討論させていただきます。

まず討論に先立ち、昨日で1年が経過しました東日本大震災で亡くなられた1万5,854人のみたまに対し、哀悼の意を表します。またあわせて行方不明とされました3,155人の方の一日も早い発見と、その犠牲者となられた方々と被災並びに罹災された方にお見舞い申し上げます。

現在の日本は、マスコミやインターネットにより情報ははんらんしております。よって、逆に正しい情報が見失われつつあります。我が国日本には「百聞は一見にしかず」、聞いた百より見た一つという先達のありがたい言葉があります。その先達の思いを実行するべく実際に研修・見聞を重ねて、そしてよりよい町政を実現するために、反映するのが議員の仕事であります。

今、私たちは議員として町民の生の意見を伝えるために、実際に町民の方にお会いさせていただいて、意見を伺って、現場を見て伝える、質問する、質疑するということを学ばせていただいております。聞くと見るとでは大違いです。具体的に申し上げます、今回の大震災の現場であります。マスコミでは津波や瓦れきの映像が瞬間的に映りますが、実際に行かれた同僚議員もいらっしゃるでしょう。その現場を見るときに、とてもマスコミで見る部分的なものではないと、本当に海岸線沿いを走っていると、涙が出るという話を聞きました。

また、私たち議会でも特別委員会を組織し、文科省初めとする官公庁に要望に行きました。町民の方の思いと私たちの思いとどこが違うか、ましてや東電やお役所の態度の冷たさに、いかに国民のことを思っていないか、そういうことがわかったと思います。

議会の改革には、改選後に組織されるであろう活性化特別委員会により、よりよい議会が組織されると思います。

なお本件については、先輩である同僚議員の提案であり、各常任委員会で意見交換や協議が不可欠であると思います。ただし提案者、賛成者の意を込めて、これに関する研修は積むべきだと思います。

○議長（柏村 栄君） ほかにないですか。

1 番、青山英樹君。

〔1 番 青山英樹君登壇〕

○1 番（青山英樹君） 私は発議第 4 号に関しまして、賛成の立場で討論をさせていただきます。

同僚議員から反対の意見もございましたが、確かにこの震災の中で、町民すべての人たちが前向きに進んでいく、確かにそのとおりでございます。そういう意味においては総論は賛成でございますが、各論において異なってくるのかなと思っております。

まず、理由としましては、今やインターネット等によりまして、多くの情報が入手できるそういう状況になってきております。また研修自体わずか数時間という中であって、丸々 2 日かかっているようなときもございまして、そういうことに関して、調査・協議の時間に対して、かかる時間的なロスも多いかなという部分もございまして、その上、一番大事なのは、やはり議会議員は何をやっているのかわからないといった町民からのやゆ、批判等がございまして、1 つにはそれを解決していくためにも、議員活動を個人の、議員個人の活動の裁量権というものを大きくしていったほうがよろしいんじゃないかというふうに思っております。

そのようなことを考えていきますと、これも議論が必要になってくると思いますが、政務調査費等かんがみても、個人の研究なり、研修なり、個人の、議員個人の調査を、裁量権を拡大させる意味、そういう観点から私は再度協議を要するという意味においては、この研修旅行廃止（案）に賛成するものでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（柏村 栄君） そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ないようですので、討論は終結いたします。

これより発議第 4 号 3 常任委員会並びに 2 委員会の議員研修旅行の廃止（案）を採決いたします。

お諮りいたします。この採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立少数〕

○議長（柏村 栄君） 起立少数であります。

よって、発議第 4 号は否決されました。

◎閉会中の継続調査の申し出について

○議長（柏村 栄君） 日程第 12、閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

お手元に配付いたしました資料のとおり、議会運営委員会より次回定例会の運営協議のため会期外付託の申し出がありました。

お諮りいたします。副委員長申し出のとおり、継続審査の会期外の付託とすることに、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会より次回議会の運営協議のため、会期外付託の申し出のとおりとすることに決しました。

◎議員の派遣について

○議長（柏村 栄君） 日程第13、これより議員の派遣について議題といたします。

会議規則第122条第1項の規定により別紙のとおり、議員の派遣をしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、別紙のとおり、派遣することに決しました。

◎町長発言

○議長（柏村 栄君） 以上で、本日の議案審議は全部終了いたしました。

なお、ここで本会議等におきまして、答弁保留事項について文書で回答がありましたので、配付文書のとおり報告いたします。

次に、町長より発言を求めていますので、これを許します。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 第368回矢吹町議会定例会最終日に、柏村議長を初め、議員の皆様にご理解を賜り、発言の機会をいただきまして、まことにありがとうございます。

初めに、本定例会において提出いたしました議案は、議員皆様のご理解のもと、全議案、原案どおり可決いただきました。改めてお礼申し上げます。ありがとうございました。

さて、発言をお願いしたのは、専決処分についてであります。

今議会でも答弁させていただきましたとおり、復興へ向けた各分野における取り組みが急務となり、被災者の生活再建・支援、各種施設の復旧、町内除染等、早急かつ的確な対応をしていかなければならないと強く認識しており、必要に応じて補正予算について専決処分をさせていただきたいと考えておりますので、ご了解をお願いいたします。

さて、議員の皆様におかれましては、本議会をもって改選を迎えることになりました。これまで町政発展にご尽力いただきましたご苦勞に対し、この場をおかりいたしまして、町民を代表し、改めて感謝申し上げますとともに、今後もご協力賜りますようお願い申し上げます。

なお、今議会を最後に後進に道を譲り、ご優待なされる方々におかれましては、町発展に対するこれまでのご尽力に対し、重ねてお礼を申し上げるところであります。ありがとうございました。

また、今回再選を期される皆様におかれましては、心からご健勝を祈念するものであり、矢吹町の復興、町

政進展のため、引き続きご活躍いただけることを切に希望するものであります。

あわせて、この3月をもって退職予定の課長職の皆様にも、この場をおかりして改めてお礼を申し上げます。
ありがとうございました。

以上であります。

◎議長発言

○議長（柏村 栄君） それでは、私から本定例会の最後に、今月31日で退職されます町管理職の方々が議場におられますので、一言お礼の言葉を申し上げたいと思います。

坂路寿紀議会事務局長、深谷昌利保健福祉課長におかれましては、議会運営や審議に多大なるご協力をいただき、感謝を申し上げる次第であります。

今後は健康に十分留意され、退職後の生活を存分に楽しんでいただきたいと思います。

また、町政・議会活動に温かいご指導・ご鞭撻をいただきますようお願い申し上げまして、御礼の言葉といたします。長きにわたり、まことにご苦労さまでした。

最後に、今議会が我々議員、任期の最後の議会となりました。任期中はきょうまでさまざまなことがありました。3.11東日本大震災と原子力発電所事故に伴う放射性物質の流出事故など、町民の皆様を初め、苦悩の1年となりました。改めまして町民の皆さんにお見舞いを申し上げます。

私も4年間無事務めることができました。これもひとえに同僚議員の皆様と町長初め、町職員の皆様のご協力のたまものと感謝の気持ちを申し上げて、御礼の言葉といたします。

◎閉会の宣告

○議長（柏村 栄君） 以上で本定例会の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

これにて第368回矢吹町議会定例会を閉会といたします。

まことにご協力ありがとうございました。

(午後 3時39分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 24 年 7 月 6 日

議 長 柏 村 栄

署 名 議 員 諸 根 重 男

署 名 議 員